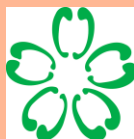


保健事業のまとめ

— 平成26年度 —

「健やかなまちづくり」を目指して



佐倉市

保健事業のまとめ ～平成26年度～ 目次

I 佐倉市の概要	
1. 佐倉市の概況	7
2. 健康こども部行政組織	8
3. 健康増進課事務分掌	9
4. 保健センター施設概要	10
5. 歳入歳出決算額の推移	12
6. 地域健康危機管理体制	13
7. 健康増進計画「健康さくら21」	15
II 子どもの保健	
1. 妊娠届出・母子健康手帳交付	21
2. マタニティクラス	24
3. 母子訪問指導	30
(1) 妊産婦・生後4ヶ月までの全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）	30
(2) 乳児・幼児訪問指導	33
4. 妊婦・乳児一般健康診査	34
5. 乳児相談	36
6. もぐもぐ教室	39
7. 1歳6か月児健康診査	41
8. 3歳児健康診査	44
9. 親子教室	47
(1) たんぽぽグループ	47
(2) ひまわりグループ	48
10. 幼児歯科健診	49
11. すくすく発達相談	51
12. ことばと発達の相談室	55
13. 保育園・幼稚園巡回相談	57
14. 健康教育・健康相談	58
(1) 保健センターでの健康教育	58
(2) 地区の集まりにおける健康教育	59
(3) 女性の健康づくり教育	59
(4) 保育園・幼稚園における歯科健康教育	60
(5) 健康教育に伴う健康相談	60
15. 低出生体重児の届出・未熟児養育医療・未熟児訪問指導	61
(1) 低出生体重児の届出・未熟児養育医療	61
(2) 未熟児訪問指導	65
16. 母子保健事業未受診者勧奨事業	66
III 思春期保健	
1. 思春期保健に関する取組み	71
IV 感染症予防	
1. 感染症予防及び防疫	75
(1) ヒブ予防接種	77
(2) 小児用肺炎球菌予防接種	78
(3) BCG予防接種	79

(4) 不活化ポリオ	80
(5) 麻しん（はしか）・風しん	81
(6) 四種混合・三種混合・二種混合	84
(7) 日本脳炎	88
(8) 水痘（みずぼうそう）	90
(9) 子宮頸がん予防接種（サーバリックス・2 価、ガーダシル・4 価）	91
(10) インフルエンザ	93
(11) 高齢者肺炎球菌予防接種	94
2. 予防接種（任意）	95
(1) おたふくかぜワクチン接種費用助成事業	95
(2) 高齢者肺炎球菌接種費用助成事業	96
3. 結核予防	98
(1) 結核検診	98

V おとなの保健

1. 健康手帳の交付	103
2. 健康教育	104
(1) 集団健康教育	104
3. 健康相談	113
4. 健康診査	115
(1) 健康診査	115
(2) 成人歯科健康診査	117
(3) 骨粗しょう症検診	119
(4) 肝炎ウィルス検診	122
5. 各種がん検診等	125
(1) 胃がん検診	125
(2) 子宮頸がん検診	128
(3) 乳がん検診	134
(4) 肺がん検診	141
(5) 大腸がん検診	143
6. 訪問指導	147
7. 特定健康診査（健康診査）・特定保健指導	149
(1) 特定健康診査（健康診査）	149
(2) 特定保健指導（保健指導）	152
8. こころの健康づくり	155
(1) 精神科医によるこころの健康相談	155
(2) カウンセラーによるこころの健康相談	156
(3) 千葉県地域自殺対策緊急強化基金事業	158
(4) 普及啓発活動	158

VI 市民の健康

1. 歯科保健啓発事業	163
(1) 歯ッピーかみんぐフェア（むし歯予防大会）	163
(2) よい歯のコンクール	164
2. 市民公開講座	165
3. 食生活改善推進員事業	167
(1) 食生活改善推進員養成講座	167
(2) 食生活改善推進員研修	168
(3) 食生活改善推進員地区活動	170

4. その他啓発事業	172
5. マイヘルスプラン普及啓発事業	174
Ⅶ 地域医療	
1. 休日夜間等救急医療事業	179
(1) 休日夜間急病診療所	179
(2) 休日当番医	182
2. 小児初期急病診療所事業	183
3. 佐倉市特定疾患見舞金支給事業	186
4. 在宅寝たきり老人等訪問歯科診療事業	188
Ⅷ 各種委員会名簿	193
Ⅸ 衛生関係統計	
1. 人口及び世帯数	203
2. 人口動態	207
3. 母子保健	210
4. 結核	210
5. 精神保健	211

I 佐倉市の概要

1. 佐倉市の概況

佐倉市は、千葉県北部、北総台地の中央部に位置し、都心から40キロメートルの距離にあり、成田国際空港から西へ約15キロメートル、県庁所在地の千葉市へは北東へ約20キロメートル、市北部には自然豊かな印旛沼が広がる行政面積103.59（国土地理院より平成27年3月公表103.69平方キロメートル）平方キロメートルの首都圏近郊都市です。

市域は、印旛沼の南に広がる台地、傾斜地、水田から構成されており、鹿島川、高崎川、手繰川、小竹川などが印旛沼に注いでいる。標高30メートル前後の下総台地は北から南へ向うほど徐々に高くなっている。

また、佐倉城跡周辺、印旛沼とその周辺、南部の農村地帯などは、台地を刻む谷地形の谷津があり、多くの動植物が生息する豊かな自然に恵まれています。

公共交通機関は、京成電鉄本線、JR東日本鉄道総武本線・成田線が市の東西を横断し、都心まで約60分、成田国際空港と千葉へはそれぞれ約20分で結ばれています。

また、市内には新交通システムのユーカリが丘線が運行されており、バス路線とともに鉄道各駅と住宅地を結ぶ市民の足となっています。

道路状況は、都心と成田国際空港を結ぶ東関東自動車道水戸線が市の南部を通り、佐倉インターチェンジにより国道51号と連結され、市の東西を国道296号、南北を県道千葉臼井印西線、佐倉印西線が走り、主要な生活道路網を形成しています。



佐倉市のまちづくり 歴史・自然・文化のまち～「佐倉」への思いをかたちに～

佐倉市では、第4次佐倉市総合計画における基本構想の将来都市像に「歴史・自然・文化」は、長い年月に渡り積み重ねてきた資源を、次世代に誇りを持って引き継いでいくという重要な責務を果たすためには、佐倉を大切にしていきたいという気持ち、佐倉に住み続けたいという愛着、佐倉を更にすばらしいまちにしていきたいという意欲など市民一人ひとりの「佐倉への思い」が必要となり、この「佐倉への思い」を一つひとつ「かたち」にかえていくことがすべての人に優しいまちづくりにつながるとともに、人々の共感を得ることで、まちの求心力を高めることとなり、市全体の活力を創出するまちづくりを実現するために取り組みを進めている。

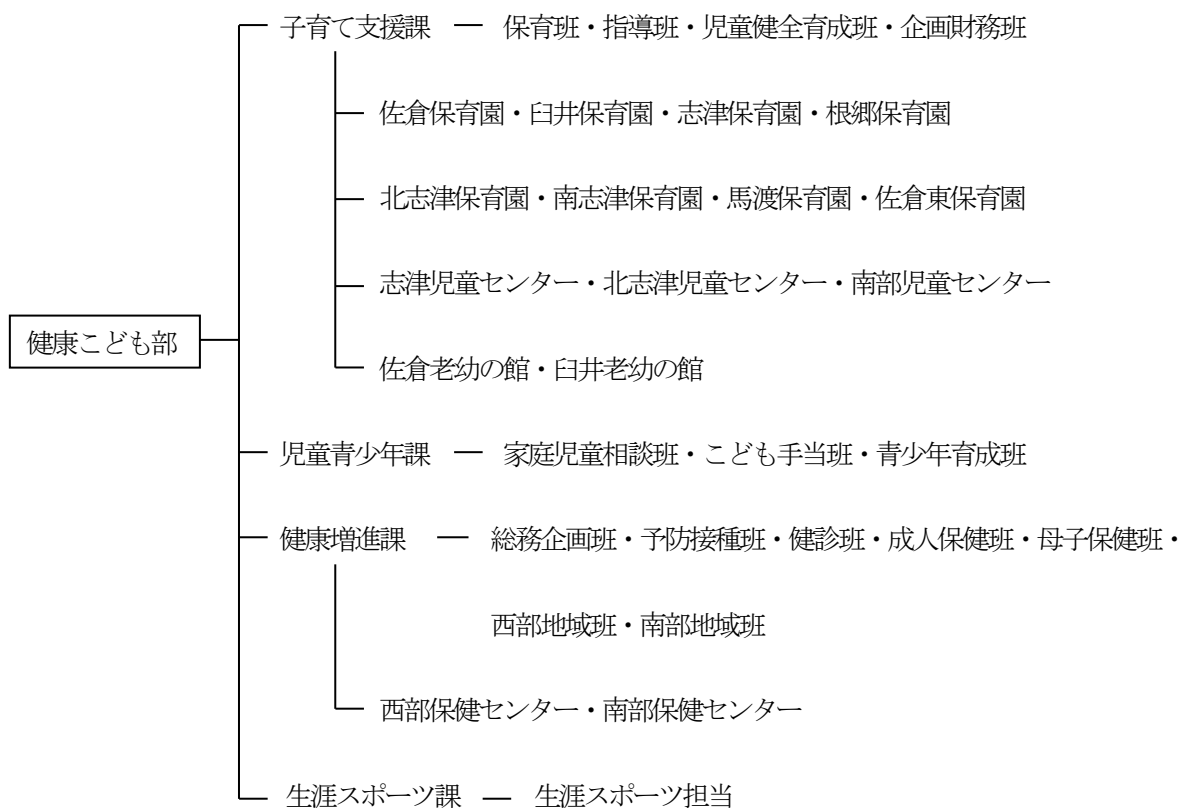
また、平成16年4月には、国の「健康日本21」「健やか親子21」を踏まえ、本市として「生活習慣病予防（一次予防）を重視した健康づくり」と「健やかな親子づくり」を体系的、継続的に推進していくことを目標として計画された健康増進推進計画「健康さくら21」を公表し、

「市民が主役～みんながつくる健やかまちづくり～」

を基本理念として、ヘルスプロモーション概念を基調とした「健やかなまちづくり」に向けた取り組みを始めていくところである。

２．健康こども部行政組織

(平成26年4月1日現在)



〔健康増進課の職種別職員配置状況〕

(単位：人)

	保健師	栄養士	歯科衛生士	言語聴覚士	事務職	合 計
健 康 増 進 課	22	5	4	3	9	43
西部保健センター	—	—	—	—	—	0
南部保健センター	—	—	—	—	2	0
合 計	23	5	2	3	12	45

*上記配置人数の他、任期付採用の保健師職員として、健康増進課 保健師1の配置あり。

3. 健康増進課事務分掌

〔 佐倉市行政組織規則に定められる事務分掌 〕

健康増進課

- 1 健康づくりの推進に関すること。
- 2 健康診査及び各種検診に関すること。
- 3 保健指導に関すること。
- 4 予防接種に関すること。
- 5 感染症等の予防に関すること。
- 6 特定疾患見舞金支給に関すること。
- 7 在宅寝たきり老人等の訪問歯科診療に関すること。
- 8 低体重児の届出に関すること。
- 9 未熟児の訪問指導に関すること。
- 10 未熟児養育医療に係る審査、決定及び養育医療券の交付に関すること。
- 11 佐倉市保健センターに関すること。
- 12 佐倉市休日夜間急病等診療所に関すること。
- 13 佐倉市小児初期急病診療所に関すること。

西部保健センター

- 1 佐倉市西部保健センターの管理運営に関すること。

南部保健センター

- 1 佐倉市南部保健センターの管理運営に関すること。

*佐倉市保健センターの設置及び管理に関する条例に定める保健センターの共通業務

- ・健康教育、健康相談その他保健指導に関すること。
- ・各種検診及び予防接種に関すること。
- ・機能訓練事業に関すること。
- ・その他保健センターの設置の目的を達成するために市長が必要と認める業務

4. 保健センター施設概要

健康管理センター

所在地 〒285-0825 佐倉市江原台2丁目27番地 TEL043-485-6711 FAX043-485-6714

1. 施設

- ・敷地面積 2,739 m²
- ・建物面積(延床) 2,486.21 m²
 - 1階 1,057.33 m² 休日夜間急病診療所・小児初期急病診療所・隔離室・点滴室・
栄養指導室・保健指導室・歯科指導室・消毒室・事務室
 - 2階 1,065.14 m² 予防接種室・言語指導室・小会議室・中会議室
 - 3階 363.74 m² 大会議室・小会議室2

2. 施設整備の履歴

【当初建築】

- ・工事期間 着工：昭和52年3月1日 完成：昭和52年11月30日
- ・総事業費 347,509千円(敷地購入費 121,925千円、委託費 8,310千円、工事費 217,274千円)

【昭和56年度一部増築】

- ・工事期間 着工：昭和56年12月28日 完成：昭和57年3月20日
- ・総事業費 12,950千円(工事費 12,950千円)
- ・事務室 51 m²

【平成3・4年度増改築】

- ・工事期間 着工：平成3年12月18日 完成：平成5年2月28日
- ・総事業費 801,969千円(設計費 31,777千円、工事費 770,192千円)

【平成14年度改築】

- ・工事期間 着工：平成14年7月2日 完成：平成14年8月30日
- ・総事業費 4,305千円(工事費 4,305千円)
- ・診療室 51 m² 点滴室・隔離室 60.7 m²

西部保健センター

所在地 〒285-0843 佐倉市中志津2丁目32番4号 (西部保健福祉センター1階)
TEL043-463-4181 FAX043-463-4183

1. 施設

- ・敷地面積 4,250 m²
- ・建物面積(延床) 2,490 m²
 - 1階 1,192.90 m² 運動指導室・保健指導室・調理室・診察室・消毒室・相談室・事務室・会議室
 - 2階 1,106.12 m² 西部地域福祉センター
 - 機械室棟 191 m²

2. 施設整備の履歴

- ・工事期間 着工：平成9年6月27日 完成：平成10年3月3日
- ・総事業費 1,436,130千円(設計費 46,350千円、工事監理費 21,000千円、工事費 1,368,780千円)

南部保健センター

所在地 〒285-0806 佐倉市大篠塚 1587 番地 (南部保健福祉センター2 階)

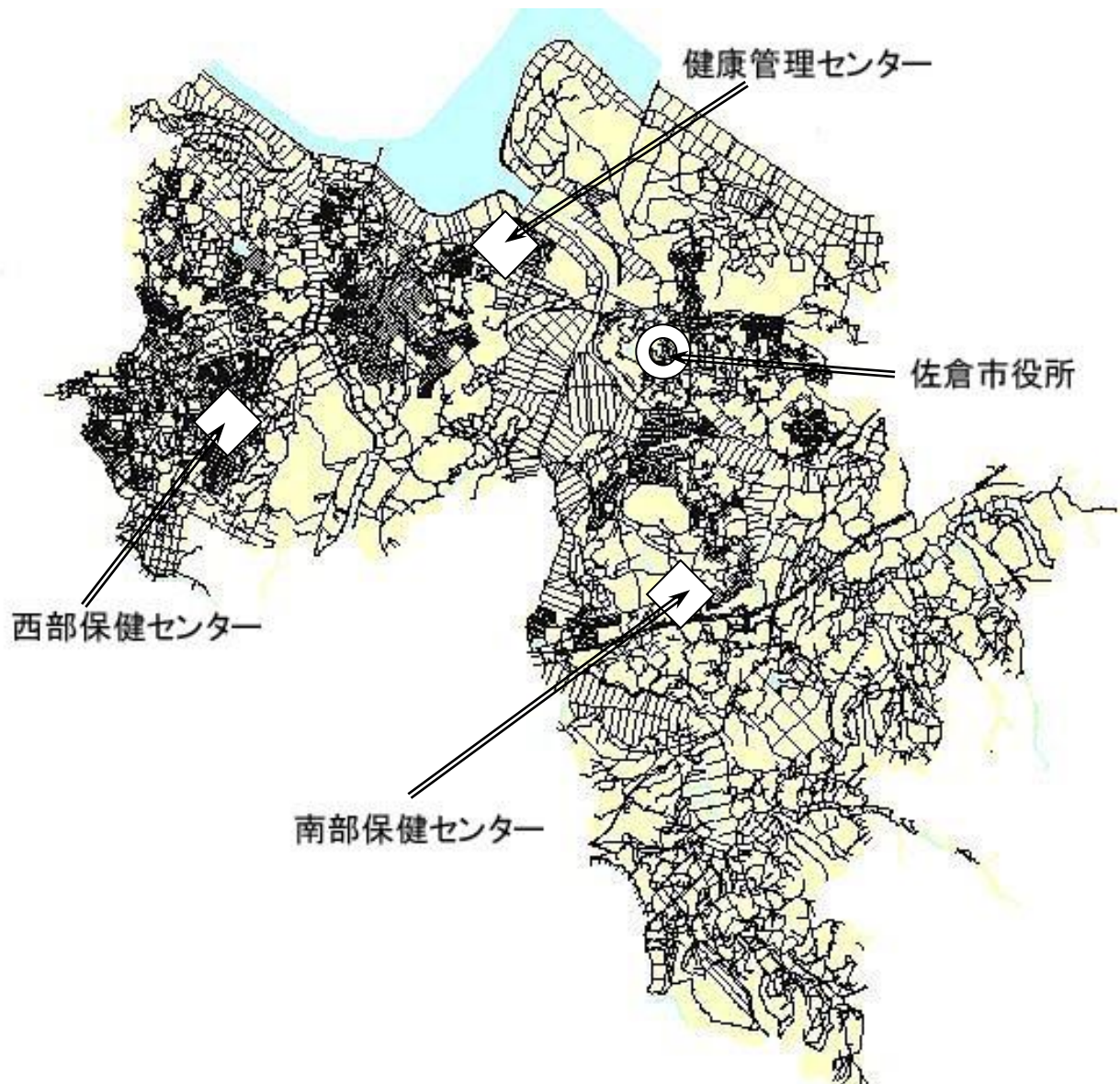
TEL043-483-2812 FAX043-483-2813

1. 施設

- ・敷地面積 8,372.41 m²
- ・建物面積(延床) 3,660.75 m²のうち733.72 m²(2 階保健センター部分)
 - 1 階 1,992.95 m² 南部地域福祉センター・さくらんぼ園
 - 2 階 1,662.62 m² 南部保健センター(保健指導室・調理室・消毒室・相談室・会議室・事務室)
南部児童センター
 - R 階 5.18 m² 機械室

2. 施設整備の履歴

- ・工事期間 着工：平成10年9月1日 完成：平成11年12月21日
- ・総事業費 1,839,428 千円(南部保健福祉センター)
(設計費 72,070 千円、工事監理費 23,625 千円、敷地購入費 152,775 千円、工事費 1,590,958 千円)



5. 歳入歳出決算額の推移

目別歳出決算額

(単位：千円)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
保健衛生総務費	593,363	763,570	379,893	402,801	432,303
保健衛生費	364,245	380,857	393,875	410,224	428,826
予防費	217,255	408,169	426,222	336,006	386,898
休日夜間急病診療所費	182,331	182,784	183,100	181,686	189,903
合計	1,357,194	1,735,380	1,383,090	1,330,717	1,437,930

財源別歳入決算額

(単位：千円)

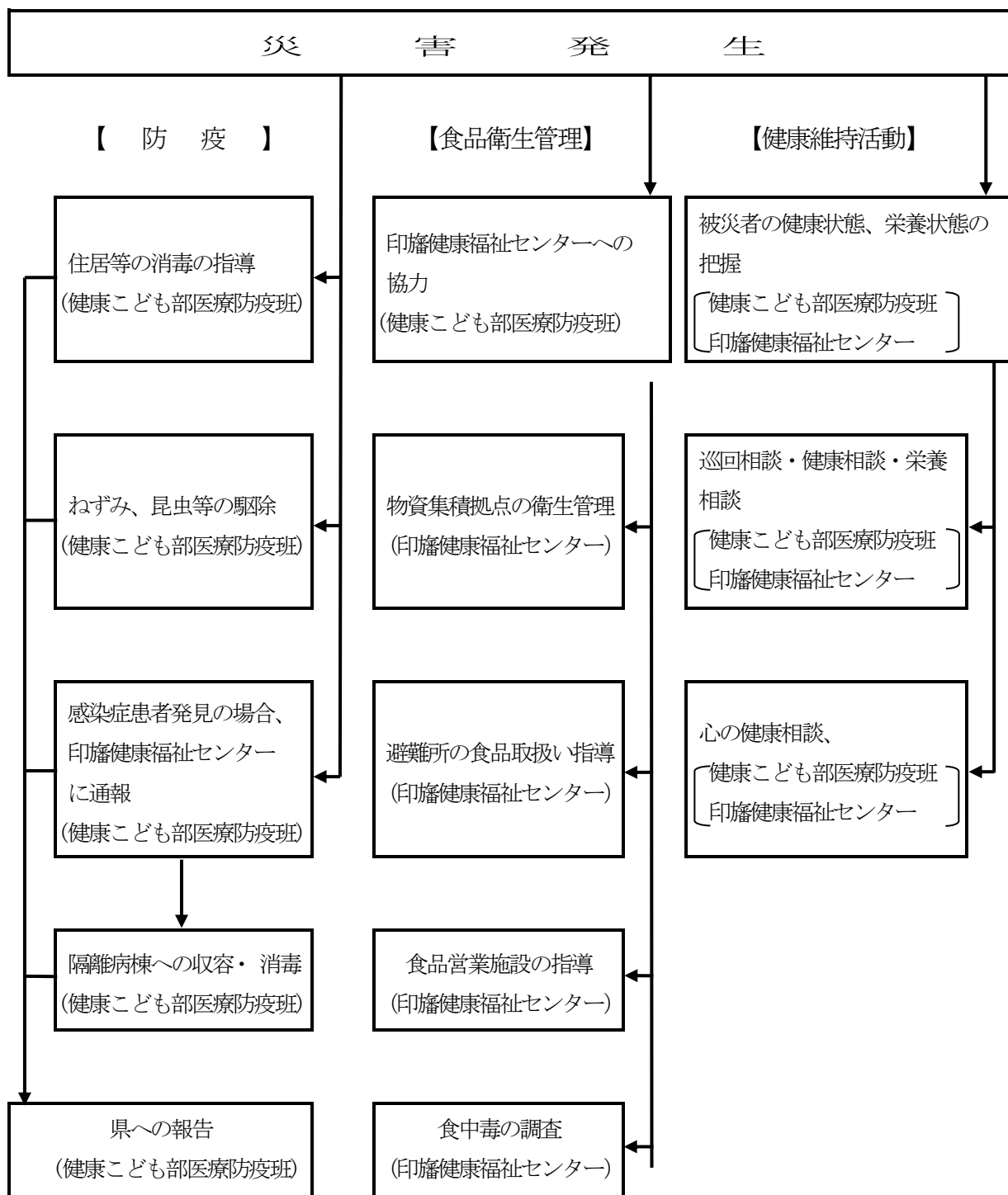
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
国庫支出金	8,980	11,599	13,929	6,417	17,752
県支出金	140,531	118,212	119,130	11,999	9,280
その他	156,097	157,722	146,899	150,152	159,174
一般財源	1,051,586	1,447,847	1,103,132	1,162,149	1,251,724

6. 地域健康危機管理体制

《佐倉市の健康危機管理体制》

地震等の災害が発生した場合、佐倉市地域防災計画に基づき、印旛保健所及び地域医療機関等関係機関と連携を図りながら、市民の健康維持のため、良好な衛生状態の確保に努める。

《応急対策の流れ》



《災害時応急活動》

災害発生時の対応として、次の事務を所掌する。

健康こども部 責任者：健康こども部長

班 名	所 掌 事 務
医 療 防 疫 班 (健康増進課) (健康管理センター) (西部保健センター) (南部保健センター)	1. 被災者の医療、助産、防疫・救護に関すること。 2. 災害時の感染症の予防・防疫に関すること。 3. 被災家屋等の消毒・防疫に関すること。 4. 医療救護班等の派遣依頼・連絡調整に関すること。 5. 医療救護班等の活動の把握、報告、継続の可否に関すること。 6. 救護所の設置及び被災傷病者の把握に関すること。 7. 市内医療機関の被害状況の把握及び報告に関すること。 8. 医療要員・医療用資機材・医療品等の県、近隣市町村、関係機関等への支援要請に関すること。 9. 印旛健康福祉センターとの連絡に関すること。 10. 遺体の検案及び収容の協力に関すること。 11. 健康管理センター及び保健福祉センターの利用者の保護及び避難等に関すること。 12. 健康管理センター及び保健福祉センターの被害状況の把握・報告、警備及び応急対策に関すること。

7. 健康増進計画「健康さくら21」

① 計画策定の背景とその経過

1999年のWHOのデータによると、日本人の平均寿命は男性が77.6歳、女性84.3歳と、ともに世界第1位となっている。しかし、人口の急速な高齢化と共に、がん、心臓病、脳卒中、糖尿病などの生活習慣病の増加、あるいはこれに伴ない痴呆、寝たきり等の要介護者の増加や医療費の増加が深刻な社会問題となってきた。

平成12年の総死亡原因に占める生活習慣病による死亡率は、がん、心疾患、脳血管疾患、糖尿病を合すると、国が60%、県が62%、佐倉市が63%と、いずれも過半数を大きく上回っているのが現状である。

2008年に中間見直し

② 従来の日本における健康づくり関連の取り組み

昭和53年 「第1次国民健康づくり対策」

昭和63年 「第2次国民健康づくり対策—アクティブ80ヘルスプラン」

平成12年 「第3次国民健康づくり対策 健康日本21—21世紀における国民の健康づくり運動—」

- ・早期発見・早期治療と言われる「2次予防」はもとより、病気にならずに健康づくりを増進する「1次予防」に重点をおき、平均寿命の延伸から、寝たきりにならずに人間らしく生きるための健康寿命の延伸へと、量的な問題から質的な問題が重要視されるようになった。

平成14年8月 「健康増進法」

- ・第3次国民健康づくり対策（健康日本21—21世紀における国民の健康づくり運動—）の基本方針等が法制化され、都道府県は元より市町村においても地方計画を策定し、計画的な健康づくり施策を推進するよう明文化されてきた。健康さくら21は、まさにこの健康日本21の地方計画として、計画されたものである。

平成24年7月「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本方針」の全部改正

- ・「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」が平成24年度末で終了となることから、平成25年度から始まる新たな計画策定（健康日本21（第二次））に併せ、旧基本方針を見直し、全部を改正したものである。

③ 「健康日本21がめざすもの」

- ・すべての国民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会の実現。
- ・健康の実現は、個人の健康観により一人ひとりが主体的に取り組む課題。個人の力とあわせ、社会全体が個人の主体的な健康づくりを支援。
- ・個人の健康観に基づき健康の増進に努めることを国民の責務とし、それを社会全体で支援していくもの。ここでいう社会全体とは、国や地方公共団体をはじめ、健康増進事業実施者、医療機関、その他の関係者が想定されている。
- ・健康寿命を伸ばしていくために、まず、健康に関するさまざまな指標において具体的な目標を設定。
- ・行政主導型ではなく、国民が一体となった健康づくり運動を展開していかなければならないとしている。そのために行政として健康に関する意識の啓発と情報提供をし、国民の健康づくりを側面的に支援。
- ・「健康日本21」の運動期間については、平成19年4月に取りまとめられた「健康日本21中間評価報告書」、平成20年4月の医療制度改革に伴い「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針について」

の一部改正が行われたことを踏まえ改正され、2010年から2012年に延長された。また、健康指標は、栄養・食生活、身体活動・運動、休養・こころの健康づくり、たばこ、アルコール、歯の健康、糖尿病、循環器病、がん、9つの分野で79項目（75項目→79項目に増加）の目標設定となった。

- ・平成24年度末で、今までの基本方針の理念に基づく具体的な計画として位置づけられている「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」が終了となることから、平成24年7月に、平成25年度から始まる新たな計画策定に併せ、今までの基本方針が見直され、全部改定が行われた。

平成25年度からの「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21（第2次）」とその具体的な目標については、全部改正後の基本方針で示されることとされた。なお、この基本方針は平成25年4月1日から適用される。

- ・健康日本21（第2次）では、生活習慣及び社会環境の改善を通じて、子どもから高齢者まで全ての国民が共に支え合いながら希望や生きがいを持ち、ライフステージに応じて、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を実現し、社会保障制度を持続可能なものとするのが目標とされた。
- ・これまでの健康日本21では、分野別に設定されていた目標が、5つの基本的方向に対応させた目標になった。
- ・ロコモティブシンドローム（運動器症候群）、慢性閉塞性肺疾患（COPD）などの新たな課題に対応した目標が設定された。
- ・健康格差の縮小や、社会環境の整備に関する目標が設定された。

④ 健康さくら21策定の経過

平成14年度	市民健康意識調査の実施、健康課題の抽出、健康さくら21策定委員会の設置
平成15年度	計画策定
平成16年度	計画公表
平成18・19年度	市民健康意識調査の実施、分析（中間評価）
平成20年度	計画見直し、公表
平成23年度	市民健康意識調査の実施、分析（最終評価）
平成24年度	健康さくら21（第2次）計画策定、公表

⑤ 健康さくら21の位置づけと期間

本計画は、国の「健康日本21」・「健やか親子21」の地方計画として位置づけるとともに、「健やか親子21」の趣旨を踏まえ、佐倉市母子保健計画を含むものとなっている。

さらに、本市のまちづくりの基本的な方向性を示す「第3次佐倉市総合計画（平成13～22年度）」に基づき、各分野や他計画との連携のもと、市民の健康づくりを総合的に推進するための行動計画として位置づけられる。計画の期間については、平成16年度を初年度とし、平成22年度を最終目標年度とする計画としていたが、中間評価及び「健康日本21」の計画期間が延長されたことより、平成24年度までの計画とした。

次期計画についても、（第4次総合計画（平成23～32年度））に基づき、他分野の計画との連携のもと、佐倉市の地域性を尊重した健康さくら21（第二次）計画策定を行った。計画の期間は平成25年度から平成34年度までの10年間とし、5年後を目途に中間見直しを行う予定であり、国や県の健康増進計画の動向を注視しながら計画を推進するものとしている。

〔基本方針〕

- ・「健康日本21」と「健やか親子21」とを含めた一体的な計画 にします。
- ・ヘルスプロモーションの考え方を取り入れます。
- ・めざすべき姿の実現のために、目標と指標を設定し、達成状況を評価します。

〔基本理念〕

心もからだも健やかで、幸福な生活が送れること

〔めざすべき姿〕

- ・いつでもいきいきと生活できる市民
- ・健康を支え合える地域社会

〔基本姿勢〕

1. 自分に合った健康づくりに取り組もう（一人ひとりの個性と健康観の重視・みんなが主役）
--

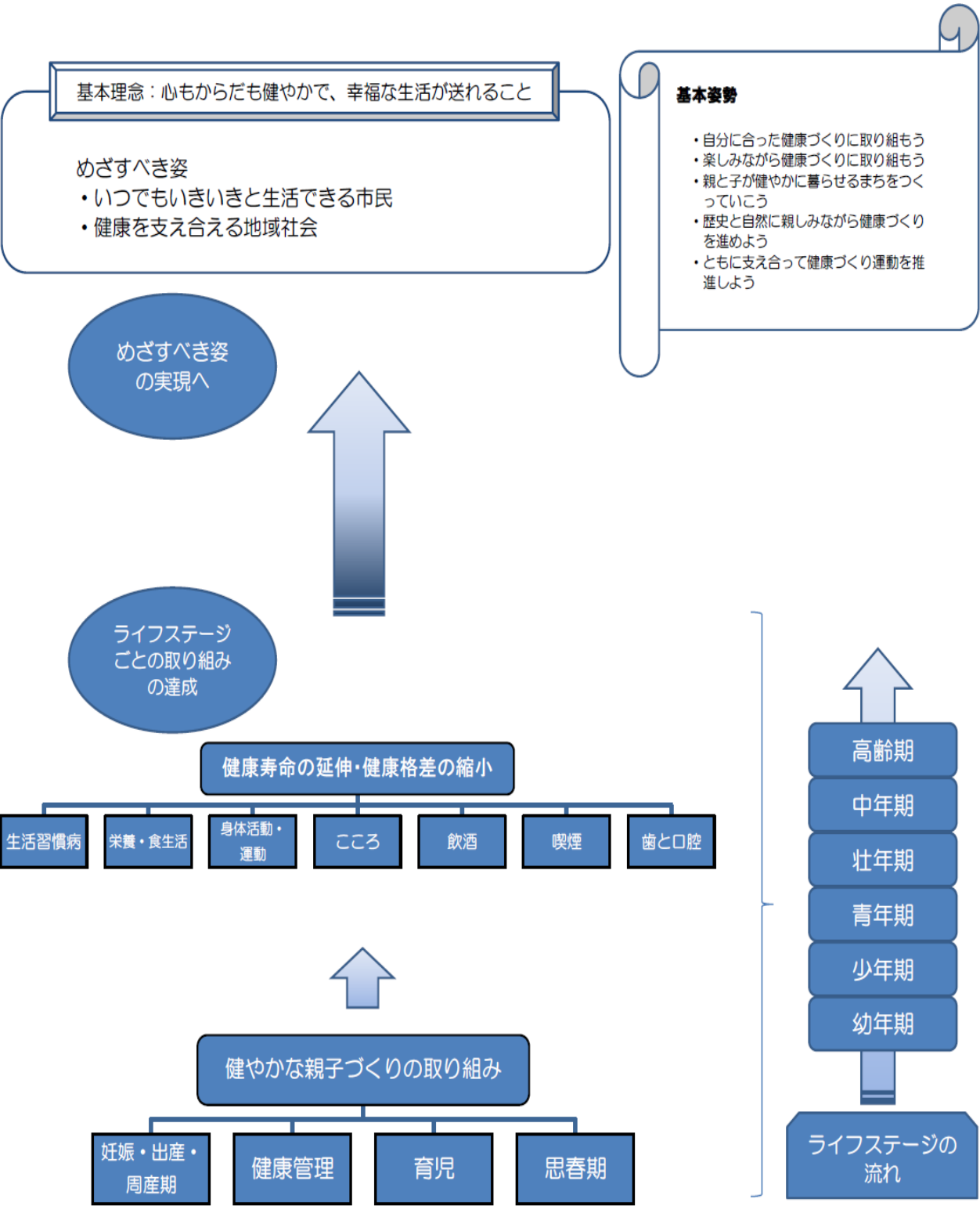
2. 楽しみながら健康づくりに取り組もう（無理をせず自分に合った活動を）

3. 親と子が健やかに暮らせるまちをつくっていこう（地域ぐるみの子育て・子育て）
--

4. 歴史と自然に親しみながら健康づくりを進めよう（市の資源を生かした取り組み）
--

5. ともに支え合って健康づくり運動を推進しよう（健康づくりの環境整備・しくみづくり）

□計画の基本理念と基本姿勢



Ⅱ 子どもの保健

１．妊娠届出・母子健康手帳交付

根拠法令等	母子保健法第 15 条、第 16 条
健康さくら 21（第 2 次） 目標値	（市の現状）→（目標） ・妊娠 11 週以下での妊娠届け出の割合 87.6% → 95.0%

《目 的》

母子保健法第 15 条に基づき提出された妊娠届出により、妊娠・出産・育児に関する母子の健康状態を一貫して記録しておくため母子健康手帳を交付する。（母子保健法第 16 条に基づく）

《内 容》

妊娠届出をした者に母子健康手帳、副読本、及び妊婦・乳児一般健康診査受診票を交付する。

《実 績》

① 過去 5 年間妊娠週数別届出数（平成 22～26 年度）

年度	妊娠届出数	初妊婦数	妊 娠 週 数					
			0～11 週	12～19 週	20～27 週	28 週以上	産後	週数不詳
22 年度	1,205	566 (47.0%)	1,054 (87.5%)	122	17	6	1	5
23 年度	1,256	566 (45.1%)	1,100 (87.6%)	130	18	6	2	—
24 年度	1,186	527 (44.4%)	1,036 (87.4%)	128	16	4	1	1
25 年度	1,172	525 (44.8%)	1,066 (91.0%)	85	12	7	0	2
26 年度	1,217	538 (44.2%)	1,094 (89.9%)	95	12	6	9	1

② 地区別妊娠週数別届出数（平成 26 年度）

地区	総数	妊 娠 週 数					
		0～11 週	12～19 週	20～27 週	28 週以上	産後	週数不詳
佐倉	188	165	16	3	1	3	0
臼井	177	155	18	2	1	1	0
志津	572	517	42	5	1	5	1
根郷	205	191	9	1	3	0	0
和田	7	6	0	1	0	0	0
弥富	6	3	3	0	0	0	0
千代田	62	57	7	0	0	0	0
合計	1,217	1,094	95	12	6	9	1

③ 母子健康手帳再交付・受診票交換（交付）数（平成 26 年度） 合計 269 件

母子健康手帳 再交付	後で多胎と判明	転入のため受診票交換	その他（外国語版母子手帳交付など含む）
16	7	224	22

④ 交付場所別届出数及び割合

年度	妊娠届出数	市役所及び6出張所		3保健センター	
		届出数（数）	割合（％）	届出数（数）	割合（％）
22年度	1,205	965	80.1	240	19.9
23年度	1,256	957	76.2	299	23.8
24年度	1,186	835	70.4	351	29.6
25年度	1,172	834	71.2	338	28.8
26年度	1,217	831	68.3	386（※）	31.7

※各保健センターの届出数…

健康管理センター119件、西部保健センター202件、南部保健センター65件

⑤年齢別届出数（H26年度）

年代・割合（％）	年 齢	人数（人）・割合（％）
10代 (1.2%)	15歳	1
	16歳	1
	17歳	4
	18歳	3
	19歳	6
20代 (37.7%)	20～24歳	121 (9.9%)
	25～29歳	338 (27.8%)
30代 (55.9%)	30～34歳	439 (36.1%)
	35～39歳	241 (19.8%)
40代 (5.3%)	40歳以上	64 (5.3%)
計		1,217

⑥特定妊婦把握実績（※1）

【依頼する医療機関】

市内外 医療機関	特定妊婦の取り組みを依頼する医療機関リスト
市 内	長岡産婦人科クリニック
	春成祥子レディースクリニック
	高橋レディースクリニック
	たて産婦人科
	みやけクリニック
	成尾医院
	東邦大学医療センター佐倉病院
市 外	そうクリニック（四街道市）
	日本医科大学北総病院（印西市）
	成田赤十字病院（成田市）
	勝見産婦人科（八千代市）
	東京女子医科大学八千代医療センター（八千代市）

※1 特定妊婦の定義について、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第5項「出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦」とする。

【医療機関からの連絡件数】

医療機関 連絡件数		連絡件数	
		25 年度	26 年度
市 内	長岡産婦人科クリニック	2	4
	高橋レディースクリニック	0	1
市 外	勝見産婦人科クリニック	1	0
	日本医科大学千葉北総病院	0	1
計		3	6

【医療機関からの連絡内容】

平成 25 年度…若年母子 2 件、育児不安・ストレス（保護者が未熟等） 1 件

平成 26 年度…若年母子 3 件、経済困難 1 件、育児不安・ストレス（保護者が未熟等） 1 件、
母の聴覚障害 1 件

《考 察》

妊娠届出数は、平成 22 年度から経過を見ていくと年々微減傾向にあったが、26 年度は 25 年度と比較し 45 件の増加がみられた。

年齢別の届出件数をみると、（初産・経産含む）半数以上が 30 代での届出である。ハイリスク妊婦である 10 代若年の届出件数も 14 件、一方で 40 歳以上の届出件数も全体の 5%を占めていた。晩婚化・晩産化による影響や、それに伴う不妊治療の増加も否めないが、当市の傾向を把握すべく、引き続き年齢別の届出件数の経過をみていく必要がある。

交付場所別届出数を見ると、市民課及び出張所での届出数はわずかに減少し、保健センターでの届出数が増加している。保健センターでの届出数は、過去 5 年間で初めて 3 割を超える結果となった。中でも、西部保健センターでの届出数が 200 件を超えていたが、これは、志津出張所の京成志津駅南口（志津ステーションビル 4 階）への仮移転の影響が大きいと考えられる。

一方で、産後の届出件数は 9 件と増加している。9 件のうち 7 件が海外からの転入（既に海外で出産し、母子健康手帳の交付を希望する者）によるものであるが、残りの 2 件が母子手帳の交付を受けず妊婦健診未受診となった飛び込み出産ケースであることがわかった。

現在、妊婦健診未受診者などのハイリスク妊婦を早期に把握すべく、平成 25 年度から市内外の医療機関に特定妊婦の取り組みを依頼しているところであるが、平成 26 年度は医療機関からの連絡件数も増え、当市の取り組みが浸透しつつあると感じられる。引き続き各医療機関との連携を図りながら、ハイリスク妊婦の早期把握・早期支援にも努めたいと考える。

２． マタニティクラス

根拠法令等	母子保健法第9条
健康さくら21（第2次） 目標値	（市の現状）→（目標） ・ 育児に参加する父親の割合 83.0% → 増加 ・ 夫の育児協力を満足している人の割合 79.6% → 増加 ・ 市または病院のマタニティクラスを受講した人の割合 83.6% → 増加 ・ 妊娠中の飲酒の割合 13.3% → 0% ・ 妊娠中の喫煙の割合 5.4% → 0% ・ 妊娠中の母親の前で吸っていた家族の割合 21.4% → 0%

《目 的》

妊娠・出産・育児について体験学習を通して正しい知識を学び、健全な母性と児の育成を図る。妊婦同士の交流を図りながら、地域における子育ての仲間づくりを支援する。

また、パパマクラスに参加する父親に、妊婦の体の変化や育児協力の大切さを伝えることにより、夫婦共同の必要性の認識を促す。

（１）マタニティクラス

《内 容》

- ① 対 象 佐倉市に在住する妊婦 各コース定員 35 人（初妊婦優先）
- ② 周知方法 参加案内文を妊娠届出時に配布・こうほう佐倉・健康カレンダー
ホームページ掲載、各保健センターにポスター掲示
- ③ 実施回数 年 6 回
- ④ 実施会場 健康管理センター 3 回、西部保健センター 3 回

⑤ カリキュラム

内 容	担 当 者	時 間
1. オリエンテーション・自己紹介 2. 保健師講義「妊娠中の生活」 3. 栄養士講義「妊娠中・授乳期の栄養」 4. 調理実習「鉄分・カルシウムの多い食事」 5. 保健師講義「佐倉市からのお知らせ」 6. 歯科医師講義「妊娠中のお口の健康」 7. 個別相談（希望の方・必要な方）	保健師・助産師・栄養士 歯科医師・歯科衛生士	9:15 ～14:20

《実 績》

① 受講状況

妊婦参加人数
73 人 (再掲 経産婦 3 人)

② 年度受講状況

年度	対象者数 (人)	受講者数 (人)	受講率 (%)
22 年度	570	153	26.8
23 年度	562	136	24.2
24 年度	527	91	17.3
25 年度	525	65	12.4
26 年度	538	73	13.6

③ 地区別受講状況 (対象者数に対して) : 妊娠届出の数に準じる

地 区	対象者数(人)	受講者数(人)	受講率(%)
佐 倉	93	11	11.8
臼 井	71	5	7.0
志 津	249	43	17.3
根 郷	100	10	10.0
和 田	4	1	25.0
弥 富	2	0	0
千代田	19	3	15.8
合 計	538	73	13.6

④ 就労状況

年度	受講者数 (人)	就労者数 (人)	就労率 (%)
22 年度	171	61	35.7
23 年度	136	60	44.1
24 年度	91	45	49.5
25 年度	65	20	30.8
26 年度	73	31	42.5

⑤ 相談件数 (地域保健・健康増進事業報告の分類より)

合計 25 人

相談理由	栄養	運動	休養	禁煙	その他
相談者数(人)	1	0	1	0	23

【主な相談内容】 若年や多胎のため産前産後の育児について、体重増加、逆子の対応など

⑥ 参加妊婦の喫煙状況 (%) (参加人数に対して)

年度	喫煙中	禁煙中	すわない	無回答
22 年度	2.3	6.4	90.1	1.2
23 年度	0	0.8	96.6	2.5
24 年度	1.1	4.4	93.4	1.1
25 年度	1.5	0	98.5	0
26 年度	1.4	4.1	94.5	0

⑦ 家族の喫煙状況 (%) (参加人数に対して)

年度	喫煙中	禁煙中	すわない	無回答
22 年度	31.4	3.3	63.3	1.9
23 年度	31.8	3.4	62.2	2.0
24 年度	25.3	3.3	70.3	1.1
25 年度	29.2	-	70.8	0
26 年度	32.9	-	67.1	0

⑧ 参加妊婦の飲酒状況 (%) (参加人数に対して)

年度	飲酒している	飲酒していない	無回答
22 年度	1.8	97.1	1.2
23 年度	1.4	95.9	2.7
24 年度	0	98.9	1.1
25 年度	0	100	0
26 年度	0	100	0

《考 察》

平成 23 年度のクラス実施状況より、就労中の妊婦が約半数であり、週末開催のクラスのみを参加する妊婦が半数以上いたことから、市として週末に単発で開催される教室のニーズがあると判断し、平成 24 年度からマタニティクラスを平日 1 日コースに変更した（平成 22 年度までは平日と土日の 2 課 1 コースで開催）。マタニティクラスの対象は妊婦のみとし、妊婦とその夫を対象とする 2 課の内容はパパママクラスとして、週末に実施するよう変更した。また、より多くの妊婦が参加できるよう、従来から参加者が多かった健康管理センターと西部保健センターの 2 会場に集約することとした。

マタニティクラスの受講率は 1 割強であるが、市民意識調査の結果では 8 割強の妊婦がマタニティクラスを受講したと回答している。その内、市で行うマタニティもしくはパパママクラスは 3 割強であり、5 割以上は医療機関が行う教室を受講していた。また、産後に受ける新生児訪問の際に妊娠中に受講した教室の内容等について調査したところ、回答は市民意識調査の結果と同様で、市のクラスに参加できない理由としては、「就労のため」や「病院で受けているから」の回答が 8 割を超した。中には市の事業を知らなかったと回答する妊婦もいた。今後家族を支えていく妊婦が、妊娠中にセルフケアを考える機会は必要であるため、市として就労中の妊婦や市の事業を知らない妊婦が受けやすい体制づくりを検討していく必要がある。

(2) パパママクラス

《内 容》

- ①対 象 佐倉市に在住する妊婦とその夫 各コース定員 30 組（初妊婦優先）
- ②周知方法 参加案内文を妊娠届出時に配布・こうほう佐倉・健康カレンダー
ホームページ掲載・各保健センターにポスター掲示
- ③実施回数 年間 8 回
- ④実施会場 健康管理センター 3 回、西部保健センター 5 回
- ⑤カリキュラム

1. オリエンテーション・自己紹介 2. 助産師講義「お産後のママの健康と生活」 「赤ちゃんとの生活」 3. 妊婦体験・沐浴実習 4. 個別相談（希望の方・必要な方）	保健師・助産師	9 : 00- 12 : 15
---	---------	--------------------

《実 績》

- ① 受講状況（平成 21 年度、22 年度の名称はプレママ体験）

年度 (実施回数)	妊婦参加実人数	夫参加人数	夫以外の家族参加人数
平成 22 年度 (2 回)	1 8 人 (再掲 経産婦 5 人)	9 人	2 人
平成 23 年度 (2 回)	4 3 人 (再掲 経産婦 2 人)	4 3 人	0 人
平成 24 年度 (8 回)	1 9 9 人 (再掲 経産婦 6 人)	1 8 8 人	3 人
平成 25 年度 (8 回)	1 3 3 人 (再掲 経産婦 0 人)	1 2 6 人	0 人
平成 26 年度 (8 回)	1 6 1 人 (再掲 経産婦 3 人)	1 5 3 人	2 人

※H22 年度は平日に実施。H23 年度から週末開催。

②地区別受講状況（対象者数に対して）

地 区	対象者数(人)	受講者数(人)	受講率(%)
佐 倉	93	29	31.2
臼 井	71	15	21.1
志 津	249	80	32.1
根 郷	100	31	31.0
和 田	4	2	50.0
弥 富	2	0	0.0
千代田	19	4	21.1
合 計	538	161	29.9

③夫の参加状況（参加妊婦に対して）

年度	妊婦参加数（人）	夫参加数（人）	受講率（%）
22 年度	18	9	50.0
23 年度	43	43	100.0
24 年度	199	188	94.5
25 年度	133	126	94.7
26 年度	161	153	95.0

⑤就労状況

年度	受講者数（人）	就労者数（人）	就労率（%）
22 年度	18	5	27.8
23 年度	43	26	60.5
24 年度	199	87	43.7
25 年度	133	59	44.4
26 年度	161	80	49.7

⑥相談件数（地域保健・健康増進事業報告の分類より）

合計 57 人

相談理由	栄養	運動	休養	禁煙	その他
相談者数	4	1	1	1	50

【主な相談内容】

母の精神疾患、便秘、腰痛など

⑦参加妊婦の喫煙状況 (%) (参加人数に対して)

年度	喫煙中	禁煙中	すわない	無回答
22 年度	0	10.5	89.5	0
23 年度	0	2.3	97.7	0
24 年度	0	5.0	91.0	4.0
25 年度	0	1.5	97.0	1.5
26 年度	0.6	1.2	97.0	1.2

⑧家族の喫煙状況 (%) (参加人数に対して)

年度	喫煙中	禁煙中	すわない	無回答
22 年度	0	21.0	78.9	0
23 年度	25.6	11.6	62.8	0
24 年度	26.1	3.5	66.3	4.0
25 年度	30.8	-	69.2	0
26 年度	28.6	-	68.9	2.5

⑨参加妊婦の飲酒状況 (%) (参加人数に対して)

年度	飲酒している	飲酒していない	無回答
22 年度	0	100.0	0
23 年度	0	100.0	0
24 年度	0	96.0	4.0
25 年度	0.8	99.2	0
26 年度	1.2	98.2	0.6

《考 察》

パパママクラスは週末開催であり、夫婦で参加できることもあり、マタニティクラスよりも受講率が高い。また夫婦で参加する人が9割を超えている。参加目的は、知識を得るための5割強と高く、次いで父親の育児参加を促す4割弱、友達作りは1割であった。このことから、健康さくら21の目標値でもある父親の育児参加を高めるため、パパママクラスの教育内容は有効であることがわかる。また毎年3割弱の妊婦の家族が喫煙しているため、家族の意識や生活スタイルを振り返る機会となる当クラスで子どもに与えるたばこの害について伝えていく必要があると考える。

今後も、父親の育児参加を高め、健康さくら21の目標である妊婦及び家族の禁煙率を高めるために、妊娠期における教育に重点を置いて取り組んでいきたい。

3. 母子訪問指導

根拠法令等	母子保健法第10条、第11条、第17条、 次世代育成支援対策交付金事業（こんにちは赤ちゃん事業）
健康さくら21（第2次） 目標値	(市の現状) → (目標) ・子育てに自信が持てない保護者の割合 46.7% → 23.0% ・子どもをかわいいと思える保護者の割合 97.4% → 100% ・育児についての相談相手のいない保護者の割合 1.8% → 0.7%

《目 的》

母子保健法第11条及び17条に基づき、妊婦に対して家庭訪問を行い、妊娠・出産・産褥期における病気を予防する。また、産婦・新生児に必要な家庭訪問を行い児の健康増進を図るとともに、養育者の育児不安の解消に努め、安心して子育てができるように支援する。

また、国の次世代育成支援対策交付金による事業として平成20年度から、市が実施主体として「生後4ヶ月までの全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」を開始（平成25年度は千葉県安全こども基金に移行）し、これまでの母子保健法に基づく新生児訪問とあわせて実施している。

（1）妊産婦・生後4ヶ月までの全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）

「妊産婦訪問」

《内 容》

- ①対象
 - ・妊娠届出書や電話等で訪問を希望する者
 - ・妊娠届出書より訪問が必要と認められる者
- ②方法
 - 家庭訪問による相談と支援

《実 績》

実施状況

年度	妊娠届出数	妊婦訪問 人数(回)	要支援者数 (人)	産婦訪問 人数(回)	要支援者数 (人)
22年度	1,205	33(36)	15	3(4)	1
23年度	1,256	11(15)	4	0	0
24年度	1,186	5(5)	5	0	0
25年度	1,172	8(8)	8	0	0
26年度	1,217	9(9)	9	0	0

《考 察》

妊婦訪問では、妊娠届出に記載する基本情報（過去の妊娠歴、年齢、届け出週数など）等から、問題を抱える妊婦を早期に発見し、妊娠から出産、産後の育児にわたり一貫した支援ができるよう関わっている。その結果、妊婦訪問からは、訪問対象者がすべて支援継続となっており、支援継続となった9人は出産後も引き続き支援を地区担当保健師等が継続的に関わる結果となった。

生後 4 ヶ月までの全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）」

《内 容》

1. 新生児訪問

- ①対象 原則として産後 28 日以内の産婦及びその新生児
- ・第 1 子全員
 - ・第 2 子以降で希望があった者
 - ・妊娠期から継続して支援している者
 - ・医療機関からの訪問依頼があった者
 - ・里帰り中で他市町村から依頼があった者

②方法 家庭訪問による相談と支援

③従事者 保健師・助産師

2. こんにちは赤ちゃん訪問

- ①対象 生後 4 か月までの産婦及びその乳児
- ・第 2 子以降全員で新生児訪問を希望しないもの

②方法 家庭訪問による育児に関する情報提供

③従事者 こんにちは赤ちゃん訪問協力員・看護師・保健師

《実 績》

①実施状況

対象者数 a	生後 4 ヶ月までの全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業） b (b/a)	
	1, 077 人 (92. 7%)	うち、新生児訪問指導等と同時に実施（再掲） c (c/a)
1, 162 人		859 人 (73. 9%)

②過去 5 年間の実施状況

年度	対象者数（人）	訪問人数（回）	要支援者数（人）
22 年度	1, 152	989 (1, 013)	187 (18. 9%)
23 年度	1, 212	1, 058 (1, 060)	187 (17. 7%)
24 年度	1, 175	1, 089 (1, 089)	159 (14. 6%)
25 年度	1, 182	1, 033 (1, 033)	181 (17. 5%)
26 年度	1, 162	1, 077 (1, 077)	218 (20. 2%)

「こんにちは赤ちゃん訪問協力員研修」

《目 的》現在活動中の協力員に対して、研修を実施することで資質の向上を図る。

《対 象》こんにちは赤ちゃん訪問協力員 22 名

《内 容》

日程	人数	内容
平成 26 年 10 月 20 日	10 名	事例検討（グループワーク） 平成 25 年度実績報告
平成 27 年 2 月 4 日	15 名	講演会 「現代の子育て事情」講師 鷺千 恭子先生

《考 察》

生後 4 か月までの早い時期の乳児の家庭訪問は、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会となり、乳児のいる家庭の孤立を防ぎ子育て支援を行う重要な事業である。

今年度は、事業周知の P R 文を変更し、対象者への周知強化を図ったが、訪問率は前年度と同率であった。今後は、出生通知書が届かない家庭への電話勧奨の強化、連絡が取れない家庭への母子保健担当者の訪問の実施を継続し、訪問率の向上を目指したい。また、期限内に連絡が取れない場合や住所地に居住実態がない、訪問しても状況が把握できない場合等は、関係課と連携して状況把握に努め、状況に応じて支援を開始する必要がある。

（２）乳児・幼児訪問指導

《目 的》

支援を必要とする乳児、幼児に家庭訪問を行い、児の健康増進を図るとともに、養育者の育児不安の解消に努め、安心して子育てができるように支援する。

《内 容》

- ①対象 乳児、幼児とその保護者
- ②方法 家庭訪問による相談と支援

《実 績》

年度	乳 児		幼 児	
	実数（人）	延数（人）	実数（人）	延数（人）
22 年度	32	42	44	69
23 年度	46	63	48	69
24 年度	35	42	58	71
25 年度	72	99	88	199
26 年度	73	107	81	113

《考 察》

乳児期では体重の増加などの身体発育への不安、幼児期になると発達の遅れや自我の芽生えから児へのかかわり方に戸惑う等、疑問や心配などが育児不安につながり、支援を必要とする母子が散見される。家庭訪問により、専門職による相談と傾聴を行うことで、健康や育児に関する情報を得、育児不安・負担の軽減につながっているものと考ええる。

4. 妊婦・乳児一般健康診査

根拠法令等	母子保健法第13条
健康さくら21（第2次） 目標値	（市の現状）→（目標） ・かかりつけの小児科医を持つ人の増加 94.3% → 100%

《目 的》

母子保健法第13条に基づき、妊産婦又は乳児に対して健康診査を実施し、異常の有無を早期に発見し適切な指導を行い、妊産婦及び乳児の健康の保持増進を図る。

《内 容》

①対象 佐倉市に住所を有する妊婦及び乳児

②健診種類及び検査内容

ア) 妊婦一般健康診査

期 間	妊娠初期～23週	妊娠24～35週	妊娠36週～出産
健診回数	4回	6回	4回
受診間隔	4週間に1回	2週間に1回	1週間に1回
毎回共通の 検査項目	問診・診察 検査・計測（子宮底長、腹囲、血圧、浮腫、体重、尿検査） 保健指導（妊娠期間を健やかに過ごすための食事や生活のアドバイス）		
必要に応じて行う医学的検査	血液検査（血型・抗体） （初期に1回） 子宮頸部がん検査 （初期に1回） 超音波検査 （期間内に2回）	血液検査（血清・血糖・ HTLV-1抗体検査） （期間内に1回） クラミジア核酸同定検査 （期間内に1回） B群溶血性レンサ球菌検査 （期間内に1回） 超音波検査 （期間内に1回）	血液検査（血清） （期間内に1回） 超音波検査 （期間内に1回）

イ) 乳児一般健康診査（1回目：3～6か月、2回目：9～11か月）

問診及び診察（発育・発達の検査など）、尿化学検査、血液検査

*尿化学検査、血液検査については医師が必要ないと認めた場合は省略

③実施方法

健康診査業務については、医療機関に委託

受診者は妊娠届出時に発行している母子健康手帳別冊にある受診票を医療機関に提出することにより、費用助成が受けられる。

④周知方法

ア. 妊娠届出書提出時に受診票を閉じこんだ「母子健康手帳別冊」配布

イ. 母子健康手帳交付時配布のリーフレットに掲載

ウ. 市ホームページ、健康カレンダーに掲載

エ. もぐもぐ教室案内にリーフレット同封（平成26年8月から）

《実 績》

① 妊婦一般健康診査受診状況

発券枚数：妊娠届出数×14（回分）

年度	対象者数 (妊娠届出数)	発券枚数	利用枚数	利用率(%)
22年度	1,205	16,870	13,891（償還分96含む）	82.3
23年度	1,256	17,584	14,600（償還分202含む）	83.0
24年度	1,186	16,604	14,094（償還分242含む）	84.9
25年度	1,172	16,408	13,886（償還分215含む）	84.6
26年度	1,217	17,038	14,042（償還分237含む）	82.4

② 乳児一般健康診査受診状況

発券枚数：出生数×2（回分）

年度	対象者数 (出生数)	発券枚数	乳児一般健康診査 (2回分)利用枚数			利用率(%)	
			3-6か月	9-11か月		3-6か月	9-11か月
22年度	1,152	2,304	2,059	—	—	89.4	—
23年度	1,212	2,424	2,052	—	—	84.7	—
24年度	1,186	2,372	2,011	—	—	84.8	—
25年度	1,182	2,364	1,949	1,071	878	82.4	90.6
26年度	1,162	2,324	1,994	1,036	958	85.8	89.2

《考 察》

平成26年度の妊婦一般健康診査受診状況について、利用率はほぼ横ばいであった。里帰り先での受診について、妊婦の経済的負担を軽減するため、平成26年度は、37医療機関と新規に契約を締結した。個別契約を希望しない県外の医療機関を受診した方については、償還払いの申請を受け付けており、平成26年度は、51件（健診237回分）の申請があった。今後も、里帰り先において妊婦健康診査を受ける方の経済的負担を軽減するため、医療機関との契約や償還払いにて対応していきたい。

一方、乳児一般健康診査受診状況について、利用率は3.4ポイント上昇し、特に9-11ヶ月健康診査の受診率が8.1ポイント上昇した。平成26年8月（9月の対象者）より、もぐもぐ教室（8か月児対象）の案内に9-11か月健康診査勧奨のリーフレットを同封したことで、もぐもぐ教室内で、保健師から受診勧奨をしたことにより、受診行動につながったと思われる。健康さくら21の「かかりつけの小児科医を持つ人の増加」の目標値100%を目指し、効果的な周知・啓発の方法を検討していきたい。

５．乳児相談

根拠法令等	母子保健法第 9 条、10 条	
健康さくら 21（第 2 次） 目標値	・ 子育てに自信が持てない保護者の割合 ・ 子どもをかわいいと思える保護者の割合 ・ 育児についての相談相手のいない保護者の割合	(市の現状) → (目標) 46.7% → 23.0% 97.4% → 100% 1.8% → 0.7%

《目 的》

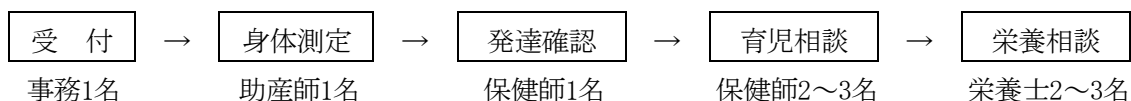
母子保健法第9条、10条に基づき、乳児の成長、発達状態の観察とそれらに応じた適切な保健指導を保護者に行うことにより、乳児の発育過程を支援する。

《内 容》

② 象 生後 4 か月の乳児

②実施方法 市内 3 会場にて月 1 回実施（健康管理センター・西部保健センター・南部保健センター）。健康管理センター・西部保健センターは午前、午後に実施。南部保健センターは午後に実施。

③ 施内容と流れ



④周知方法 生後 5 か月に達する月に、対象者全員に「4 か月乳児相談のお知らせ」を送付。「こうほう佐倉」、健康カレンダー、ホームページにて周知。

《実 績》

① 来所状況（人）

年度	対象者数(人)	来所者数(人)	来所率(%)
22年度	1,184	957	80.8
23年度	1,189	996	83.8
24年度	1,231	1,038	84.3
25年度	1,176	1,035	88.0
26年度	1,149	1,008	87.7

② 地区別来所状況（人）

地区 \ 年度	対象者数(人)		来所者数(人)		来所率(%)	
	25 年度	26 年度	25 年度	26 年度	25 年度	26 年度
佐倉	170	170	157	149	90.8	87.6
臼井	187	163	153	139	81.8	85.3
志津	564	565	502	498	89.0	88.1
根郷	178	167	157	148	88.2	88.6
和田	4	6	4	6	100	100.0
弥富	4	9	4	8	100	88.9
千代田	66	69	58	60	87.9	87.0
市全体	1,176	1149	1,035	1,008	88.0	87.7

③平成26年度 相談結果（人／％）

来所者数	支援なし	支援あり	他機関管理
1,008	876	128	4
	86.9	12.7	0.4

※他機関管理は、疾患や障害などにより、医療機関などで管理されている方

③ 平成26年度 支援状況（人）

1) 地区別支援状況

地区	来所者数	「支援あり」の数	要支援率(%)
佐倉	149	16	10.7
臼井	139	24	17.2
志津	498	54	10.8
根郷	148	27	18.2
和田	6	0	0.0
弥富	8	0	0.0
千代田	60	7	11.7
市全体	1,008	128	12.7

2) 「支援あり」のかたの相談内容：上位3つ

地区（「支援あり」のかたの数）	1位（人）	2位（人）	3位（人）
佐倉（16）	発育（7）	保護者の不安・負担（5）	保護者の精神疾患（1） 保護者の体調・疾患（1）
臼井（24）	育児生活態度（6） 発育（6）		保護者の不安・負担（5）
志津（54）	発育（14）	保護者の不安・負担（13）	発達（7）
根郷（27）	発育（9）	発達（6） 保護者の負担・負担（6）	
和田（0）			
弥富（0）			
千代田（7）	育児生活態度（3）	発育（2） 保護者の不安・負担（2）	

《考 察》

来所率は2年前に開始した未受診者勧奨事業の効果があり、来所率は9割近くに伸びてきている。乳児相談は、生後4か月までの産婦及びその乳児を対象とした全戸訪問事業である「新生児訪問・こ

んにちは赤ちゃん訪問」の継続支援の場である一方で、訪問が実施できなかった母子を目視で確認できる機会となっている。そのため、虐待ハイリスクと考えられている目視・把握が出来ない母子の早期発見、及び早期支援のためにも重要な事業であるとする。

また、乳児相談において7割の保護者は育児不安を持っていて、内容としては「母乳・離乳食・食事」が一番多く、次いで「兄弟への対応」が多い。支援理由としては、全市的に「発育」が大きな割合を占めている。乳児相談の対象月齢は、定頸・寝返り等運動発達面においても、また離乳食を開始する時期であるため栄養面においても、保護者の悩みや心配ごとが出てくることが多い時期である。

乳児相談事業を通して、保健センターが身近な相談の場であることの周知を図り、保護者の支援に努めていきたい。

6. もぐもぐ教室

根拠法令等	母子保健法第9条
健康さくら21(第2次)目標値	(市の現状)→(目標) ・健康づくりのために栄養や食事について考えていない保護者の割合 「あまりしていない」「ほとんどしていない」 幼児の保護者 2.2% → 0% 小学生の保護者 5.6% → 0% ・むし歯のない人の割合 3歳児 80.7% → 90.0%

《目 的》

乳児の成長に応じた適切な栄養、口腔衛生指導を保護者に行うことにより、乳児の健康の保持増進を図る。

《内 容》

- ①対 象 8か月の乳児
- ②実施回数 健康管理センター・西部保健センター：月1回、南部保健センター：2ヶ月に1回
- ③周知方法 対象児全員に個人通知の他、「こうほう佐倉」、健康カレンダー、ホームページにて周知
- ④実施内容 歯科衛生士・栄養士等による集団指導 ※個別相談は希望者のみ

《実 績》

①年度別来所状況

年度	対象者数(人)	来所者数(人)	来所率(%)
22年度	1,219	742	60.9
23年度	1,207	772	64.0
24年度	1,256	823	65.5
25年度	1,177	835	70.9
26年度	1,194	841	70.4

②センター別来所状況

実施会場	対象者数(人)	来所者数(人)	来所率(%)
健康管理センター	432	298	69.0
西部保健センター	570	410	71.9
南部保健センター	192	133	69.3

③個別相談状況

	相談者数(人)	主な相談内容
栄養士相談	139	授乳量と回数、食事量、食事形態、食事時間と回数 等
歯科衛生士相談	60	はみがき、歯・歯列、咬合、母乳・ほ乳びん 等
保健師相談	101	発達、生活リズム、発育、育児全般の相談

※個別相談は希望者のみ

《考 察》

9か月以降の乳児期は、離乳食から幼児食への移行で栄養の大部分を食事でとるようになり、また、食事回数も3回食へと移行して行く中で、正しい食習慣の基礎を身につける大事な時期でもある。

この事業では、適切な離乳食のすすめ方や栄養の健康教育を行うことで、保護者に対し児の栄養や食事について学ぶ機会をつくり、適切に離乳食が進められるよう支援を行っている。また、乳歯もはえ始める時期なので、適切な歯の手入れ方法を健康教育することにより、むし歯予防のための知識普及や啓発も行っている。こうした取り組みを乳児期からすすめていくことが、健康さくら21(第2次)の目標である『栄養・運動・事故防止に心がけ、健やかに子どもを育てよう』の実現につながっていくと考える。

より多くの対象者に知識を普及するためにも、来所率の向上を図りたい。事業周知の方法として、平成22年度からもぐもぐ教室の前時期の母子事業に当たる4か月乳児相談の際に案内チラシを配布、平成25年度からは、問診票送付時に教室の目的や内容を載せた案内文を同封するなどに取り組み、それぞれ効果を上げており、事業開始当時は来所率60%程度であったが、70%台に増えている。

今後も、健康教育内容の一層の充実を図るとともに、来所率の維持向上を目指し取り組んでいきたい。

7. 1歳6か月児健康診査

根拠法令等	母子保健法第12条
健康さくら21（第2次） 目標値	（市の現状）→（目標） ・1歳6か月児健診、3歳児健診に 満足している保護者の割合 64.4% → 増加

《目 的》

母子保健法第12条に基づき、1歳6か月児期の幼児に対し、健康診査を行い運動機能、視聴覚等の障害、精神発達の遅滞等をもった幼児を早期に発見する。又、生活習慣の自立、むし歯の予防、幼児の栄養、その他育児に関する指導を行うことにより、母子の心身の保持増進を図る。

《内 容》

- ①対 象 1歳6か月を超え2歳に満たない児
- ②実施場所及び回数 健康管理センター、西部保健センターにおいて毎月1回、
南部保健センターにおいて2か月に1回実施。（計30回）
医師診察は、市内16協力医療機関で医師診察を実施。
- ③周知方法 1歳6か月に達した幼児全員に個人通知及び「こうほう佐倉」、ホームページに日程等掲載した。
- ④実施内容 （集団健診）全員実施：身体計測・歯科健診・育児相談
M-CHAT短縮版（注）（7項目）
必要者のみ実施：栄養相談・歯科相談
（個別健診）医師診察

《実 績》

①－1 受診状況

年度	対象者数(人)	受診者数(人)	受診率(%)	要支援者数(人)
21年度	1, 325	1, 216	91.8	204
22年度	1, 339	1, 216	90.8	136
23年度	1, 331	1, 218	91.5	236
24年度	1, 257	1, 168	92.9	258
25年度	1, 259	1, 172	93.1	207
26年度	1, 233	1, 176	95.4	256

①－2 平成26年度地区別受診状況

地区	対象者数(人)	受診者数(人)	受診率(%)	要支援者数(人)
佐倉	175	166	94.9	41
臼井	193	166	86.0	28
志津	598	595	99.5	136
根郷	180	171	95.0	35
和田	5	3	60.0	0
弥富	5	5	100.0	2
千代田	77	70	90.9	14
市全体	1, 233	1, 176	95.4	256

① ー 3 平成26年度要支援理由内訳(人) : 支援理由の一番目にあげられるものを計上

支援理由	要支援者数	支援理由	要支援者数
ことば	116	虐待ハイリスク	3
発達	52	発育	2
保護者の不安・負担	35	きこえ	1
育児・生活態度	23	疾患障害	1
保護者の精神疾患(疑い含む)	13	歯科(歯科衛生士・保健師)	1
保護者の体調・疾患	4	その他	2
栄養	3	合計	256

② 歯科健康診査結果

上段(人) 下段(%)

受診者数	相談者数	結果判定※							不正咬合	軟組織異常	その他異常
		01型	02型	03型	A型	B型	C1型	C2型			
1,176	452	466	682	19	8	0	1	0	59	0	61
95.4	38.4	39.6	58.0	1.6	0.7	0.0	0.1	0.0	5.0	0.0	5.2

・むし歯罹患率 0.8% ・1人平均むし歯本数 0.02本

※歯科健康診査 結果判定の分類

- 1型 むし歯がなく、口腔環境が良好なもの
- 2型 むし歯はないが、将来むし歯罹患の不安のあるもの
- 3型 要観察歯(むし歯とは判定しないが、注意が必要な歯)があるもの
- A型 上の前歯のみ、または奥歯のみにむし歯のあるもの(比較的軽症)
- B型 奥歯および上の前歯にむし歯のあるもの(放置すれば重症になる恐れ)
- C1型 下の前歯のみにむし歯のあるもの(比較的予後は良好)
- C2型 下の前歯を含む他の部位にむし歯のあるもの(重症)

③個別医師診察結果(人)

平成27年6月30日現在

集団健診受診者数							
1,176	(a)	医師診察受診者数	医師診察結果				
	(b)	(b)/(a)	異常なし	経過観察	要治療	精密健康診査	その他
	960	81.6%					(治療中など)
			927	27	3	2	1

④精密健康診査結果 (人)

精密健康診査対象数	受診数	受診結果内訳			
		異常なし	経過観察	要治療	その他
2	2	1	0	1	0

《考 察》

発達における早期の気づきと支援の必要性が高まる中、平成25年度から発達障害の徴候の有無を把握するため、身体的な発育のほか精神的な発達について、M-CHAT 短縮版(注)(7項目)を問診内容に加えた。この7項目は、人が見ているものと同じものに注意を向けるかを確認するもので、1歳6か月児頃は、ことばを話す基本的な力となる『共同注意の育ち』を観るものである。

未受診者勧奨事業の効果からか受診率は順調に伸びてきているが、引き続き、1歳6か月児健診を受ける必要性を周知し、一人でも多くの方に健診会場に足を運んで頂けるよう、取り組んでいくとともに、医師診察の受診率も向上するよう啓発していきたい。

(注) 乳幼児自閉症チェックリスト修正版 (M-CHAT)

1歳半から3歳の幼児に対して自閉症スペクトラムのスクリーニング目的で使用されるもの。

※1歳6か月までにみられる社会的発達について

- (1)何か欲しいものがある時、指をさして要求しますか
- (2)何かに興味を持った時、指をさして伝えようとしますか
- (3)お母さん（お父さん）に見て欲しいものがある時、それを見せに持ってきますか
- (4)お母さん（お父さん）が見ているものを、お子さんも一緒に見ますか
- (5)お母さん（お父さん）のすることをまねしますか
- (6)お母さん（お父さん）が部屋の離れたところにあるおもちゃを指でさすと、お子さんはその方向を見ますか
- (7)いつも違うことがある時、お母さん（お父さん）の顔を見て反応を確かめますか

8. 3 歳児健康診査

根拠法令等	母子保健法第 12 条
健康さくら 21 (第 2 次) 目標値	(市の現状) → (目標) ・ 1 歳 6 か月児健診、3 歳児健診に 満足している保護者の割合 64.4% → 増加

《目 的》

母子保健法第 12 条に基づき、幼児期のうち身体発育および精神発達の面から最も重要である 3 歳児期に総合的な健康診査を実施し、またその結果に基づき適切な指導を行うことにより、母子の心身の健康の保持増進を図る。

《内 容》

- ①対 象 3 歳 6 か月を超え 4 歳に満たない児
- ②実施場所及び回数 健康管理センター、西部保健センターにおいて毎月 1 回、年 12 回実施。
南部保健センターにおいて 2 ヶ月に 1 回、年 6 回実施。
- ③周知方法 3 歳 6 か月に達する幼児全員に健康調査票、歯科健診票等を送付。
「こうほう佐倉」・ホームページにて周知。
- ④実施内容 全員実施：身体計測、尿検査、歯科健診、医師診察、育児相談
発達チェック項目（了解、図形模写、同図形発見（形・色））^(注)
必要者のみ実施：言語相談、栄養相談、歯科相談、聴力二次健診、
眼科二次健診、尿二次検査

《実 績》

1. 一次健診の状況

①－1 受診状況

年度	対象者数(人)	受診者数(人)	受診率(%)	要支援者数(人)
21 年度	1, 338	1, 061	79.3	104
22 年度	1, 428	1, 149	80.5	116
23 年度	1, 401	1, 135	81.0	110
24 年度	1, 419	1, 231	86.8	190
25 年度	1, 304	1, 107	84.9	248
26 年度	1, 278	1, 109	86.8	244

①－2 地区別受診状況

地区	対象者数(人)	受診者数(人)	受診率(%)	要支援者数(人)
佐倉	187	162	86.6	44
臼	206	171	83.0	37
志津	625	552	88.3	121
根郷	166	142	85.5	24
和田	10	7	70.0	3
弥富	3	4	133.3	1
千代田	81	71	87.7	14
市全体	1, 278	1, 109	86.8	244

①—3 要支援理由内訳(人)：支援理由の一番目にあげられるものを計上

支援理由	要支援者数(人)	支援理由	要支援者数(人)
ことば	1 6 7	保護者の体調・疾患	1
発達	4 2	疾患障害	1
保護者の不安・負担	1 6	保護者の精神疾患 (疑い含む)	1
育児・生活態度	4	その他	8
きこえ	2	合計	2 4 4
虐待ハイリスク	2		

②尿検査結果

検査数	有所見数	有所見率 (%)	有所見内訳(延数)			
			糖	蛋白	潜血	小計
1, 0 4 2	1 6 3	1 5. 6	0	9	1 5 5	1 6 4

③歯科健康診査結果 上段(人) 下段(%)

受診 者数	相談 者数	結果判定 ※							不正 咬合	軟組織 異常	その他 異常
		O1 型	O2 型	O3 型	A 型	B 型	C1 型	C2 型			
1, 108	52	724	168	65	104	41	0	6	99	1	10
86.7	4.7	65.3	15.2	5.9	9.4	3.7	0.0	0.5	8.9	0.1	0.9

・むし歯罹患率 13.6% ・1人平均むし歯数 0.61本

※判定結果の分類は、1歳6か月児健康診査の「歯科健康診査結果」参照
(備考) 歯科健診1名未受診。

④医師診察結果 (人)

医師診察数	医師診察結果				
	異常なし	経過観察	要治療	その他	要精密健康診査
1, 1 0 7	1, 0 6 1	3 9	2	0	5

⑤精密健康診査実施状況(人)

検査内容	精密健康診査 交付数	受診者数	精密健康診査結果			
			異常なし	診断確定	経過観察	その他
尿二次	8	6	0	1	5	0
眼科二次	2 6	2 0	7	1 0	3	0
聴力二次	1	0	0	0	0	0
その他	3	2	2	0	0	0
計	3 8	2 8	9	1 1	8	0

(備 考) 診断確定の内訳 無症候性血尿1人、遠視・乱視3人、近視・乱視2人、
斜視・位1人、弱視4人

《考 察》

市では、3歳児健康診査の受診率向上を目標に掲げ、未受診勧奨に力を入れているため、85%を超えることができた。

3歳は、心と体の成長とともに、子どもの視力の発達に遅れがないか、聴力においては、ことばの習得等に遅れをもたらす難聴がないか等を確認する大事な年齢であることから、引き続き、3歳児健診受診の必要性について啓発していきたいと考える。また、一次健診の結果、精密健康診査が必要となった児が、専門医療機関の受診により診断が確定し、早期治療に繋がることから、精密健康診査の受診勧奨にも継続して取り組んでいきたい。

平成25年度から発達チェック項目（了解、図形模写、同図形発見（形・色））^{（注）}を導入し、一人ひとりの発達の特徴を大まかにつかむ中で、必要時、言語聴覚士と連携しながら、母親に今後の発達の見通しや家庭における具体的な対応方法を伝える場として、重要な機会になっていると考える。

（注）発達チェック項目

<了解>

目の前に見えないことについて、①お腹が空いたらどうしたらいいですか、②眠くなったらどうしたらいいですか、③寒いときはどうしたらいいですか、と言葉を使ってやりとりする力を見るもの。

<図形模写>

丸と十字を描いてもらうもので、図形を見る力、文字を書きたりするときの基本的な力を見るもの。

<同図形発見>

丸、三角、四角の形を見分ける力、色では黄色、赤色、青色の色の理解と、呼称の力を見るもの。

9. 親子教室

根拠法令等	母子保健法第10条
健康さくら21（第2次） 目標値	(市の現状) → (目標) ・子育てに自信が持てない保護者の割合 46.7% → 23.0% ・子どもをかわいいと思える保護者の割合 97.4% → 100% ・育児についての相談相手のいない保護者の割合 1.8% → 0.7%

（１）たんぽぽグループ

《目 的》

発達上何らかの問題や不安を抱えている児とその保護者に対し、集団及び個別に対応することで児の発達を支援し、保護者の不安を軽減する。

《内 容》

- ①対 象 ことばと発達の相談室において集団指導が必要であるとされた児とその保護者
2歳以上で他機関において継続的に集団指導を受けていない児
- ②方 法 毎月1回 健康管理センターにて実施
1回の開催について、定員15名
- ③実施内容 午前 9:00～ 9:30 自由遊び
午前 9:30～10:30 一斉活動(体操, 親子遊び, 手遊び, 絵本, おやつ)
午前 10:30～11:00 個別面接
午前 11:00～12:00 事後検討会
- ④参加期間 最長で1年までとし、年度途中でも随時申し込み可能
- ⑤担当職種 言語聴覚士、保健師、保育士（佐倉東保育園）

《実 績》

5年間の参加組数

年度	実数（組）	延数（組）
22年度	20	107
23年度	19	94
24年度	20	101
25年度	20	108
26年度	18	134

《考 察》

本事業は、幼稚園等に未所属で参加期間が1年に満たない場合は、年度をまたいで継続参加ができる事業である。今年度の参加者で昨年度からの継続参加者は1組であった。

参加当初に保護者の立てた目標とスタッフ間で立てた目標を設けて、参加当初と終了時の評価を比較すると、いずれかの項目で全員改善傾向にあった。これは、個々の目標に適した対応ができた成果と考える。また、課題であった地区担当保健師との継続支援は当日の同席や担当者への申し送りなど確実に実施することができた。

（２）ひまわりグループ

《目 的》

すでに集団生活をしており、発達上何らかの問題を抱える児に対し、社会生活をよりスムーズに送るためのスキルを身につけ、現在所属する集団生活や就学後の学校生活の不適応・問題行動をできる限り予防・軽減する。

《内 容》

- ① 対 象 ことばと発達の相談室において集団指導が必要であるとされた児
 保育園、幼稚園などの集団生活に所属している児
 年長児で他機関にて継続的に専門的な集団指導を受けていない児
- ② 方 法 毎月１回 健康管理センターにて実施
 １グループ定員５人とし、５グループを編成
- ③ 実施内容 午前 ８：４５～９：３０
 午後 １：００～１：４５
 午後 ２：３０～３：１５
 午後 ３：３０～４：１５
 午後 ４：３０～５：１５
 集団活動、保護者との連絡調整
- ④ 参加期間 就学前の１年間（ただし、定員に空きがある場合は年度途中からの参加も可能）
- ⑤ 担当職種 言語聴覚士

《実 績》

５年間の参加組数

年度	実数(組)	延数(組)
２２年度	７	６３
２３年度	１１	１０２
２４年度	１７	１４６
２５年度	１８	１５３
２６年度	２８	２５７

《考 察》

今年度は、本事業の対象者が大幅に増加したため、５グループ編成で行った。課題の内容としてはルールがあるゲームや制作活動を共同で行い、この活動を通して、協力、自己調整力などに働きかけ、社会性の獲得を促した。

昨年度と同様、本事業の対象児の多くは、幼稚園・保育園などに在園しているため参加可能な時間帯が限られている中、対象となる児が年々増加しており、開催曜日や時間帯など、調整が必要となっており課題となっている。

10. 幼児歯科健診

根拠法令等	佐倉市歯と口腔の健康づくり推進条例
健康さくら21（第2次） 目標値	(市の現状) → (目標) ・むし歯のない3歳児の増加 80.7% → 90% ・フッ化物配合歯みがき剤を使う人の増加 3歳児 71.6% → 90%

《目 的》

乳歯のむし歯は進行性が早く広範囲になりやすい傾向にあり、定期的な健診とともに予防が大切である。歯科健診と併せて、予防処置と保護者に対してむし歯予防教育を実施することにより、幼児の健全な口腔の育成を促す。また、1歳6か月児健診の事後相談として、ことば・育児相談を実施し、保護者の不安の軽減や幼児の発育・発達の把握に努めることにより、幼児の健康の保持増進を図る。

《内 容》

- ①対 象 2歳・2歳6か月・3歳
- ②実施回数 年60回 月5回（言語聴覚士によることばの相談は各会場月1回）
健康管理センター、西部保健センター：月2回、南部保健センター：月1回
- ③周知方法 各該当月全員に幼児歯科健診のお知らせを送付
「こうほう佐倉」、健康カレンダー、ホームページにて周知
- ④実施内容 健康教育 → 歯科健診 → フッ素塗布（希望者）→ことばの相談（希望者）

《実 績》

①年度別受診状況

年度	対象者数(人)	受診者数(人)	受診率 (%)
22年度	4,100	2,811	68.6
23年度	4,056	2,929	72.2
24年度	3,959	2,874	72.6
25年度	3,827	2,803	73.2
26年度	3,860	2,887	74.8

②会場別受診状況

実施会場	対象者数(人)	受診者数(人)	受診率 (%)
健康管理センター	1,386	1,010	72.9
西部保健センター	1,929	1,451	75.2
南部保健センター	545	426	78.2

② 地区別受診状況

地区	対象者数(人)	受診者数(人)	受診率 (%)
佐倉	551	433	78.6
臼井	579	395	68.2
志津	1,929	1,451	75.2
根郷	489	380	77.7
和田	37	31	83.8
弥富	19	15	78.9
千代田	256	182	71.1

④年齢別結果

	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)	結果判定 ※							フッ素塗布者 (フッ素塗布率)
				○1型	○2型	○3型	A型	B型	C1型	C2型	
2歳	1,256	970	77.2	1	929	18	18	3	0	1	910 (93.8)
2歳6か月	1,304	993	76.2	5	916	29	36	5	0	2	935 (94.2)
3歳	1,300	924	71.1	4	816	41	46	13	2	2	863 (93.4)

※判定結果の分類は、1歳6か月児健康診査の「歯科健康診査結果」参照

⑤ことばの相談来所状況

対象	来所者数 (人)	要支援者(人)
2歳	73	24
2歳6か月	66	41
3歳	52	28

⑥保健師・栄養士による個別相談状況

	保健師相談 (人)	栄養士相談 (人)
健康管理センター	70	27
西部保健センター	91	45
南部保健センター	40	17

《考 察》

平成26年度の受診人数は2,887人、受診率は74.8%であった。年齢別受診率は、2歳77.2%、2歳6か月76.2%、3歳71.1%と年齢があがるにつれて受診率が低下している。

フッ素は定期的に塗布することで、むし歯予防効果が高まるため、定期的に歯科健診を受けることの重要性について、継続して啓発していく必要がある。さらに、歯科医院等での高濃度のフッ化物応用に加え、家庭での低濃度のフッ化物応用を行うことで、さらにむし歯予防効果を高めるため、フッ化物配合歯みがき剤等の使用についても啓発していきたい。

1歳6か月児健康診査の事後指導の場として実施している、ことばの相談の来所者数は191人で、そのうち93人が「ことばと発達の相談室」や「次回母子保健事業」での継続支援が必要であった。

また、保健師相談は201人、栄養相談は89人に実施した。今後も、幼児歯科健診で支援する予定の方を確実に支援できるように、他職種と連携を図り進めていきたい。

１１．すくすく発達相談

根拠法令等	母子保健法第１０条
健康さくら２１（第２次） 目標値	(市の現状) → (目標) ・子育てに自信が持てない保護者の割合 46.7% → 23.0% ・子どもをかわいいと思える保護者の割合 97.4% → 100% ・育児についての相談相手のいない保護者の割合 1.8% → 0.7%

《目 的》

乳幼児の成長及び発達に応じた適切な指導を保護者に行い、疾病等の異常を早期に発見することに努め、乳幼児の心身の発育及び発達を支援することである。

《内 容》

母子保健事業において、専門医による発達相談・指導が必要、または保護者から希望があった乳幼児をすくすく発達相談の対象とする。相談は予約制であり、月１回（年１２回）健康管理センターで行う。相談の体制及び内容は、保健師による問診・計測と、医師による診察・相談が行われる。（ただし理学療法士・言語聴覚士による指導は、必要と判断される場合に行われる）

《実 績》

①来所状況（人）

年度	実数	延数
２２年度	３６	５５
２３年度	３３	４４
２４年度	２６	３４
２５年度	２０	２５
２６年度	３０	４１

②地区別来所状況（実数）

地区	２２年度	２３年度	２４年度	２５年度	２６年度
佐倉	５	４	０	１	８
臼井	７	７	５	４	４
志津	１２	１３	１７	１３	１１
根郷	７	４	３	２	５
和田	０	０	０	０	０
弥富	０	１	０	０	０
千代田	５	３	１	０	２
住登外	０	１	０	０	０
計（人）	３６	３３	２６	２０	３０

③年齢別来所状況（実数）

年齢	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
0～5か月	1	0	3	4	2
6か月～1歳	9	8	5	7	1
1～2歳未満	8	8	3	4	16
2～3歳未満	6	9	6	1	4
3～4歳未満	6	4	6	2	1
4～5歳未満	1	1	2	1	1
5歳以上	5	3	1	1	5
計（人）	36	33	26	20	30

④相談経路（実数）

相談経路元事業	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
保健師紹介	3	4	0	0	2
電話相談	8	11	7	7	12
ことばの相談室	10	6	7	3	6
乳児相談	3	1	3	6	2
もぐもぐ教室	5	1	2	2	2
1.6 健診	2	1	0	1	4
3歳児健診	1	0	1	0	0
幼児歯科健診	0	0	1	0	0
新生児訪問	0	0	0	1	0
他機関からの紹介	2	3	1	0	2
継続	2	6	4	0	0
計（人）	36	33	26	20	30

⑤相談内容（実数）

相談内容	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
運動発達	16	17	14	14	12
言語発達	5	10	8	3	5
社会性の発達	11	0	0	2	8
身体発育	3	1	0	1	5
疾患	1	0	0	0	0
その他	0	5	4	0	0
計（人）	36	33	26	20	30

⑥年齢別相談内容（実数）

年齢	運動発達	言語発達	社会性の発達	身体発育	計
0～5か月	1	0	0	1	2
6か月～1歳	1	0	0	0	1
1～2歳未満	8	2	3	3	16
2～3歳未満	1	2	1	0	4
3～4歳未満	0	0	1	0	1
4～5歳未満	0	1	0	0	1
5歳以上	1	0	3	1	5
計（人）	12	5	8	5	30

⑦平成26年度すくすく発達相談 相談内容・結果・終了者内訳（実数）

初回相談 内容	相談者数 (実)	結果		終了者内訳			
		継続	終了	問題 なし	医療機関 紹介	療育紹介	その他（※）
運動発達	12	1	11	6	4	0	1
言語発達	5	2	3	0	2	1	0
社会性の発達	8	1	7	2	4	0	1
身体発育	5	1	4	0	2	0	2
疾患	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0
計（人）	30	5	25	8	12	1	4

※「その他」は、すくすく発達相談後の経過を母子保健事業で観察することとなった者の数。

《考 察》

すくすく発達相談の利用者は、1～2歳未満の者が最も多く次いで5歳以上となっている。1～2歳の時期は、運動発達・言語発達・社会性の発達の節目の時期であり、自我の目覚めに伴い保護者が育児不安を抱きやすい時期でもあるため、相談件数が多くなっている。そのため、保護者が児の特性を理解し家庭で発達を促す働きかけができるよう支援していく必要がある。また、5歳以上では就学に向けての準備の為、個々の発達に応じた対応、他機関との連携が求められる。

今後も、タイムリーに保護者の相談に応じることで不安の解消に努め、乳幼児の心身の発育及び発達を促す支援につなげていけるよう努めたい。

１２．ことばと発達の相談室

根拠法令等	母子保健法第１０条
健康さくら 21(第２次) 目標値	(市の現状)→(目標) ・子育てに自信が持てない保護者の割合 46.7% → 23.0% ・子どもをかわいいと思える保護者の割合 97.4% → 100% ・育児についての相談相手のいない保護者の割合 1.8% → 0.7%

《目 的》

乳幼児とその保護者に対し、ことば、きこえ、発達又は気になる行動等について個別に相談又は検査を実施し、問題点を総合的に把握した上で、必要な指導を行い、言語面（コミュニケーション能力）の改善や不安の軽減を図ることを目的とする。

《内 容》

- ①対 象 ことば、きこえ又は行動面等に関する何らかの問題や育児不安を抱えている就学前児及びその保護者
- ②方 法 祝祭日を除く月曜から金曜日までのほぼ毎日実施（予約制）
健康管理センターにて面接指導を実施
- ③実施内容 発達検査、言語検査又は聴力検査等を実施し、その結果により助言および個別指導を行う。また、医学的検査、療育的支援などを必要とする場合は他機関へ紹介する。
面接時間は１人につき３０分から１時間程度。
- ④周知方法 １歳６か月児健康診査、３歳児健康診査、幼児歯科健診等や健康カレンダー、「こうほう佐倉」、ホームページ、ポスター等
- ⑤担当職種 言語聴覚士（必要時、地区担当保健師、理学療法士、栄養士等）

《実 績》

① 年度別来所者数（人）

年度	実数	延数	新規申込者数	終了者数
２２年度	２８３	１,３６０	１３３	６４
２３年度	３０８	１,８１５	１３９	１１３
２４年度	４１４	２,６９８	２２０	１８０
２５年度	５４５	３,６７２	２８２	１５４
２６年度	５７９	３,４７９	２１６	２１３

② ２６年度 地区別来所者数(人)

地 区	実 数
佐 倉	８２
臼 井	１０５
志 津	２７２
根 郷	７２
和 田	８
弥 富	６
千代田	３４

③ ２６年度 来所者の経路（人）

経 路	実 数
１歳６か月健診	１８
３歳児健診	１３３
訪問指導	１
すくすく発達相談	６
幼児歯科健診	１７０
電話相談	１６８
他機関からの紹介	１３
面接相談	２１
再相談	２０
その他	２９

④ 26年度 来所者の相談内容（人）

相談内容	実 数
ことばの発達	3 9 8
行動面	3 8
対人面、社会性	3 1
学習面	2
発 音	3 5
口蓋裂	1
きこえ	0
どもり	2 3
視知覚認知	8
発達のばらつき	3 8
その他	2
問題なし	3

⑥ 26年度 来所者の相談結果（人）

相談結果	実 数
継 続	4 3 0
終 了	1 1 7
経過観察	3 2
未来所終了	9 6

＊「未来所終了」とは、相談室への来所の履歴がなく「終了」となったケースで、相談来所者の実数には入れない。

⑤ 26年度 年齢別来所者数（人）

年 齢	実 数
0歳児	3
1歳児	3 7
2歳児	1 1 7
3歳児	1 5 6
4歳児	1 3 8
5歳児	1 2 8

⑦ 26年度 終了者の終了理由（人）

終了理由	終了者 (実数)	未来所終了者 (実数)
改 善	2 3	1 7
希望なし	2	5 4
就 学	8 5	1 6
転 出	0	7
他機関管理	0	1
他の母子事業	0	0
その他	0	1
問題なし	7	0
合 計	1 1 7	9 6

《考 察》

本事業の来所者は平成23年から平成25年までの過去3年間の中で大幅な増加傾向にあったが、今年度は増加はしているものの、過去3年間と比較すると伸び幅は少なかった。来所者の経路は、幼児歯科健診、電話相談次いで3歳児健診が多く、この3つの項目が全件数のおよそ8割を占めていた。電話相談の内訳は幼稚園、保育園などの他機関からの紹介が多かった。これは本事業が就学前児にかかわる機関に周知されてきている結果と考える。

来所者の相談内容として、言葉の発達や発音など主に言語面の相談は8割近くで多いが、その他の相談内容は行動面や発達のばらつきなど多岐にわたっている。ただ、行動や発達のばらつきは、集団生活場面で人間関係や学習活動などに少なからず影響を及ぼすものと考えられる。また、そのような児に対して直接指導も大切であると同時に、児にかかわる人々がその特性を理解し、適切な配慮、協力をしていく事が最も重要であると考えことから、個別支援と並行して周囲の人、関係機関に対してサポートファイル等を通して具体的な対応を共有し、支援に生かすことが本事業の役割であり、課題である。

13. 保育園・幼稚園巡回相談

根拠法令等	佐倉市独自
健康さくら21（第2次） 目標値	(市の現状) → (目標) ・子育てに自信が持てない保護者の割合 46.7% → 23.0% ・子どもをかわいいと思える保護者の割合 97.4% → 100% ・育児についての相談相手のいない保護者の割合 1.8% → 0.7%

《目 的》

保育園・幼稚園に在園し、ことば、きこえ、発達及び行動等で心配のある児について、保育園・幼稚園と連携を図ることにより、集団生活の中で児の成長、発達を支援し、問題の改善を図ることを目的とする。

《内 容》

- ① 対 象 佐倉市内の巡回相談希望の保育園・幼稚園（希望のあった園のみ）
- ② 方 法 年1回 各園に訪問
- ③ 実施内容 保育場面を観察し、支援方法等を保育担当職員と検討する。
- ④ 周知方法 （保育園・幼稚園への周知）
 保育園については、子育て支援課より全園に周知し、希望を募る
 幼稚園については、健康増進課より全園に文書で周知し、希望を募る
 （保護者への周知）
 母子保健事業において必要時、保護者へ園との連絡調整の必要性を伝える。
 事前に巡回相談の実施について園内に掲示して周知する。
- ⑤ 担当職種 言語聴覚士（必要時、地区担当保健師、子育て支援課職員 等）

《実 績》

① 年度別相談件数（人）

年度	実数
22年度	52
23年度	67
24年度	129
25年度	146
26年度	294

② 年度別巡回園数（園）

年度	保育園	幼稚園
22年度	9	0
23年度	11	0
24年度	13	1
25年度	17	6
26年度	18	6

《考 察》

今年度の巡回相談実施園数は、1園の増加であったものの、相談実数は148件で大幅な増加となった。これは、在園児の中で言葉や、発達、その他行動面に心配がある児が増加傾向にあり、巡回相談の需要が高まっていることが背景にあるものと考えられる。しかしながら、年1回の巡回相談で解決できることは少ない。問題を残したまま児の成長や周囲の環境変化にも対応していくには、継続した相談体制が望まれ、今後の課題である。

14. 健康教育・健康相談

根拠法令等	母子保健法第9条、第10条
健康さくら21（第2次） 目標値	(市の現状) → (目標) ・子育てに自信が持てない保護者の割合 46.7% → 23.0% ・育児についての相談相手のいない保護者の割合 1.8% → 0.7% ・近所に育児について話し合える友人のいる保護者の割合 75.5% → 84.0%

《目 的》

保健センターでの母子の集いや各地区での集まり等で母子を対象に、育児や健康管理について正しい知識の普及を図ると共に、育児相談に対応し、もって子育て支援の一助とする。

（１）保健センターでの健康教育

《内 容》

◆「happy mama style」について

- ① 対 象 者：若年産婦とその子ども（20歳未満で出産した母と就学前までの乳幼児）
- ② 会 場：健康管理センター
- ③ 内 容：毎月1回（年間12回）開催、月毎にテーマを決め、母子の交流、専門職による健康教育、育児相談を実施。
- ④ 周知方法：広報、ホームページ、妊娠届出時にリーフレット配布、ポスター掲示、対象者へ毎月個別通知（電子メールで対応）

◆「beans circle」について

- ① 対 象 者：多胎児をもつ親とその子ども・多胎妊婦
- ② 会 場：西部保健センター
- ③ 内 容：毎月1回（年間12回）開催、月毎にテーマを決め、母子の交流、専門職による健康教育、育児相談を実施。
- ④ 周知方法：広報、ホームページ、妊娠届出時にリーフレット配布、ポスター掲示、対象者へ年1回個別通知、欠席者に年4回季節刊として情報紙発送

◆「Tiny angel」について

- ① 対象者：2000g未満及び36週未満で出生した子どもとその保護者
- ② 会 場：健康管理センター
- ③ 内 容：年1回講演会開催
- ④ 周知方法：対象者へ個別通知

《実 績》

来所人数（延）

実施会場	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
happy mama style	98	73	97	69
beans circle	—	219	124	211
Tiny angel	—	—	—	25
合計	98	292	221	305

（２）地区の集まりにおける健康教育

《内 容》

- 佐倉地区：佐倉老幼の館「ぴよぴよタイム」、栄町集会所「佐倉東部地区社協」
 臼井地区：臼井老幼の館「ぽっぽちゃん」
 志津地区：志津・北志津児童センター、西部保健センター、西志津さくら自治会館
 ハローキッズ（子育て支援センターハローベビー）
 根郷地区：南部児童センター「ゆりかごタイム」
 和田地区：和田公民館「ママのほっとタイム」
 千代田地区：老人憩いの家 千代田荘「ひよこタイム」

《実 績》

	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
佐倉	139 人	6 回	189 人	6 回	228 人	6 回
臼井	176 人	6 回	142 人	4 回	70 人	2 回
志津	651 人	18 回	379 人	14 回	497 人	14 回
根郷	229 人	4 回	269 人	4 回	158 人	4 回
和田	64 人	4 回	31 人	2 回	103 人	4 回
千代田	50 人	3 回	64 人	3 回	66 人	3 回
全市	1,309 人	41 回	1,074 人	33 回	1,122 人	33 回

（３）女性の健康づくり教育

《目 的》

将来、希望した時に自然妊娠ができる健康的な身体づくりに向け、実践できる具体的な情報を提供することにより、自身の健康情報を把握・管理し、積極的に取り組むことができる。

《内 容》

①講演会

- ・演題：不妊症予防講演会「健康美ボディ・入手講座(第2弾)」
- ・講師：順天堂大学大学院小児思春期発達病態学 本田 由佳 氏
- ・会場：ミレニアムセンター佐倉

②周知啓発活動

- ・千葉敬愛短期大学の学祭「KEIAIフェスタ」において「出張 健康美ボディ講座」として、健康教育(体組成測定、測定結果からのアドバイス、リーフレット類の配布)の実施。
- ・本田氏の講演内容をもとに作成した『佐倉市健康美ボディ7箇条』の周知。（パネルの各保健センターやJR佐倉駅での掲示、リーフレットの配布、ホームページからのダウンロードなど）
- ・ホームページでの情報提供。（講演会内容の報告や不妊対策事業の案内など）

《実 績》講演会参加者

年代	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	不明	合計
人数	1 人	7 人	11 人	10 人	7 人	8 人	6 人	50 人

（４）保育園・幼稚園における歯科健康教育

《内 容》

- ① 対 象：保育園・幼稚園児
- ② 方 法：歯科健康教育を希望する園を募り、保育園19園、幼稚園7園において実施
- ③ 内 容：人形劇「おやつは時間を決めて」・歯垢の染め出し・歯みがき

《実 績》

①年度別実施状況

(人)

年度	保育園	幼稚園	合計
22 年度	915	821	1,736
23 年度	862	854	1,716
24 年度	851	771	1,622
25 年度	875	650	1,525
26 年度	928	776	1,704

*平成18年度より希望がある私立幼稚園においても歯科健康教育を開始。

（５）健康教育に伴う健康相談

《内 容》

健康教育の実施後に希望者に育児相談を実施。

《実 績》

年度	妊産婦	乳児	幼児	その他
23 年度	1	33	42	－
24 年度	－	98	321	27
25 年度	－	56	11	19
26 年度	7	160	52	33

《考 察》

子育てに困難感を感じている者に重点を置き、各保健センターでの健康教育を定期的に行っている。また、地域の児童センター等に出向いて健康教育・健康相談を行うことで、市民にとって身近な場所で気軽に相談ができ育児不安の軽減にもつながっている。今後も地域の子育て支援関連施設と連携を図りながら、知識の普及・相談対応に努めたい。

女性の健康づくり教育では、40代以上の参加者が半数を占め、参加動機も“娘のために話を聞きたい”という声が多かった。参加者からは好評の声があった一方で、申し込み状況から若い女性への「不妊予防」に関する関心の低さも見られた。

今後も継続的に周知啓発を行っていく必要がある中で、興味関心を引く効果的な周知方法を検討し、また、若い女性だけではなく、10代の子を持つ保護者にも「不妊予防」に関する知識を普及していきたい。

15. 低出生体重児の届出・未熟児養育医療・未熟児訪問指導

根拠法令等	母子保健法第18条、第19条、第20条の1、第21条
健康さくら21（第2次） 目標値	(市の現状) → (目標) ・子育てに自信が持てない保護者の割合 46.7% → 23.0% ・こどもを虐待していると思う保護者の割合 9.6% → 0% ・子どもをかわいいと思える保護者の割合 97.4% → 100%

（１）低出生体重児の届出・未熟児養育医療

《目 的》

未熟児は、正常な新生児に比べて疾病にもかかりやすく、その死亡率は極めて高率であるばかりではなく、心身の障害を残すことも多いことから、生後速やかに適切な処置を講ずることが必要である。

このため、医療を必要とする未熟児に対しては、養育に必要な医療の給付を行うことにより、乳児の健康管理と健全な育成をはかることを目的とする。

《内 容》

「低体重児の届け出」について

- ①対 象 者：佐倉市に住所を有する出生体重2500g未満の児
- ②方 法：出生通知書の送付をもって届出とする
- ③周知方法：ホームページ等

「未熟児養育医療（審査・認定・医療券交付）」について

- ①対 象 者：佐倉市に住所を有し、以下のいずれかの症状に該当する、入院して養育を受ける必要があるとして医療機関の医師が認めた0歳児
 - ア. 出生体重が2000g以下
 - イ. ア以外の乳児で生活力が弱く、次の「対象となる症状」のいずれかを示す
 - ・けいれん、運動の異常
 - ・体温が摂氏34度以下
 - ・強いチアノーゼなど呼吸器、循環器の異常
 - ・繰り返す嘔吐など、消化器の異常
 - ・強い黄疸
- ②方 法：健康増進課において、申請書の内容を審査し、承認及び却下を決定。
承認の場合には「養育医療券」を交付する。
児童青少年課において、給付（自己負担額の決定）や医療機関への連絡等実施。
- ③周知方法：ホームページ、ポスター等

《実 績》

1. 低出生体重児の出生（届出）状況

全出生数			
対象数（人）	1,162	出生体重 2500 g 未満	出生体重 2500 g 以上の
		未熟児養育医療 申請件数	未熟児養育医療申請件数
		130（10.9%）	29
			1

2. 低出生体重児の出生（届出）状況（地区別）

	件数（人）	
地 区	25 年度	26 年度
佐 倉	17	18
臼 井	20	11
志 津	64	71
根 郷	22	18
千代田	6	12
計	129	130

3. 未熟児養育医療申請者数（地区別）

	件数（人）	
地 区	25 年度	26 年度
佐 倉	5	2
臼 井	2	4
志 津	15	17
根 郷	6	4
千代田	0	3
計	28	30

4. 未熟児養育医療該当児の状況

①出生児数別の状況

単胎・双胎の別 件 数	件数（人・組）	
	25 年度	26 年度
単 体	16	26
双 胎	10（5 組）	2（1 組）
双胎のうちの 1 人	2	2
計	28	30

②入院医療機関別状況（出生後、転院している2名については、転院後の医療機関で集計）

医療機関名 人 数	人数（人）	
	25 年度	26 年度
東邦大学医療センター 佐倉病院	20	12
東京女子歯科大学附属八千代医療センター	3	5
成田赤十字病院	0	5
船橋中央病院	1	2
千葉大学医学部附属病院	0	1
君津中央病院	1	0
東 京 都	2	1
神 奈 川 県	1	0
埼 玉 県	0	1
茨 城 県	0	1
山 形 県	0	1
青 森 県	0	1
計	28	30

5. 在胎週数・出生体重別集計

①全 数

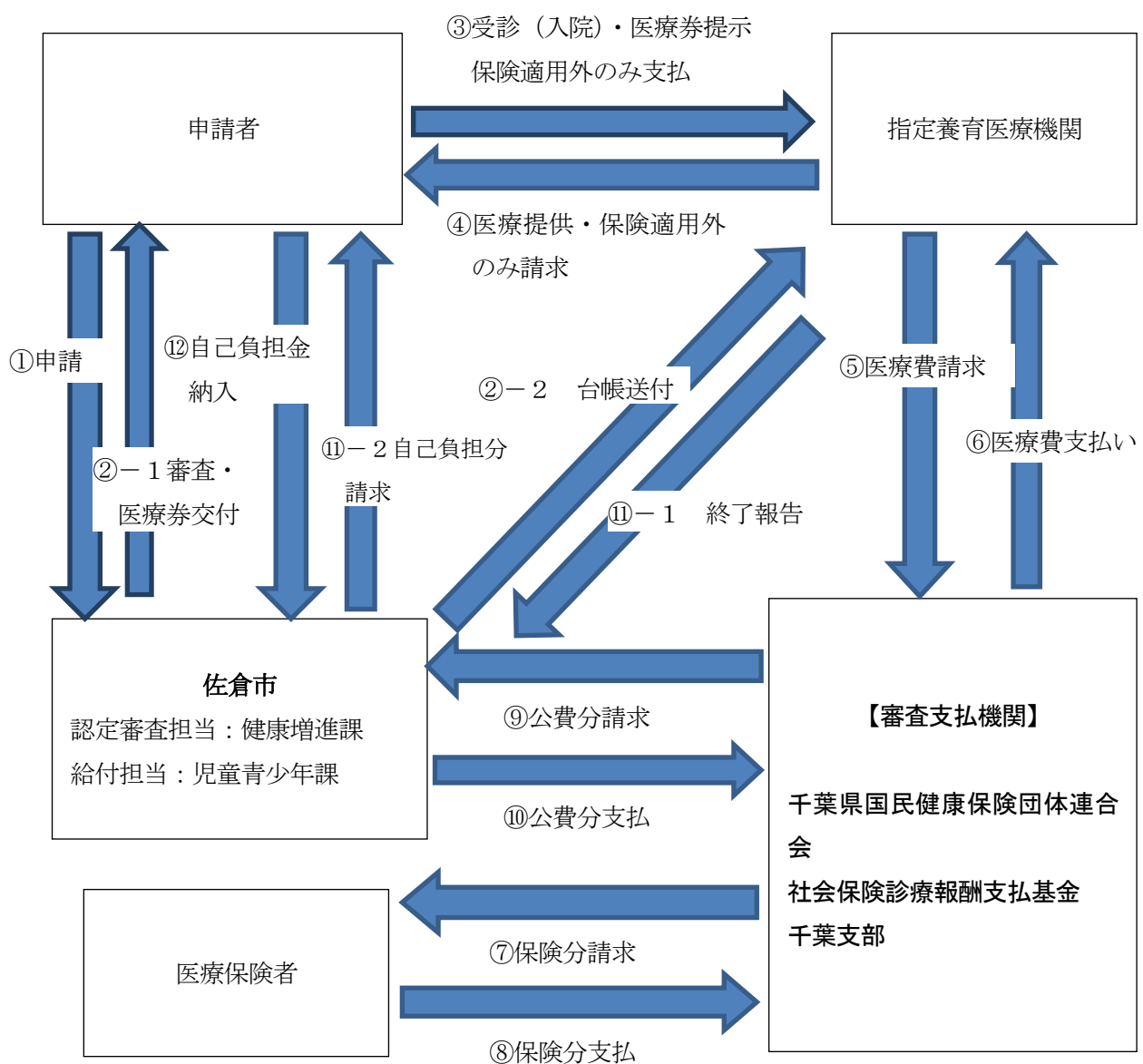
体 重 在胎週数	499g 以下		500～ 999g		1,000～ 1,499g		1,500～ 1,999g		2,000～ 2,499g		計	
	H25	H26	H25	H26	H25	H26	H25	H26	H25	H26	H25	H26
～27 週 (超早産児)	0	0	4	2	0	0	0	0	0	1	4	3
28～33 週	0	0	3	1	4	5	3	5	2	3	12	14
34 週～36 週 (後期早産児)	0	0	0	0	2	1	8	10	24	28	34	39
37 週～	0	0	0	0	0	0	6	4	73	70	79	74
計	0	0	7	3	6	6	17	19	99	102	129	130

②未熟児養育医療該当者

体 重 在胎週数	499g 以下		500～ 999g		1,000～ 1,499g		1,500～ 1,999g		2,000～ 2,499g		2,500g 以上		計	
	H25	H26	H25	H26	H25	H26	H25	H26	H25	H26	H25	H26	H25	H26
～27 週 (超早産児)	0	0	5	3	0	0	0	0	0	0	0	0	5	3
28～33 週	0	0	3	1	5	5	5	5	0	0	0	0	13	11
34 週～36 週 (後期早産児)	0	0	0	0	1	2	6	7	1	2	0	1	8	12
37 週～	0	0	0	0	0	0	1	4	0	0	1	0	2	4
計	0	0	8	4	6	7	12	16	1	2	1	1	28	30

6. 未熟児養育医療の事務の流れ

養育医療事務の流れ



《考 察》

平成26年度の未熟児養育医療の申請件数は30件と前年度よりも件数は増加している。出生時体重の内訳をみると、1500～1999g（低出生体重児）が16件と最も多く、次いで1000～1499g（極低出生体重児）、～999g（超低出生体重児）の順に多い。

26年度には、「低出生体重児支援マニュアル」を作成し、未熟児養育医療に該当する者については、初回の訪問指導をはじめ、3歳児健診を迎えるまでは、地区担当保健師による継続支援を行うこととしている。

また、低出生体重児は全身の機能が未熟な状態で生まれていることから、長期入院となる場合や、退院後も在宅にて酸素投与や人工呼吸器など医療的ケアを要すケースも見受けられる。今後、在宅に移行するために医療機関をはじめ障害福祉サービスに係る機関との連携も必要となってくる。医療機関及び他機関との連携の在り方について検討及び支援者間で共通認識を図る必要があると考える。

（２）未熟児訪問指導

《目 的》

未熟児は、諸機能に種々の未熟さがあり、疾病にも罹りやすいことから出生後速やかに適切な処置を講じる必要があり、家庭内で養育できる児については訪問指導によって必要な処置を講じる。

また、未熟児対策の万全を期するため、身体発育や諸機能が正常児なみになった後においても、訪問指導を必要とする判断される場合には、引き続きこれを行う。

《内 容》

- ①対 象 者：佐倉市に住所を有する出生体重2500g未満の児
- ②方 法：未熟児が出生した際、保健師及び助産師による家庭訪問において相談、支援
- ③周知方法：ホームページ、ポスター等

《実 績》

（１）低出生体重児訪問状況（新生児訪問再掲）

年 度	対象者数（人）	訪問人数（人）	訪問率（％）
25年度	129	107 （うち養育医療該当 17人）	82.9
26年度	130	96 （うち養育医療該当 19人）	73.8

《考 察》

2500g未満の低出生体重児や早期産は、生理的に未熟であり、身体的・精神的発達においても正期産児に比べ遅れることも少なくないため、訪問指導により育児支援を行っている。

特に未熟児養育医療（以下、養育医療と記載する）に該当する場合、児の未熟性により、長期入院を要すこともあり、出生年度内の訪問に至らない場合や、退院後も酸素療法や人工呼吸器など医療的ケアを要すことも多い。養育医療の申請から継続的に関わりが必須となる対象だが、医療機関から退院連絡を受けた際には、状況により他機関と連携し、できる限り早期の訪問指導を行う必要がある。

16. 母子保健事業未受診者勧奨事業

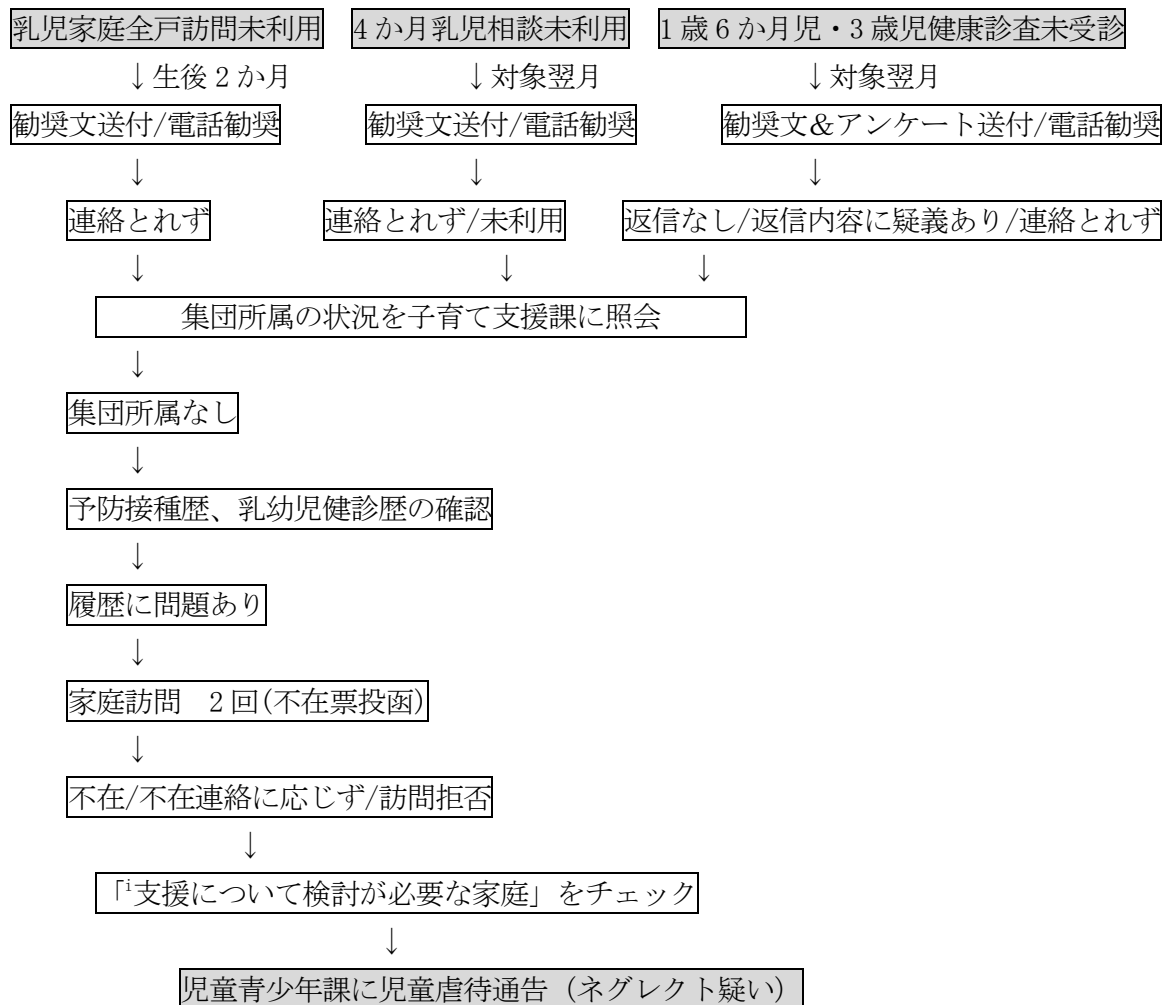
根拠法令等	母子保健法第10条、第11条、第12条、第13条 児童虐待の防止に関する法律	
健康さくら21（第2次） 目標値	・子育てに自信が持てない保護者の割合 ・こどもを虐待していると思う保護者の割合 ・子どもをかわいいと思える保護者の割合	(市の現状) → (目標) 46.7% → 23.0% 9.6% → 0% 97.4% → 100%

《目的》

母子保健法第10条及、第11条、第12条、第13条に基づき、妊婦産婦・乳幼児に対し、保健指導、健康診査、家庭訪問を行う。必要に応じこれを勧奨することによって受診率の向上を図り、もって乳幼児等の健康の保持増進に努める。併せて、児童虐待事案の早期発見を目的として、受診勧奨に応じない事案等の追跡調査を実施し、状況に応じて児童青少年課への通告を行う。これにより、状況の悪化を防止する。

《内容》

事業の流れ



《実 績》

① 実施状況

(人)

	平成 25 年度				平成 26 年度			
	受診率% (前年比)	勸奨数	保健師 訪問数	通告 数	受診率 (前年比)	勸奨数	保健師 訪問数	通告 数
全戸訪問	87.4 (5.3 ↓)	279	28	4	92.7 (5.3 ↑)	242	24	0
乳児相談	88.0 (3.7 ↑)	242	17	2	87.7 (1.3 ↓)	231	3	0
1歳6か月児	93.1 (0.2 ↑)	234	18	5	95.4 (2.3 ↑)	264	5	2
3歳児健診	84.9 (1.9 ↓)	434	27	6	86.8 (1.9 ↑)	421	8	1

※前年度対象者も勸奨対象としているため、当該年度の各事業の未受診者数と「勸奨数」は一致しない。

※「保健師訪問数」は、訪問して不在だった数も含むので、③の表の「訪問で把握」と一致しない。

②事業別勸奨文送付結果

(人)

状 況		全戸訪問	乳児相談	1歳6か月児健診	3歳児健診
把握 できた 児の 状況	今後受診予定あり	176	69	98	184
	佐倉市で受診済	5	49	77	74
	他機関で受診済	1	1	5	17
	必要ないので受診しない	1	3	1	2
	拒否・受診できない	9	34	13	66
	入院中	0	0	0	0
	死亡・転出	6	3	4	3
	長期里帰り	1	0	0	0
	保健師等支援ケース	8	39	25	23
	その他	0	4	16	8
期限内（勸奨文送付から 1か月以内）に把握できず		35	29	25	44
合計		242	231	264	421

③「期限内（勸奨文送付か1か月以内）に把握できず」だった児の把握結果

(人)

事業名	期限内（勸奨文送付か1か月以内）に把握できず（①+②+③）								③未把握 （平成 27 年 6 月末 現在）
	把 握								
	①訪問で把握			②訪問以外で把握					
	継続 支援 なし	継続 支援 あり		文書、電話、 面接、健診、 相談、支援・ 予防接種歴、 他機関からの 情報等	子 育 て 支 援 課 か ら の 集 団 所 属 の 情 報	通告後、 児童青少年課で把握			
全戸 訪問	35	24	18	6	11	11	0	0	0
乳児 相談	29	3	1	2	26	23	3	0	0
1歳6か月 児健診	25	3	2	1	22	16	4	2	0
3歳児 健診	44	7	4	3	33	26	6	1	4
合計	133	37	25	12	92	76	13	3	4

《考 察》

母子保健事業未受診者勧奨事業は、平成 24 年度から開始し、受診率の向上及び虐待ハイリスク家庭の把握に効果を上げてきたが、家庭訪問時は保健師 2 名体制であることから、訪問対象者が多い場合効率良く訪問が実施できなかった。平成 26 年度は、訪問前に子育て支援課に集団所属の状況を把握したうえで、母子保健事業や予防接種歴に問題のある児を訪問対象にすることで、訪問対象者を必要な者に絞ることができた。また、不在の場合「不在連絡票」を投函することにより、保護者からの連絡を促すことにもつながり、児童青少年課への通告者数も減少した。

引き続き、児童青少年課、子育て支援課と連携をとりながら、把握に努めていきたい。

i 「支援について検討が必要な家庭」

「養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援について」（平成 24 年 11 月 30 日付厚生労働省雇用機会均等・児童家庭局 総務課長、母子保健課長通知）から引用

2・（１）乳幼児健康診査未受診等の家庭の把握及び情報の整理

イ 支援について検討が必要な家庭としては、行政の関与に否定的な家庭、勧奨に合理的な理由なく応じない家庭、未受診の理由や背景等が把握できない家庭、勧奨に応じるものの虐待発生のリスクが高いと考えられる家庭（「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第 8 次報告）を踏まえた対応について」による「留意すべきポイント（別紙）」参照）などが想定される。保健・福祉サービスの実施機関において判断に迷う事例についても、児童虐待担当に情報提供を行う。

Ⅲ 思春期保健

1. 思春期保健に関する取組み

根拠法令等	佐倉市独自
健康さくら21（第2次） 目標値	(市の現状) → (目標) ・シンナー・薬物使用を勧められたとき、断る自信のある中・高校生の割合 79.9% → 100%
	・シンナー・薬物使用の有害性について、知っている中・高校生の割合 83.9～ 98.7% → 100%
	・避妊法を正確に知っている高校生の割合 男子 65.0% → 増加 女子 82.2% → 増加
	・性感染症を正確に知っている高校生の割合 13.8～ 96.8% → 増加
	・性についてオープンに話せる家庭の割合 32.9% → 増加
	・子どもから性に関する悩みや相談を受けたときにきちんと応えられる保護者の割合 幼児保護者34.7% → 増加 小学生保護者44.2% → 増加

《目 的》

思春期は大人と子どもの両方の面をもつ時期であり、思春期における問題は、本人の現在の問題にとどまらず生涯にわたる健康問題や、次世代への悪影響も及ぼしかねないものである。

正しい性に関する知識の普及とエイズ予防等の性感染症予防に努めると共に、10代の望まない妊娠の回避や人工妊娠中絶率の上昇を防ぐことにより青少年の健全育成を図るため、家庭、学校、地域等の連携による教育、啓発普及、相談等を通じて問題の理解と情報の提供をする。

《内 容》

1. 保健授業の協働実施
2. 養護教諭との定期連絡会への参加（H24年度7回／年・H25年度5回／年・H26年度5回／年）
3. 健康教育教材の貸与、健康教育

《実 績》

1. 保健授業の協働実施

佐倉市教育委員会と連携しながら、『自分を大切にする』という視点で、学校の養護教諭、クラス担任と保健師が思春期保健に取り組む保健授業の協働実施について

実施年度	対象学年	題材	実施人数	合計（人）／実施
平成24年度	小学2年生	おへそのひみつ	170	224／3校
	小学4年生	生命誕生	54	
平成25年度	小学2年生	おへそのひみつ	238	353／5校
	小学4年生	生命誕生	60	
	小学6年生	心の健康（脳の働き）	55	
平成26年度	小学2年生	おへそのひみつ	316	400／5校
	小学4年生	生命誕生	84	

2. 健康教育教材の貸与、健康教育

- (1) 沐浴人形の貸与

市内小学4校、中学校8校、高校1校、の計13箇所延べ16回貸与。

(2) 妊婦ジャケットの貸与

市内小学4校、中学8校、高校1校、短期大学1校の計13箇所延べ14回貸与。

《考 察》

小学校における協働授業の実施は、『大切に育てられた』と実感するこどもと、『大変ではあったが愛情を注いで育ててきてよかった』と実感する親とのやり取りができ、親子関係の深まりと、お互いの自己肯定感を育むきっかけとなったと考える。協働授業後に実施した児童のアンケートでは、『マタニティマークをもっている人がいたら席を譲る』、『マタニティマークの人を見たら親切にする』、『自分が大人になったら奥さんを手伝いたいと思う』等、他者を思いやる気持ちが芽生えた記述が多く見られた。さらに、赤ちゃんの育ちに関する興味や、父性・母性の育成に繋がる記述も見受けられた。協働授業の実施については、平成26年度までは志津地区の小学校を中心に展開していたが、今後の方向性としては、現段階で得ている反応や効果を伝えながら市内全域の小学校へ広げていきたいと考えている。

また、年に5回実施された養護教諭との定期連絡会を通して、保健師と養護教諭の情報交換の機会があることで、地域の児童を見守る児童虐待等のハイリスク母子の早期発見、地区で支援する協力者としてネットワークを形成していく基盤づくりとしても有効であると考えている。

IV 感染症予防

1. 感染症予防及び防疫

根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法） 予防接種法第 3 条			
健康さくら 21(第 2 次) 目標値	(市の現状) → (目標) ・ BCG を 1 歳までに受ける人の増加 98.4%→100% ・ 麻しん予防接種を受ける人の増加 1 期 95.0%→100% 2 期 89.7%→100%			

《目的》

近年、新たな感染症の出現や既存感染症の再興などが見られ、予防対策の充実が求められている。感染力の高い新型感染症については、市民の健康を脅かす1つの要因となっており、市民を感染症から守り、健康的に暮らせるよう、未然防止に努めるとともに、発生に対しては迅速で的確な対策を講じることが必要となる。そのためには、各年代にあった定期的・計画的な予防接種を行い効果的な予防接種事業の推進に努めるなど、感染症の発生予防やまん延防止を進めながら、公衆衛生の向上を図るための予防接種の重要性や知識、予防対策を広く市民に広報・啓発を行い、感染症流行時に迅速に対応できる体制づくりを進めることを目的とする。

《感染症予防の普及啓発概要》

個別通知

○定例 85 回

- ・「出生者・7歳半までの転入者・日本脳炎2期対象者・2種混合2期対象者」への予診票と案内文の送付（毎月）
- ・4か月児乳児相談のお知らせ封筒にBCGの案内文を同封（毎月）
- ・1歳6か月児健診のお知らせ封筒にMRの案内文を同封（毎月）
- ・3歳児歯科健診のお知らせ封筒に日本脳炎の案内文を同封（毎月）
- ・乳児相談未来所勧奨文の中にBCG接種について記載し接種勧奨を実施
- ・高齢者インフルエンザの予診票、案内文の送付（9月末47,612通）

○新規

- ・高齢者肺炎球菌の予診票、案内文の送付（9月末9,633通）
- ・水痘の予診票、案内文の送付（9月末5,759通）
- ・1歳6か月児健診、2歳歯科、2歳半歯科のお知らせ封筒におたふくかぜワクチン接種費用一部助成制度のリーフレットを同封

○未接種勸奨 102 回

- ・日本脳炎の経過措置勧奨ハガキ送付（合計 1,898 通）
⇒平成 8 年度生まれ（18 歳）：1,395 通、平成 18 年度生まれ（8 歳）：503 通
- ・2 種混合未接種者へ勧奨はがき送付（8 月）：1,386 通
- ・MR2 期末接種者へ勧奨はがき送付（12 月末頃）：541 通
- ・MR2 期末接種者全員に電話（1～2 月）：388 件
- ・MR2 期末接種者、電話で不在だった方へ勧奨はがき送付（2 月末）：88 通
- ・乳児相談、1 歳 6 か月健診や 3 歳児健診の保健師相談で未接種者へ勧奨（毎月）

広報紙・ホームページ他

○広報紙・ポスター掲示など

①高齢者肺炎球菌に関して

- ・高齢者肺炎球菌助成制度終了と定期接種案内のポスターを医療機関に掲示
- ・インフルエンザの個別通知に案内文同封
- ・こうほう佐倉に掲載（3回）

②おたふくかぜワクチン接種費用一部助成制度

- ・保健センター、市民課、子育て支援課、児童青少年課等の関係課、保育園にポスター掲示
- ・市内保育園に通園する1、2歳児にリーフレットを配布
- ・こうほう佐倉に掲載（1回）

③水痘に関して

- ・こうほう佐倉に掲載（2回）

④インフルエンザに関して

- ・こうほう佐倉に掲載（2回）

⑤日本脳炎に関して

- ・こうほう佐倉に掲載（1回）

⑥麻しん、風しんに関して

- ・こうほう佐倉に掲載（2回）

○ホームページ：広報に合わせて随時更新（12回）

⇒インフルエンザ、高齢者肺炎球菌、水痘、おたふくかぜワクチン接種費用助成、デング熱等

その他

- ・養護教諭研修会で予防接種について説明（9月）
- ・保育園看護師へ予防接種についての研修会を実施（1回）
- ・就学時健診における予防接種説明

平成26年10月15日から12月16日の間のうち、18日間、23小学校、1,363名に対し実施。

《接種率の算定基準》

平成17年度より厚生労働省の算定基準を用いている。

(1) ヒブ予防接種

《目 的》

インフルエンザb菌による感染症、特に侵襲性の感染症（髄膜炎、敗血症、蜂巣炎、関節炎、喉頭蓋炎、肺炎および骨髄炎）の予防

《内 容》

①対象及び実施方法

対象		実施方法
初回	生後2か月～5歳未満	ヒブワクチン0.5mlを27日以上の間隔をいって3回皮下注射
追加		初回接種後7か月以上の間隔をおいて0.5mlを1回皮下注射

※平成22年11月から子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業の一環としての接種が行われていたが、平成25年4月に定期接種に位置づけられた。

※接種開始年齢によって接種回数が異なる。

②実施時期及び実施場所

平成26年4月1日から平成27年3月31日

市内33医療機関・千葉県内相互乗り入れ制度協力医療機関に委託

（実施日時については、各医療機関が定める）

③周知方法

出生届出又は転入届出後、予防接種のつづり及び定期予防接種のご案内を個別に送付。

健康カレンダー・「こうほう佐倉」・ホームページに委託医療機関を掲載。

《実 績》

平成26年度実施結果

	対象者数（人）	実施者数（人）	接種率（％）
1回目	1,144	1,204	105.2
2回目	1,144	1,157	101.1
3回目	1,144	1,179	103.1
4回目	1,144	1,208	105.6
合計	4,576	4,748	103.8

※対象者数は厚生労働省が用いている「予防接種率の算定方法」にある予防接種対象人員に準拠して算出している。（平成26年9月末人口を計上）

年度別接種率の推移

年度	実施者数（人）	接種率（％）
25年度	5,115	113.0
26年度	4,748	103.8

《考 察》

平成25年度定期接種となってから、100%を超える高い接種率となっている。今後とも接種勧奨と情報提供に努めていきたい。

(2) 小児用肺炎球菌予防接種

《目 的》

肺炎球菌（血清型 1, 3, 4, 5, 6A, 6B, 7F, 9V, 14, 18C, 19A, 19F, 23F）による侵襲性感染症の予防

《内 容》

①対象及び実施方法

対象		実施方法
初回	生後2か月～5歳未満	小児用肺炎球菌ワクチン0.5mlを27日以上の間隔で3回皮下注射
追加		初回接種後60日以上の間隔でワクチン0.5mlを1回皮下注射

※平成22年11月から子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業の一環としての接種が行われていたが、平成25年4月に定期接種に位置づけられた。

※平成25年11月より使用されるワクチンが7価ワクチンから13価ワクチン（血清型1, 3, 4, 5, 6A, 6B, 7F, 9V, 14, 18C, 19A, 19F, 23F）に変更された。（接種間隔・回数に変更なし）

※接種開始年齢によって接種回数が異なる。

②実施時期及び実施場所

平成26年4月1日から平成27年3月31日

市内33医療機関・千葉県内相互乗り入れ制度協力医療機関に委託

（実施日時については、各医療機関が定める）

③周知方法

出生届出又は転入届出後、予防接種のつづり及び定期予防接種のご案内を個別に送付。

健康カレンダー・「こうほう佐倉」・ホームページに委託医療機関を掲載。

《実 績》

平成26年度実施結果

	対象者数（人）	実施者数（人）	接種率（％）
1回目	1,144	1,221	106.7
2回目	1,144	1,164	101.7
3回目	1,144	1,156	101.0
4回目	1,144	1,157	101.1
合計	4,576	4,698	102.7

※対象者数は厚生労働省が用いている「予防接種率の算定方法」にある予防接種対象人員に準拠して算出している。（平成26年9月末人口を計上）

年度別接種率の推移

年度	実施者数（人）	接種率（％）
25年度	4,860	107.3
26年度	4,698	102.7

《考 察》

平成25年度定期接種となってから、100%を超える高い接種率となっている。今後とも接種勧奨と情報提供に努めていきたい。

(3) BCG予防接種

《目 的》

乳幼児における結核性髄膜炎や粟粒結核などの予防、結核のまん延の予防

《内 容》

①対象及び実施方法

対 象	実 施 方 法
生後 1 歳未満	乾燥 B C G ワクチンを 1 滴滴下し管針で経皮接種

*佐倉市では、佐倉市予防接種委員会での検討結果を踏まえ、免疫不全症が比較的明らかとなる 3 か月からを原則の接種期間としている。

②実施時期及び実施場所

平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日

市内 31 医療機関・千葉県内定期予防接種相互乗り入れ制度協力医療機関に委託

(実施日時については、各医療機関が定める)

③周知方法

出生届出又は転入届出後、予防接種のつづり及び定期予防接種のご案内を個別に送付。

健康カレンダー・「こうほう佐倉」・ホームページに委託医療機関を掲載。

乳児相談案内文に合わせて接種勧奨文を送付。

乳児相談での接種勧奨。

《実 績》

平成 26 年度実施結果

区分	1 歳未満			長期療養	合 計	
B C G	対象者数 (人)	B C G 実施者数 (人)	接種率	B C G 実施者数 (人)	B C G 実施者数 (人)	接種率
	1, 144	1, 162	101. 6%	0	1, 162	101. 6%

年度別実施状況

年度	区分	B C G	
		実施者数(人)	接種率(%)
22 年度		1, 187	102. 3
23 年度		1, 137	95. 6
24 年度		1, 136	95. 7
25 年度		1, 011	89. 3
26 年度		1, 162	101. 6

《考 察》

接種率は平成 21 年度以降低下傾向だったが、平成 26 年度は 100%を超え大幅に向上した。接種率向上の理由の一つに、平成 25 年 4 月から B C G 予防接種の接種期間が 6 か月未満から 1 歳未満に引き上げられたことが考えられる。

今後も B C G 予防接種の必要性等とともに、接種期間の周知方法を、工夫しながら接種勧奨に努めていきたい。

（４）不活化ポリオ

《目 的》

急性灰白髄炎（ポリオ）の発生及びまん延の予防

《内 容》

① 対象及び実施方法

対 象		実 施 方 法
第 1 期 (初回)	生後 3 か月～90 か月未満 生後 3 か月～90 か月未満	不活化ポリオワクチンを 20 日以上の間隔をおいて 0.5ml を 3 回皮下注射
第 1 期 (追加)		不活化ポリオワクチンを第 1 期初回完了後 6 か月以上の間隔をおいて 0.5ml を 1 回皮下注射

※平成 24 年 9 月から急性灰白髄炎の定期の予防接種において不活化ポリオワクチンが導入され、経口生ポリオワクチンは廃止された。

②実施場所及び実施回数

平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日

市内 36 医療機関・千葉県内定期予防接種相互乗り入れ制度協力医療機関に委託

(実施日時については、各医療機関が定める)

③周知方法

出生届出又は転入届出後、予防接種のつづり及び定期予防接種のご案内を個別に送付。

健康カレンダー・「こうほう佐倉」・ホームページに委託医療機関を掲載。

《実 績》

平成 26 年度実施結果

回数		対象者数 (人)	実施者数 (人)	接種率 (%)
第 1 期	1 回	1,169	70	6.0
	2 回	1,169	147	12.6
	3 回	1,169	193	16.5
	追加	1,169	918	78.5
合計		4,676	1,328	28.4

年度別接種率の推移

年度	実施者数 (人)	接種率 (%)
24 年度	4,816	79.4
25 年度	2,500	53.9
26 年度	1,328	28.4

《考 察》

接種率が平成 25 年度 53.9%から平成 26 年度は 28.4%と前年度比—25.5%と大きく低下した。平成 25 年度に 4 種混合ワクチンが導入されたことにより、新規接種者の多くの方が四種混合に移行しており、接種率の低い状態になっている。

(5) 麻しん（はしか）・風しん

《目 的》

麻しん、風しんの発生及びまん延の予防

《内 容》

①対象及び実施方法

対 象		実 施 方 法
第 1 期	生後 12 か月～24 か月未満	・麻しん風しん混合ワクチン(MR) 0.5m l を 1 回皮下注射
第 2 期	5 歳～7 歳未満で小学校就学前の 1 年間	＜単抗原ワクチン希望の方＞ ・麻しん単抗原ワクチン 0.5m l を 1 回皮下注射 ・風しん単抗原ワクチン 0.5m l を 1 回皮下注射

※第 3 期（中学 1 年生）・第 4 期（高校 3 年生）の麻しん風しん混合予防接種は平成 24 年度（～平成 25 年 3 月 31 日）で終了した。

②実施時期及び実施場所

平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日

市内 51 医療機関（麻しん、風しんの単抗原については、それぞれ市内 50 医療機関）・千葉県内定期予防接種相互乗り入れ制度協力医療機関に委託
（実施日時については、各医療機関が定める）

③周知方法

出生届出又は転入届出後、予防接種のつづり及び定期予防接種のご案内を個別に送付。

健康カレンダー・「こうほう佐倉」・ホームページに委託医療機関を掲載。

2 期において、1 2 月～1 月にかけて未接種者に対し、はがきによる接種勧奨を 2 回実施。

さらに、2 月時点で未接種者に対して電話による接種勧奨を実施。

《実 績》

平成 26 年度麻しん風しん実施結果

種別	期別	対象者数（人）	接種者数（人）	接種率（％）
麻しん風しん	第 1 期	1,244	1,188	95.5
	第 2 期	1,439	1,318	91.6
	長期療養		0	
	合計	2,683	2,506	93.4
麻しん	第 1 期	1,244	0	—
	第 2 期	1,439	0	—
	長期療養		0	
	合計	2,683	0	—
風しん	第 1 期	1,244	0	—
	第 2 期	1,439	0	—
	長期療養		0	
	合計	2,683	0	—

年度別麻疹接種率の推移（麻疹風疹実施者＋麻疹実施者）

年度	期別	実施者数（人）	接種率（％）
22 年度	第 1 期	1, 265	97. 2
	第 2 期	1, 390	92. 1
	第 3 期	1, 423	88. 8
	第 4 期	1, 328	78. 6
23 年度	第 1 期	1, 167	95. 0
	第 2 期	1, 247	89. 7
	第 3 期	1, 337	83. 6
	第 4 期	1, 433	85. 3
24 年度	第 1 期	1, 228	97. 9
	第 2 期	1, 329	95. 7
	第 3 期	1, 379	90. 4
	第 4 期	1, 207	74. 9
25 年度	第 1 期	1, 177	94. 8
	第 2 期	1, 395	95. 7
	長期療養	2	
26 年度	第 1 期	1, 188	95. 5
	第 2 期	1, 318	91. 6
	長期療養	0	

年度別風疹接種率の推移（麻疹風疹実施者＋風疹実施者）

年度	期別	実施者数（人）	接種率（％）
22 年度	第 1 期	1, 265	97. 2
	第 2 期	1, 390	92. 1
	第 3 期	1, 425	89. 0
	第 4 期	1, 335	79. 1
23 年度	第 1 期	1, 167	95. 0
	第 2 期	1, 247	89. 7
	第 3 期	1, 339	83. 7
	第 4 期	1, 433	85. 3
24 年度	第 1 期	1, 228	97. 9
	第 2 期	1, 329	95. 7
	第 3 期	1, 380	90. 4
	第 4 期	1, 211	75. 1
25 年度	第 1 期	1, 177	94. 8
	第 2 期	1, 395	95. 7
	長期療養	2	
26 年度	第 1 期	1, 188	95. 5
	第 2 期	1, 318	91. 6
	長期療養	0	

《考 察》

予診票を個別郵送し周知に努め、期間中はポスター掲示や未接種者に対してはがきや電話連絡等による勧奨を実施した。26年度の麻しん風しん接種率（合計）をみると第1期、第2期ともに90%を超え、高い接種率を維持している。しかし、第1期の接種は麻しん予防の最も重要な基盤であることから、平成27年度から1歳の誕生日を迎えた方に接種勧奨はがきを送付する予定である。

また、麻しん風しんを排除するには2回の接種がそれぞれ95%以上になることが必要とされているので、第2期接種についても、周知方法を工夫しながら引き続き勧奨をしていく。

(6) 四種混合（ジフテリア、百日せき、破傷風、ポリオ）DPT-IPV
 三種混合（ジフテリア、百日せき、破傷風）DPT
 二種混合（ジフテリア、破傷風）DT

四種混合DPT-IPV

※四種混合予防接種は平成 24 年 11 月 1 日より定期接種に位置づけられた。

《目 的》

ジフテリア、百日せき、破傷風、急性灰白髄炎の発生及びまん延の予防

《内 容》

① 対象及び実施方法

種 別	対 象		実 施 方 法
四種混合	第 1 期 (初回)	生後 3 か月～90 か月未満	沈降精製ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ混合ワクチンを 20 日以上の間隔をおいて 0.5ml を 3 回皮下注射
	第 1 期 (追加)		沈降精製ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ混合ワクチンを 1 期初回完了後 6 か月以上の間隔をおいて 0.5ml を 1 回皮下注射

※予防接種実施規則の一部を改正する省令（平成 24 年厚生労働省令第 137 号）により、平成 24 年 11 月から四種混合ワクチンが定期予防接種として導入された。

②実施時期及び実施場所

平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日

市内 39 医療機関・千葉県内定期予防接種相互乗り入れ制度協力医療機関に委託
 （実施日時については、各医療機関が定める）

③周知方法

出生届出又は転入届出後、予防接種のつづり及び定期予防接種のご案内を個別に送付。
 健康カレンダー・「こうほう佐倉」・ホームページに委託医療機関を掲載。

《実 績》

平成 26 年度実施結果

種別	回数		対象者数（人）	実施者数（人）	接種率（％）
四種混合	第 1 期	1 回	1, 169	1, 164	99. 6
		2 回	1, 169	1, 163	99. 5
		3 回	1, 169	1, 173	100. 3
		追加	1, 169	991	84. 8
	合計		4, 676	4, 491	96. 0

年度別接種率の推移

年度	実施者数（人）	接種率（％）
24 年度	4, 816	14. 7
25 年度	3, 476	75. 0
26 年度	4, 491	96. 0

三種混合DPT（二種混合DT）第1期

《目的》

ジフテリア、百日せき、破傷風の発生及びまん延の予防

《内容》

①対象及び実施方法

種 別	対 象		実 施 方 法
三種混合	第1期 (初回)	生後3か月～90か月未満	沈降精製ジフテリア・百日せき・破傷風混合ワクチンを20日以上の間隔において0.5mlを3回皮下注射
	第1期 (追加)		沈降精製ジフテリア・百日せき・破傷風混合ワクチンを第1期初回完了後6か月以上の間隔において0.5mlを1回皮下注射
二種混合	第1期 (初回)		百日せき既往者は沈降精製ジフテリア・破傷風混合トキソイドワクチンを20日以上の間隔において0.5mlを2回皮下注射
	第1期 (追加)		百日せき既往者は沈降精製ジフテリア・破傷風混合トキソイドワクチンを第1期初回完了後6か月以上の間隔において0.5mlを1回皮下注射

②実施時期及び実施場所

平成26年4月1日から平成27年3月31日

市内49医療機関・千葉県内定期予防接種相互乗り入れ制度協力医療機関に委託

(実施日時については、各医療機関が定める)

③周知方法

出生届出又は転入届出後、予防接種のつづり及び定期予防接種のご案内を個別に送付。

健康カレンダー・「こうほう佐倉」・ホームページに委託医療機関を掲載。

《実績》

平成26年度実施結果

種別	回数		対象者数(人)	実施者数(人)	接種率(%)
三種混合	第1期	1回	1,169	10	0.9
		2回	1,169	17	1.5
		3回	1,169	26	2.2
		追加	1,169	352	30.1
	合計		4,676	405	8.7
二種混合	1回		1,169	0	—
	2回		1,169	0	—
	3回		1,169	0	—
	追加		1,169	0	—
	合計		4,676	0	—

年度別接種率の推移（三種混合 1 期合計）

年度	実施者数（人）	接種率（％）
22 年度	5, 110	106. 9
23 年度	5, 221	108. 9
24 年度	4, 417	91. 7
25 年度	1, 456	31. 4
26 年度	405	8. 7

《考 察》

ほとんどの新規接種者が三種混合と不活化ポリオワクチンではなく四種混合を接種しており、四種混合の接種者数は増加してきている。また、三種混合、四種混合いずれかを接種した者の合計は、対象数を上回っていることから、実質的な接種率は高いものと考えられる。

一方、平成 26 年 3 月の三種混合製造終了に伴い、三種混合接種未完了分を四種混合に移行するようになったことで、接種の種類や間隔が接種歴により異なり煩雑になった。次年度、わかりやすい媒体を作成し、周知に努める。

第2期ジフテリア・破傷風

《目 的》

ジフテリア、破傷風の発生及びまん延の予防

《内 容》

①対象及び実施方法

対 象	実 施 方 法
11 歳～13 歳未満	沈降精製ジフテリア、破傷風混合トキソイドワクチン 0.1ml を 1 回皮下注射

②実施時期及び実施場所

平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日

市内 49 医療機関・千葉県内定期予防接種相互乗り入れ制度協力医療機関に委託

(実施日時については、各医療機関が定める)

③周知方法

11 歳の誕生日の翌月に予診票等を個別通知。

健康カレンダー・「こうほう佐倉」・ホームページに委託医療機関を掲載。

夏季にはがきによる接種勧奨を実施した。

《実 績》

平成 26 年度実施結果

種別		対象者数 (人)	実施者数 (人)	接種率 (%)
二種混合	第 2 期	1, 529	1, 167	76. 3

年度別接種率の推移

年度	実施者数(人)	接種率 (%)
22 年度	1, 281	85. 3
23 年度	1, 292	82. 8
24 年度	1, 227	81. 9
25 年度	1, 092	73. 2
26 年度	1, 167	76. 3

《考 察》

小中学生である対象者が早期に接種行動に移せるよう、夏休みに未接種者勧奨を行った。乳幼児期と異なり、学童期は保護者の予防接種に対する意識も低下しているため、今後も接種率の向上へ向けた予防接種勧奨を工夫していきたい。

(7) 日本脳炎

《目 的》

日本脳炎の発生の予防

《内 容》

①対象及び実施方法

対 象		実 施 方 法
第 1 期 (初回)	生後 6 か月～90 か月未満	日本脳炎ワクチンを 6 日以上の間隔 において 0.5ml を 2 回皮下注射 (3 歳未満の場合、接種量は 0.25ml)
第 1 期 (追加)		初回接種後 6 か月以上の間隔をおい て 0.5ml を 1 回皮下注射
第 2 期	9 歳～13 歳未満	0.5ml を 1 回皮下注射
特例 (経 過措置)	平成 17 年度から平成 21 年度にかけての積極的勧奨の 差し控えにより接種を受ける機会を逸した者 (平成 7 年 4 月 2 日から平成 19 年 4 月 1 日生まれ) 20 歳未満	第 1 期、第 2 期の未接種分を接種

②実施時期及び実施場所

平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日

市内：乳幼児 39 学童 44 医療機関・千葉県内定期予防接種相互乗り入れ制度協力医療機関に委託
(実施日時については、各医療機関が定める)

③周知方法

第 1 期 出生届出又は転入届出後、予防接種のつづり及び定期予防接種のご案内を個別に送付。
健康カレンダー・「こうほう佐倉」・ホームページに委託医療機関を掲載。
3 歳児健診時に保健師相談で日本脳炎について勧奨。

第 2 期 9 歳の誕生日の翌月に予診票を個別通知。
健康カレンダー・「こうほう佐倉」・ホームページに委託医療機関を掲載。

特例 (経過措置) 平成 8 年度生まれ (18 歳)、平成 18 年度生まれ (8 歳) にはがきにて接種勧奨。

《実 績》

平成 26 年度実施結果

種別	回数	対象者数 (人)	実施者数 (人)	接種率 (%)
第 1 期	1 回目	1,286	1,377	107.1
	2 回目	1,286	1,338	104.0
	追加	1,331	1,163	87.4
第 2 期		1,437	647	45.0
特 例	第 1 期	1 回目	148	
		2 回目	149	
		追加	370	13.0
	第 2 期		325	20.0
合計		9,803	5,517 (5,220)	56.3 (53.2%)

※特例第 1 期の対象者数は、平成 26 年度より算出方法が変更となっている。

※ () は、特例第 1 期 1 回目・2 回目の実施者数を除いて算出したもの。

第 1 期 年度別接種率の推移

年度	実施者数(人)	接種率(%)
22 年度	5,766	137.7
23 年度	6,535	155.1
24 年度	5,610	47.6
25 年度	3,779	94.6
26 年度	3,878	99.4

※24 年度に対象者数算定方法が示され、勧奨対象年齢が対象数に計上されている。

第 2 期 年度別接種率の推移

年度	実施者数(人)	接種率(%)
22 年度	443	29.6
23 年度	1,026	69.0
24 年度	755	50.3
25 年度	496	32.4
26 年度	647	45.0

(特例) 第 1 期年度別接種率の推移

年度	実施者数 (人)	接種率 (%)
24 年度	1,544	20.4
25 年度	796	9.2
26 年度	667	23.5

※特例第 1 期の対象者数は、平成 26 年度より算出方法が変更となっている。

(特例) 第 2 期年度別接種率の推移

年度	実施者数 (人)	接種率 (%)
24 年度	151	
25 年度	222	13.5
26 年度	325	20.0

※平成 24 年度は第 2 期の接種勧奨はなかったため、対象者の算定がされておらず接種率も算出されていない。

《考 察》

第 1 期、第 2 期、特例第 2 期の接種率は向上している。平成 26 年度は、積極的勧奨の対象を拡大したことが、効果的であったと考える。

特例対象者においては、平成 17 年度から平成 21 年度にかけて実施された日本脳炎ワクチンの積極的勧奨の差し控えにより接種を受ける機会を逃した可能性があることから、今後も接種状況をみながら情報提供や接種勧奨をしていく。

(8) 水痘（みずぼうそう）

《目 的》

水痘 - 帯状疱疹ウイルスによる感染症の発生及びまん延の予防

《内 容》

①対象及び実施方法

		経過措置（3、4歳児のための制度）
対象者	生後12月から生後36月に至るまでの間にある方 （1歳の誕生日の前日から3歳の誕生日の前日までの方）	生後36月から生後60月に至るまでの間にある方 （3歳の誕生日当日から5歳の誕生日の前日までの方） 3歳までに接種したことがある方は対象外
接種方法	乾燥弱毒生水痘ワクチンを2回注射。 3月以上の間隔をおく	乾燥弱毒生水痘ワクチンを1回注射。
実施期間	平成26年10月1日～	平成26年10月1日～平成27年3月31日

②実施時期及び実施場所

平成26年10月1日から平成27年3月31日

市内40医療機関・千葉県内定期予防接種相互乗り入れ制度協力医療機関に委託

（実施日時については、各医療機関が定める）

③周知方法

予診票を個別に郵送。

健康カレンダー・「こうほう佐倉」・ホームページに委託医療機関を掲載。

「こうほう佐倉」・ホームページに定期接種化、制度内容について掲載。

《実 績》

平成26年度実施結果

期別	対象者数（人）	接種者数（人）	接種率（％）
1回目	1,244	1,312	105.5
2回目	1,244	598	48.1
特例措置	1,286	584	45.4
合計	3,774	2,494	66.1

《考 察》

平成24年の厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会で「医学的観点から考えて、水痘ワクチンは広く接種を促進することが望ましい」と提言が取りまとめられ、平成26年10月より定期接種として位置づけられた。

佐倉市では、予診票の個別郵送を実施し、制度の開始前に広報やホームページなどで情報を掲載して周知に努めたが、定期接種になってからの期間が短いことから、制度周知のため平成27年度は1歳の誕生日を迎えた方に接種勧奨はがきを送付する予定である。

(9) 子宮頸がん予防接種（サーバリックス・2価、ガーダシル・4価）

《目 的》

サーバリックス

子宮頸がんの原因となる HPV16 型及びの予防 18 型ウイルスの感染及び前がん病変予防。

ガーダシル

- ・子宮頸がんの原因となる HPV16 型及びの予防 18 型ウイルスの感染及び前がん病変予防。
- ・尖圭コンジローマや再発性呼吸器乳頭腫症の原因となる 6 型及び 11 型の感染予防。

《内 容》

①対象及び実施方法

ワクチン名	対象	実施方法
サーバリックス	小学校 6 年生 ～高校 1 年生	子宮頸がん予防ワクチン 0.5ml を 0・1・6 か月の間隔で 3 回 筋肉注射
ガーダシル	の女子	子宮頸がん予防ワクチン 0.5ml を 0・2・6 か月の間隔で 3 回 筋肉注射

※平成 22 年 11 月から子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業の一環としての接種が行われていたが、平成 25 年 4 月に定期接種に位置づけられた。

※平成 25 年 6 月 14 日に開催された厚生科学審議会において、ワクチンとの因果関係を否定できない持続的な疼痛が接種後に特異的にみられたことから、同副反応の発生頻度等がより明らかになるまで、定期接種を積極的に勧奨すべきでない」とされた。引き続き定期接種として無料で受けていただくことは可能だが、接種を希望する方は、ワクチンの有効性とリスク等について十分にご理解いただいたうえで、接種を受けていただく。副反応によって健康被害が生じた場合には予防接種法に基づく補償を受けることができる。

②実施時期及び実施場所

平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日

（実施日時については、各医療機関が定める）

サーバリックス

市内 39 医療機関・千葉県内相互乗り入れ制度協力医療機関に委託

ガーダシル

市内 36 医療機関・千葉県内相互乗り入れ制度協力医療機関に委託

③周知方法

こうほう佐倉・ホームページに委託医療機関を掲載。

《実 績》

平成 26 年度実施結果

	対象者数（人）	実施者数（人）	実施率（％）
1 回目	707	3	0.4
2 回目	707	3	0.4
3 回目	707	2	0.3
合計	2,121	8	0.4

年度別接種率の推移

年度	実施者数（人）	接種率（％）
25 年度	406	17.8
26 年度	8	0.4

《考 察》

平成 25 年度より定期接種に位置づけられたが、平成 25 年 6 月 14 日厚生科学審議会において副反応の説明ができるまで積極的な勧奨を控える旨の決定がされた。そのため、予診票の自動発送を中止し、接種希望者のみに接種の有効性とリスク等を説明したうえで予診票を発行した。

今後も国の検討内容を注視し、対応に努めていきたい。

(10) インフルエンザ

《目 的》

インフルエンザの個人の発病又はその重症化を防止し、併せてこれにより間接的な集団予防を図ることを目的とする。

《内 容》

①対象及び接種方法

対 象	接 種 方 法
① 65 歳以上の者 ② 60 歳以上 65 歳未満で心臓・腎臓・呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する病気で障害者手帳 1 級の者	インフルエンザHAワクチンを 1 回皮下注射 〔ワクチンの型〕 ① A／カリフォルニア／7／2009 (H1N1) ② A／ニューヨーク／39／2012 (H3N2) ③ B／マサチューセッツ／2／2012

②実施時期及び実施場所

平成 26 年 10 月 1 日から平成 26 年 12 月 31 日

市内 69 医療機関・千葉県内定期予防接種相互乗り入れ制度協力医療機関に委託

(実施日時については、各医療機関が定める)

③周知方法

65 歳以上の対象者に氏名、住所を印字した予診票を個別に送付。

60 歳以上 65 歳未満の対象者のうち希望者は健康増進課へ連絡をもらい、予診票を個別に送付。

ポスター掲示、「こうほう佐倉」・ホームページに委託医療機関を掲載。

《実 績》

平成 26 年度実績

対象年齢	対象者数 (人)	実施者数 (人)	接種率 (%)
65 歳以上	476, 37	25, 979	54. 5
60～64 歳	111	42	37. 8
合計	47, 748	26, 021	54. 5

年度別接種率の推移

年度	実施者数(人)	接種率(%)
22 年度	22, 780	58. 8
23 年度	22, 233	55. 4
24 年度	22, 697	53. 4
25 年度	23, 772	52. 7
26 年度	26, 021	54. 5

《考 察》

インフルエンザ予防接種は、本人に努力義務はないこともあり、接種率は 50% 台で横ばいに経過している。

インフルエンザ予防接種は、10 月から 12 月を接種期間とし、できるだけ早期に接種を終えることができるように案内している。個人防衛のための予防接種であることを含め、感染症予防の基本である①手洗い②うがい③睡眠・休養の必要性について啓発していきたい。

(11) 高齢者肺炎球菌予防接種

《目 的》

肺炎球菌（血清型 23 種類）による呼吸器感染症、副鼻腔炎、中耳炎、髄膜炎、敗血症などの予防

《内 容》

①対象及び実施方法

対象	実施方法
定期接種対象者は、過去に 23 価肺炎球菌莢膜多糖体ワクチンの接種歴のない以下に該当する者 ①平成 26 年 3 月 31 日において 100 歳以上の者及び同年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間に 65 歳、70 歳、75 歳、80 歳、85 歳、90 歳、95 歳又は 100 歳となる者 ②60 歳以上 65 歳未満で心臓・腎臓・呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する病気で障害者手帳 1 級の者	23 価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン 0.5ml を 1 回筋肉内又は皮下に注射する。

※平成 23 年 4 月から接種費用一部助成を行ってきたが、平成 26 年 10 月 1 日より定期接種に位置づけられた。

②実施時期及び実施場所

平成 26 年 10 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日

市内 60 医療機関・千葉県内相互乗り入れ制度協力医療機関に委託

（実施日時については、各医療機関が定める）

③周知方法

65 歳以上の対象者に氏名、住所を印字した予診票を個別に送付。

60 歳以上 65 歳未満の対象者のうち希望者は健康増進課へ連絡をもらい、予診票を個別に送付。

市内医療機関にポスター掲示、「こうほう佐倉」・ホームページに委託医療機関を掲載。

《実 績》

平成 26 年度実施結果

対象年齢	対象者数（人）	実施者数（人）	接種率（%）
65 歳以上	10,895	4,794	44.0
60～64 歳	111	7	6.3
合計	11,006	4,801	43.6

《考 察》

肺炎は、日本人の死因第 3 位の疾患となっている。肺炎によって亡くなる方の約 95%が 65 歳以上といわれており、肺炎は 65 歳以上の方にとって軽視できない疾患である。肺炎球菌のワクチンは、肺炎のすべてを予防するワクチンではないが、接種することによって、重症化防止などの効果が期待される。

平成 26 年 10 月 1 日から定期予防接種に位置づけられた。今後も対象者の方への情報提供に努めていきたい。

4. 予防接種（任意）

平成 26 年 5 月 1 日から子育て支援の一助とするため、おたふくかぜ予防接種費用の一部助成制度が開始となった。

また、佐倉市では、平成 23 年度から高齢者肺炎球菌ワクチン接種費一部助成事業を実施している。
(平成 26 年度で終了)

(1) おたふくかぜワクチン接種費用助成事業

《目 的》

耳の下にある耳下腺の腫れを特徴とするウイルス感染症の発生を予防し、子育て支援の一助とするため接種費用の一部を助成する。

《内 容》

①対象及び実施方法

1～2 歳児（生後 12 か月～36 か月未満）の市民（接種日時点）

※平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日の接種が対象

②実施方法

- ・医療機関にある予診票を使って接種を受け、接種料金を医療機関に支払う
- ・接種後、各保健センターで助成金の申請（郵送可）
- ・申請後、後日市から指定口座に助成金（3,000 円）を振り込む

③実施時期及び実施場所

平成 26 年 5 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日

市内 39 医療機関・または、市外医療機関での接種も可能

④周知方法

こうほう佐倉・ホームページに事業内容、実施医療機関を掲載。

市内実施医療機関、市民課、各出張所、子育て支援課、児童青少年課、市内保育園・幼稚園、児童センター等にてリーフレット配布。

母子事業（1 歳 6 か月時健診、2 歳、2 歳半歯科）の問診票にリーフレットを同封。

《実 績》

平成 26 年度実施結果

対象者数（人）	助成者数（人）
2,501	964

《考 察》

平成 26 年 5 月 1 日から子育て支援の一助とするため、接種費用の一部助成制度を開始した。

対象者のうち、38.5%である 964 人に助成を行った。こうほう佐倉やホームページだけで情報提供するだけでなく、市内実施医療機関や市民課などの窓口にポスターを掲示、市内保育園、幼稚園に通う 1、2 歳児にリーフレットを配布する等、積極的に周知に努めてきた。今後は対象者への個別通知を検討するなど、更なる対象者への制度の周知に努めていきたい。

(2) 高齢者肺炎球菌接種費用助成事業

《目 的》

肺炎球菌（血清型 23 種類）による呼吸器感染症、副鼻腔炎、中耳炎、髄膜炎、敗血症などの予防

《内 容》

①対象及び実施方法

接種日時点で 65 歳以上のかた

接種日時点で 60 歳～64 歳で、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する病気で障害者手帳 1 級のかた

②実施方法

- ・医療機関にある予診票を使って接種を受け、接種料金を医療機関に支払う
- ・接種後、各保健センターで助成金の申請（郵送可）
- ・申請後、後日市から本人名義の指定口座に助成金（2,000 円）を振り込む

③実施時期及び実施場所

平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日

市内 60 医療機関・または、市外医療機関での接種も可能

（実施日時については、各医療機関が定める）

④周知方法

高齢者インフルエンザ対象者に予診票を送付する際、お知らせ文を同封。

10 月 1 日号こうほう佐倉・ホームページに事業内容、実施医療機関を掲載。

市内医療機関に事業内容周知ポスター掲示

《実 績》

平成 26 年度実施結果

	対象者数（人）	助成者数（人）
65 歳以上	47,637	1,034
60～64 歳	111	0
合計	47,748	1,034

※平成 25 年度までに 7,276 人助成済

年度別接種率の推移

年度	助成者数(人)
23 年度	4,189
24 年度	1,378
25 年度	1,709
26 年度	1,034

《考 察》

一生涯に1回の接種規定であった23価肺炎球菌ワクチンの再接種が認められるようになり、一般高齢者にも接種が広がるなか、接種費用の一部助成をすることにより高齢者の健康保持増進に役立てることを目的に平成23年10月から助成制度を開始した。

制度開始の初年度には反響が大きかったが、その後の助成利用者数は1,000人台で推移している。

また、平成26年10月1日より定期予防接種に位置付けられたことに伴い、助成制度は平成26年度で終了となる。高齢者インフルエンザ予防接種の予診票送付時に制度案内のリーフレットを同封するだけでなく、市内医療機関へのポスターの掲示、広報やホームページで情報を掲載する等積極的に周知に努めた。

3. 結核予防

(1) 結核検診

根拠法令等	感染症法（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律）
-------	----------------------------------

《目 的》

結核検診を行うことにより、結核患者の発生及び結核の蔓延を予防する。

《内 容》

① 対象者

市内在住の 65 歳以上の男女

② 実施方法

ア 集団検診

検診業者に委託し実施

- ・期 間 6 月 1 日～12 月 8 日、市内 18 会場、57 日間実施。
- ・費 用 300 円（税込み）
- ・検診内容 検診車両での、胸部レントゲン間接撮影及び読影を実施。

イ 個別検診

- ・期 間 6 月 1 日～12 月 10 日、市内 38 医療機関で実施。
- ・費 用 1,300 円（税込み）
- ・検診内容 胸部レントゲン直接撮影及び読影を実施。

③ 周知方法

ア 個人通知

市内在住の 65 歳以上の男女で、下記に該当するかた

- ・ 70 歳のかた
- ・ 平成 24 年度に市の健診(検診)を受診したかた
- ・ 市の特定健診(健康診査)の対象となるかた
- ・ 生活保護受給者のかた

イ 「こうほう佐倉」、ホームページ、周知啓発に努めた。

《実 績》

① 過去 5 年間の実施状況

年度	対象者数(人)	受診者数(人)	受診率 (%)
22年度	38,185	10,486	27.5
23年度	39,305	10,947	27.9
24年度	41,258	11,864	28.8
25年度	46,430	12,523	27.0
26年度	48,822	13,580	27.8

② 胸部レントゲン検診（結核検診）実施結果

	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)	要精密検査者 (人)	要精密検査率 (%)	精密検査受診者 (人)	結核発見数 (人)
集団	48,822	6,320	12.9	68	1.1	61	0
個別		7,260	14.9	187	2.6	15	0
合計	48,822	13,580	27.8	255	1.9	76	0

③ 性別、年代別受診状況及び精密検査実施状況

性別	年代 歳	対象者数 人	受 診 者 数 人 %		要 精 密 検 査 (人)	要精密検査区分										精密検査受診 状況	
						結核性		非結核性		腫瘍性		循環器		その他		未 受 診 者 (人)	結核
						人	%	人	%	人	%	人	%				
男性	65～69	7,781	1,479	19.0	21	1	4.8	5	23.8	9	42.9	1	4.8	3	14.3	2	0
	70～74	6,626	2,136	32.2	44	1	2.3	11	25.0	17	38.6	2	4.5	6	13.6	7	0
	75～79	4,386	1,469	33.5	27	2	7.4	2	7.4	15	55.6	1	3.7	2	7.4	5	0
	80歳以上	3,913	904	23.1	31	1	3.2	8	25.8	9	29.0	5	16.1	4	12.9	4	0
	小計	22,706	5,988	26.4	123	5	4.1	26	21.1	50	40.7	9	7.3	15	12.2	18	0
女性	65～69	8,206	2,419	29.5	27	1	3.7	9	33.3	10	37.0	0	0.0	5	18.5	2	0
	70～74	6,826	2,537	37.2	43	2	4.7	3	7.0	16	37.2	2	4.7	12	27.9	8	0
	75～79	4,504	1,564	34.7	32	1	3.1	8	25.0	13	13.0	2	6.3	2	6.3	6	0
	80歳以上	6,580	1,072	16.3	30	0	0.0	3	10.0	14	46.7	3	10.0	4	13.3	6	0
	小計	26,116	7,592	29.1	132	4	3.0	23	17.4	53	40.2	7	5.3	23	17.4	22	0
男性	集団	22,706	3,101	26.4	40	0	0.0	16	40.0	16	40.0	2	5.0	2	5.0	4	0
	個別		2,887		83	5	6.0	10	12.0	34	41.0	7	8.4	13	15.7	14	0
女性	集団	26,116	3,219	29.1	28	0	0.0	8	28.6	7	25.0	2	7.1	8	28.6	3	0
	個別		4,373		104	4	3.8	15	14.4	46	44.2	5	4.8	15	14.4	19	0
合計		48,822	13,580	27.8	255	9	3.5	49	19.2	103	40.4	16	6.3	38	14.9	40	0

《考 察》

受診数は 1057 人増加しているが、65 歳以上人口の増加もあるため、受診率としては 0.8%の増加にとどまっている。

V おとなの保健

1. 健康手帳の交付

根拠法令等	健康増進法第 17 条第 1 項
-------	------------------

《目 的》

健康診査の記録、その他老後における健康の保持のために必要な事項を記載し、自らの健康と適切な医療の確保に資することを目的に健康手帳を交付する。

《内 容》

- ①対象 市内在住の 40 歳以上のかた
- ②方法 健診・検診会場、健康相談等の保健事業、各保健センターにおいて交付

《実 績》

健康手帳の交付状況 （単位：冊）

	40～74歳			75歳以上			計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
22年度	3,108	5,494	8,602	328	307	635	3,436	5,801	9,237
23年度	2,598	4,733	7,331	508	401	909	3,106	5,134	8,240
24年度	2,869	4,892	7,761	360	314	674	3,229	5,206	8,435
25年度	3,114	5,710	8,824	581	433	1,014	3,695	6,143	9,838
26年度	3,046	5,401	8,447	878	561	1,439	3,924	5,962	9,886

健康手帳の変遷

19 年度まで	健診(検診)の結果の見方や健康に関する情報などについてまとめた小冊子は、健康手帳と併せて健診(検診)受診者に配布していた。
20 年度	健康手帳をこの小冊子と一冊にまとめて作成し、健康手帳の使用時に小冊子の情報を役立ててもらうようにした。
21 年度	健康の記録のページの特定健診の欄に検査の基準値を印字し、自己チェックできるような工夫をした。
22 年度	相談や教室の日程等は掲載せず、小冊子を役立てながら健康手帳として経年的に健診の記録を記載しやすいようにした。
23 年度	慢性閉塞性肺疾患（COPD）の普及啓発を図るため、たばこのページに慢性閉塞性肺疾患（COPD）についての説明を加えた。
24 年度	クレアチニンの検査項目が追加になり、クレアチニン値の検査項目についての説明を追加した。
25 年度	国の方針により HbA1c が JDS から NGSP に表記変更となったことを受け、JDS と HbA1c の値を併記。 こころの健康に対する関心や正しい知識の普及・啓発を図るため、こころの健康のページを新設。
26 年度	下記の情報を追記 ①健康に関する情報（肝炎ウイルス、骨の健康） ②成人保健事業の体系図、特定保健指導の流れ ③小児初期急病診療所、休日夜間急病診療所、休日当番医テレホンサービス ④保健センターの案内図

《考 察》

健康手帳は、毎年の受診結果を記録しておくことにより、健康状態を 5 年間にわたり経年的に管理できるので、生活習慣病の予防に効果がある。

今後も、各保健事業の場において、健康手帳を活用していく。

2. 健康教育

根拠法令等	健康増進法 17 条の 1
健康さくら 2 1 (第 2 次)	健康寿命の延伸・健康格差の縮小を達成するために、以下の 7 つを重点的に取り組む項目とする。 ① 生活習慣病 ② 栄養・食生活 ③ 身体活動・運動 ④ ころ ⑤ 飲酒 ⑥ 喫煙 ⑦ 歯と口腔

(1) 集団健康教育

《目 的》

- ・生活習慣病の予防、その他健康に関する事項について、正しい知識の普及を図ることにより、「自らの健康は自らが守る」という認識と自覚を高め、健康の保持増進に資することを目的とする。40～64 歳の市民を対象とする。ただし、健康教育の内容や対象者の状況によっては、対象者に代わってその家族等を対象とすることができる。(健康増進事業実施要領より)
- ・地域保健に関する知識の普及、地域住民の健康の保持及び増進 (上記以外の「衛生教育」)

《内 容》

分類	事業名	対象	方法	内容	周知方法
一般健康教育	メタボリックシンドローム予防のための「知って得する調理法」講習会	健康アドバイス会・健康相談・糖尿病予防学習会参加者等	5 コース実施。 (1 コース 2 回。健康管理センター 2 コース、西部保健センター 2 コース、南部保健センター 1 コース)	・食生活を改善するための必要な知識や情報の提供。 ・各自の食生活の問題点を見つけ改善できるよう具体的な方法をアドバイスする。 ・試食を通し、カロリーを減らす方法を知る。	健康アドバイス会、健康相談、チラシ、ポスター、パンフレット、P R・広報
	出前健康講座 (内容により歯周病・ロコモ・COPD・病態別に分かれる)	市内在住・在勤の者	午前 9 時から午後 8 時の間の 2 時間以内。 (年末年始を除く)	自治会、自主サークル、市民大学等から、出前健康講座・講師派遣について申請を受け、保健師、栄養士、歯科衛生士、食生活改善推進員を派遣する。内容は出前健康講座メニューから選択するか、申請者と協議のうえ決定する。	等、ホームページ、チラシ、P R
	女性の健康づくり講演会	60 歳未満の女性	日時： 平成 27 年 3 月 4 日 (水) 13:00～16:00 会場： 健康管理センター	テーマ：LDL コレステロールが高いのは女性ホルモンのせい？ ・東邦大学医療センター佐倉病院武城英明教授による講演 ・畑中恵子健康運動指導士による運動指導 ・コレステロールが高い人でも安心の手作りおやつを試食提供	広報、地域新聞、個別通知、チラシ等

分類	事業名	対象	方法	内容	周知方法
その他の教育	検診会場でのがん予防健康教育	子宮がん、乳がん検診受診者	子宮がん、乳がん検診会場での実施。	乳がんの自己検診法など。	
	健診(検診)のPRと生活習慣病予防の啓発	・民生・児童委員協議会地区定例会 ・地域連絡協議会	各地区組織の集まりに出向く。	がん検診・特定健診・特定保健指導のPRと、生活習慣病予防について健康教育を行った。	各地区組織に依頼
歯周疾患	・糖尿病予防学習会 ・出前健康講座	各教室の参加者	各教室で実施。	・糖尿病と歯周病の関係や歯周病の症状についての理解を図る。 ・歯の健康を守るための予防方法について理解を図る。	各教室に準ずる
ロコモティブシンドローム	・骨粗しょう症検診での健康教育 ・出前健康講座	・骨粗しょう症検診受診者 ・出前健康講座に準ずる	・骨粗しょう症検診会場で実施。 ・出前健康講座に準ずる	・骨粗しょう症の予防についての正しい知識の普及 ・ロコモティブシンドロームの予防についての正しい知識の普及	出前健康講座に準ずる
	メタボ予防のための運動習慣づくり教室	特定保健指導の対象となった者及び特定健康診査などの健診結果から生活習慣病の予防が必要な者	8コース実施。 (1コース2回。健康管理センター3コース、西部保健センター3コース、南部保健センター2コース)	健康運動指導士が、有酸素運動や筋力トレーニングなど自宅で手軽にできる運動の実技を指導し、運動習慣が身に着くようにする。	健康アドバイザー会、健診結果送付時に案内文同封、チラシによるPR・広報
	ウォーキング入門教室	市内に居住地を有する18歳以上の者(高校生を除く)で、医師等から運動を制限されていないものとする	全5回実施 (健康管理センター2回、西部保健センター2回、南部保健センター1回)	効果的なウォーキング方法についての知識と技術について、健康運動指導士からの指導を受け、日常生活の中のウォーキングに活かすための教室。	ホームページ、チラシ、保健事業でのPR
	運動器具トレーニング講習会	市内に居住地を有する18歳以上の者(高校生を除く)で、医師等から運動を制限されていないものとする (保健センター運動指導事業実施要領)	西部保健センター、南部保健センターで月1回実施。	運動のきっかけ及び習慣づくりを目的とし、エルゴメーター(自転車)を使用して実施するもの。	ホームページ、チラシ、保健事業でのPR等
	サーキットトレーニング講習会	運動器具トレーニング講習	西部保健センターで隔月実施。	平成19年度特定保健指導アウトソーシング環境整備事業(佐倉市メタボリックシンドロームモデル事業)により自治体向けに開発された映像を使用して実施するもの。	

分類	事業名	対象	方法	内容	周知方法
	玄米ダンベル体操講習会	会・サーキットトレーニング講習会に準ずる	西部保健センター、南部保健センターで月1回実施。	運動のきっかけ及び習慣づくりを目的とし、「玄米ニギニギ体操」鈴木正成編（日本放送協会 2002 年）に基づく玄米ダンベル及び映像を使用して実施するもの。	
	更新講習会	玄米ダンベル体操及び運動器具トレーニング自由開放日参加者	西部保健センターおよび南部保健センターで年1回実施。	ロコモティブシンドロームの健康教育とロコトレ（軽い筋力トレーニング）、体力テストの実施。	保健センターの設置
COPD	出前健康講座	出前健康講座に準ずる	出前健康講座に準ずる	・COPD（慢性閉塞性肺疾患）とは何か、症状、対処方法などについて知識の普及	出前健康講座に準ずる
病態別健康教育	糖尿病予防学習会	特定健診及び人間ドック等で以下の基準に該当し、現在糖尿病の治療を受けていない者 ・空腹時血糖 100～125mg/dl または、HbA1c[NGSP 値]5.6～6.4% ・年齢が 40～65 歳未満の者	1 コース 2 課構成で 2 コース実施。 1 課開始までに初回面接を全員実施。 ①コース：西部保健センター ②コース：健康管理センター	初回面接：一人 30～60 分の面接にて行動変容ステージ・生活習慣の確認。生活改善のための動機づけ 1 課：病態講義、運動講義・実技、栄養講義、グループワーク 2 課：病態講義、運動講義・実技、栄養講義、調理実習、グループワーク 修了式	個人広報（特定健診受診者）の通知
	出前健康講座	出前健康講座に準ずる	出前健康講座に準ずる	肥満、高血圧等と個人の生活習慣との関係、生活習慣の形成に関する正しい知識の普及	出前健康講座に準ずる
	メタボリックシンドローム予防講演会	市内在住・在勤の者	日時： 平成 26 年 7 月 20 日（日）10:00～12:00 会場： 志津コミュニティセンター	テーマ：～Dr 龍野とチーバくんといっしょに～家族みんなで健康づくりサマーセミナー ・東邦大学医療センター佐倉病院龍野一郎教授による生活習慣病予防の講演 ・NPO ニッポソランナーズ 小高美奈子健康運動指導士による小学生及び参加者全体への運動指導 ・栄養士、食生活改善推進員による小学生向けの食育。簡単おやつを試食と試飲提供	等（広報、ホームページ、ポスター、チラシ） （小学生全戸配布）、保健事業での PR
衛生教育	・こころサポーター（ゲートキーパー）養成研修 ※詳細は「8. こころの健康づくり」に掲載				

《実 績》

年次別実績

年度	回数	延人数	延人数 内訳			
			39 歳以下	40～64 歳	65 歳以上	不明
平成 22 年度	258	10,242	1,642	7,032	1,568	0
平成 23 年度	183	6,781	938	4,666	1,177	0
平成 24 年度	202	7,175	889	4,943	1,343	0
平成 25 年度	205 (164)	7,198 (4,216)	874	4,342 (4,216)	1,810	172
平成 26 年度	194 (155)	7,356 (3,493)	1,259	3,539 (3,493)	2,558	0

※（ ）内は健康増進事業実施要領に基づく 40～64 歳の再掲。【衛生教育[精神]】はこころサポーター市役所職員向けのみ含む

40～64 歳の教育種類別実績

※健康増進事業実施要領に基づく再掲（「一般、その他」に【衛生教育[精神]】こころサポーター市役所職員向けのみ含む）

	一般、その他	歯周疾患	骨粗鬆症	慢性閉塞性肺疾患	病態別	計
回数	70	3	73	2	7	155
延人数	2,817	14	614	6	42	3,493

【一般健康教育の内訳】 ※（ ）内は健康増進事業実施要領に基づく 40～64 歳の再掲
出前健康講座（一般健康教育、衛生教育[精神]のみ。食生活改善推進員の出前も含む）

※（ ）内は健康増進事業実施要領に基づく 40～64 歳の再掲

	回数	延人数	延人数 内訳		
			39 歳以下	40～64 歳	65 歳以上
計	41 (34)	1,124 (322)	431	322	371

メタボリックシンドローム予防のための「知って得する調理法」講習会

1 コース 2 回を計 5 コース実施。（計 10 回）

場所	人数	実人数	延人数	延人数 内訳		
				39 歳以下	40～64 歳	65 歳以上
1. 健康管理センター		9 (-)	17 (4)	0	4	13
2. 西部保健センター		21 (-)	37 (10)	1	10	26
3. 健康管理センター		19 (-)	33 (13)	0	13	20
4. 南部保健センター		11 (-)	26 (12)	3	12	11
5. 西部保健センター		23 (-)	40 (7)	0	7	33
計		83 (-)	153 (46)	4	46	103

女性の健康づくり講演会

	回数	延人数	延人数 内訳		
			39 歳以下	40～64 歳	65 歳以上
計	1 (1)	56 (56)	0	56	0

乳がん、子宮がん検診会場でのがん予防健康教育

	回数	延人数	延人数 内訳		
			39 歳以下	40～64 歳	65 歳以上
計	27 (21)	3, 371 (2175)	529	2, 175	667

健診(検診)のPRと生活習慣病予防の啓発

	回数	延人数	延人数 内訳		
			39 歳以下	40～64 歳	65 歳以上
計	13 (3)	716 (185)	20	185	511

【歯周疾患健康教育】

	回数	延人数	延人数 内訳		
			39 歳以下	40～64 歳	65 歳以上
糖尿病予防学習会	2 (2)	12 (11)	0	11	1
出前健康講座	7 (1)	106 (3)	0	3	103
計	9 (3)	118 (14)	0	14	104

【ロコモティブシンドローム健康教育】 ※ () 内は健康増進事業実施要領に基づく 40～64 歳の再掲
骨粗しょう症検診での健康教育

	回数	延人数	延人数 内訳		
			39 歳以下	40～64 歳	65 歳以上
計	8(8)	930(370)	195	370	365

出前健康講座

	回数	延人数	延人数 内訳		
			39 歳以下	40～64 歳	65 歳以上
計	3(3)	91(33)	7	33	51

メタボ予防のための運動習慣づくり教室 1 コース 2 回を計 8 コース実施。(計 16 回)

場所	人数	実人数	延人数	延人数 内訳		
				39 歳以下	40～64 歳	65 歳以上
1. 西部保健センター		14 (-)	26 (10)	0	10	16
2. 健康管理センター (卒業生)		18 (-)	30 (4)	0	4	26
3. 南部保健センター		7 (-)	13 (8)	0	8	5
4. 健康管理センター		17 (-)	31 (10)	0	10	21
5. 西部保健センター (卒業生)		10 (-)	16 (10)	0	10	6
6. 南部保健センター		15 (-)	26 (10)	0	10	16
7. 健康管理センター (土曜日)		15 (-)	28 (12)	0	12	16
8. 西部保健センター		15 (-)	28 (14)	0	14	14
計		111	198 (78)	0	78	120

ウォーキング入門教室

※（ ）内は健康増進事業実施要領に基づく 40～64 歳の再掲

場所	人数	延人数	延人数 内訳		
			39 歳以下	40～64 歳	65 歳以上
1. 健康管理センター		7 (7)	0	7	0
2. 西部保健センター		6 (6)	0	6	0
3. 南部保健センター		8 (7)	0	7	1
4. 西部保健センター		17 (16)	1	16	0
5. 健康管理センター		9 (8)	0	8	1
計		47 (44)	1	44	2

運動器具トレーニング講習会

※南部保健センターは、全 12 回だが参加者 0 人にて 4 回未実施。

	回数	延人数	延人数 内訳		
			39 歳以下	40～64 歳	65 歳以上
西部保健センター	12 (10)	69 (20)	1	20	48
南部保健センター	8 (7)	20 (13)	0	13	7
計	20 (17)	89 (33)	1	33	55

サーキットトレーニング講習会

	回数	延人数	延人数 内訳		
			39 歳以下	40～64 歳	65 歳以上
西部保健センター	6 (6)	58 (24)	2	24	32
計	6 (6)	58 (24)	2	24	32

玄米ダンベル体操講習会

※南部保健センターは、全 12 回だが参加者 0 人にて 4 回未実施。

	回数	延人数	延人数 内訳		
			39 歳以下	40～64 歳	65 歳以上
西部保健センター	12 (9)	83 (18)	1	18	64
南部保健センター	8 (7)	20 (12)	0	12	8
計	20 (16)	103 (30)	1	30	72

玄米ダンベル体操及び運動器具トレーニング自由開放日参加者のための更新講習会

	回数	延人数	延人数 内訳		
			39 歳以下	40～64 歳	65 歳以上
西部保健センター	1 (0)	8 (0)	0	0	8
南部保健センター	1 (1)	10 (1)	1	1	8
計	2 (1)	18 (1)	1	1	16

健康達人講習会

	回数	延人数	延人数 内訳		
			39 歳以下	40～64 歳	65 歳以上
西部保健センター	1 (1)	5 (1)	0	1	4
計	1 (1)	5 (1)	0	1	4

【COPD（慢性閉塞性肺疾患）健康教育】

	回数	延人数	延人数 内訳			
			39 歳以下	40～64 歳	65 歳以上	不明
出前健康講座	2 (2)	39 (6)	5	6	28	0
計	2 (2)	39 (6)	5	6	28	0

【病態別健康教育】 ※（ ）内は健康増進事業実施要領に基づく 40～64 歳の再掲
糖尿病予防学習会 1 コース 2 回を計 2 コース実施（計 4 回）

場所	人数	実人数	延人数	延人数 内訳		
				39 歳以下	40～64 歳	65 歳以上
1. 健康管理センター		6 (5)	11 (9)	0	9	2
2. 西部保健センター		7 (7)	14 (14)	0	14	0
計		13 (12)	25 (23)	0	23	2

出前健康講座

	回数	延人数	延人数 内訳		
			39 歳以下	40～64 歳	65 歳以上
計	2 (2)	34 (7)	1	7	26

メタボリックシンドローム予防講演会

	回数	延人数	延人数 内訳		
			39 歳以下	40～64 歳	65 歳以上
計	1 (1)	56 (12)	44	12	0

【衛生教育[精神]】 ※「8. こころの健康づくり」に再掲あり
こころサポーター（ゲートキーパー）養成研修

	回数	延人数	延人数 内訳			
			39 歳以下	40～64 歳	65 歳以上	不明
市民・市内在勤者向け	1	54	2	26	26	0
ケアマネージャー向け	1	28	5	20	3	0
市役所職員向け	1	43	10	33	0	0
計	3	125	17	79	29	0

《考 察》

・メタボ予防のための「知って得する調理法」講習会

講習会全参加者の 42.2%が特定健診受診者で、その内訳は積極的支援 5 名、動機づけ支援 16 名、情報提供が 14 名だった。特定保健指導と連携し、アドバイス会で参加を勧めた成果が積極的支援、動機づけ支援の参加者が前年より微増した。また教室に参加しやすくするため、1 課 2 課の会場を変えての参加も受け付けたが、変更しての参加申し込みは 9 名のうち 3 名は一方のみの参加であった。参加の実人数の割合は 65 歳以上が 67.5%、40～64 歳は 30.1%、39 歳以下は 2.4%であった。65 歳以上の参加者が多いため、若い世代への参加呼びかけを工夫し、生活習慣病予防の大切さにつ

いて若い世代に伝えていく必要がある。今後も特定保健指導を継続させる手段として、また生活習慣病予防のための講座として適正体重と必要エネルギーの算出、カロリーを控える方法や減塩の工夫についての講義と調理のデモンストレーションを含む試食の提供を組み合わせ実施していく。

- ・ 出前健康講座

家庭教育学級からの依頼は8校（延人数142名）であり、25年度に比べ減少した。8校のうち4校は25年度から連続の依頼であり、出前健康教育が好評であったことが伺える。25年度は食生活改善推進員の依頼が多かったが、26年度は減少している。家庭教育学級は20～40歳代の若い世代への教育が行え、家族や子どもへの波及効果も期待できることから、今後も積極的にPRを行っていきたい。また、次年度は保健センターで実施していた「ウォーキング入門教室」を家庭教育学級限定に実施し、日頃保健センターに来所できない若い世代へ運動習慣の普及啓発を行っていく。

25年度は課の重点目標である「女性の健康づくり」をテーマにしたものが最多だったが、26年度はメタボ予防に関するテーマが多く、それに関連して筋トレなど運動の実施が多かった。今後も、課として重点的に伝えるべきテーマを明確にし意図的に健康教育に盛り込むとともに、依頼者との打ち合わせを通し、依頼団体の特性をふまえた教育内容を検討する等、効果的な教育につなげたい。

- ・ 女性の健康づくり講演会

佐倉市はLDLコレステロールが高い傾向にあるため、女性ホルモンとLDLコレステロールの関係をテーマとし、「女性の健康週間」に合わせて3月に実施した。周知は広報、地域新聞の他、平成26年度の特健健診でLDLコレステロール130mg/dl以上の60歳未満女性に個別通知を行った。広報、個別通知による申込が多く、定員以上の申込があった。アンケートは全員回収でき、講演会の内容について大変満足をしていた。参加者のほとんどは家庭で食事を作っており、講演会で学んだ食事について、家庭でも改善できると答えている。また、家族や知人へ学んだことを伝えることができる、運動習慣についても家族や知人へ伝え、改善につなげることができると回答した者が多かった。家庭の健康を担う女性が講演会に参加することにより、家庭や社会への波及効果が期待できると思われる。次年度以降は、成人の講演会と併せて、市の健康課題に合わせた講演会を計画していく。

- ・ メタボ予防のための運動習慣づくり教室

1コース2回のうち両日の参加率は85%と高かった。特定保健指導動機づけ支援対象者の参加は約15名、積極的支援対象者は7名である。特定保健指導からの参加率は10.9%と1割程度である。参加の実人数は65歳以上が60.6%、40～64歳は39.4%であった。65歳以上の参加者が多いため、若い世代への参加の呼びかけを工夫し、運動習慣の大切さについて伝えていく必要がある。教室終了2～3か月後アンケートでは、約5割が「週2回60分以上の運動習慣がある」結果となった。1日の生活活動時間については、「60分以上」が約6割と最も多く、良い結果だった。次年度は、若い世代をはじめ、運動習慣の見直しが必要な方や、特定保健指導対象者が参加しやすいように参加基準を見直していく。また日常生活に取り入れやすいウォーキングやラジオ体操第一を取り入れ、身体活動を増やすことに重点をおいた教室展開とする。佐倉市内の運動事業についてまとめた情報の一覧を市役所内で配布し、継続して運動習慣をつけていただくように周知啓発をする。

- ・ ウォーキング入門教室

若い世代への運動習慣の普及啓発のため、今年度は64歳以下の方を対象に実施した。昨年度より1回増回し実施したが、対象に年齢制限を設けたことで参加者は昨年度より45名減少している。休日開催を1日設けたことで、会社員など普段参加が難しかったの参加もあり、参加者最多のコースとなった。

教室終了後2〜3か月後アンケートより、教室終了後も運動が習慣となっている者（週2回30分以上の運動をしている）は全体の6割であり、運動内容はウォーキングが最多であった。また、ストレッチやラジオ体操等気軽に行える運動が継続されているとの結果から、次年度はウォーキングに追加し効果的なラジオ体操も内容に盛り込んでいく。教室終了後の1日の歩数は、6000歩（60分）未満が最も多く、健康さくら21の64歳以下の歩数目標と反する結果となった。今後もロコモティブシンドローム予防もふまえ身体活動量を増やす工夫も伝えていく。次年度は、日頃保健センターに来所できない若い世代が参加できるよう、家庭教育学級への出前健康講座にて教室を実施する。

- ・ 玄米ダンベル体操及び運動器具トレーニング講習会・サーキットトレーニング講習会

平成26年度は、市民からの要望により南部保健センターの玄米ダンベル体操および運動器具トレーニング講習会の開催を隔月から月1回に変更したが、参加人数は西部保健センターを含め全体的に減少している。参加者は65歳以上の割合が、増加傾向にある。メタボリックシンドロームやロコモティブシンドローム予防には、若い年代からの運動習慣が大切であることから、若い年代に事業を利用していただけるよう、周知方法などを検討していく。

- ・ 糖尿病予防学習会

例年、参加者が減ってきている状況があり、電話勧奨の結果からも「仕事をしているから」との理由で参加につながらない者が多くみられていた。そのため、今年度は2コースを土曜日開催とした他、忙しい参加者が日程調整しやすいよう1コースと2コースの時期を同じ時期にして、参加しやすいコースを1課、2課それぞれで選べるようにした。しかし、開催時期が11月12月としたことで11月12月頃の健診受診者を取り込むことができず、電話勧奨も実施したが参加者数は大幅に減少してしまった。

一方、参加者の感想では、満足度がとても高く参加により生活習慣を見直すきっかけとなった、とても勉強になった等プラスの感想が多くみられ、参加2か月後のアンケートでもよい生活習慣が継続できている者も多くみられている。まずは、対象者が参加につなげることができるよう、開催時期や開催内容、対象者（血液データ）などの見直しが必要と考える。

- ・ メタボリックシンドローム予防講演会（成人の講演会）

メインターゲットである壮年期男性を集客するため、幼児や小学生向けの食育も行い、親子で参加しやすいイベント性のある講演会とした。（大人が25名、子どもが31名参加）チラシを小学生のいる家庭に配布したが、そこからの申込は9組と少なかった。日曜開催のため勤め人がほとんどであったが、壮年期男性は6名と少なく女性が多かった。壮年期男性は健康がテーマの講演会参加には消極的であり、講演会以外のアプローチが適していると思われる。次年度以降は、医療費適正化や重症化予防など、市の健康課題に合わせた講演会を計画的に実施していきたい。

３．健康相談

根拠法令等	健康増進法第 17 条第 1 項
健康さくら 21（第 2 次）	健康寿命の延伸・健康格差の縮小を達成するために、以下の 7 つを重点的に取り組む項目とする。 ①生活習慣病 ②栄養・食生活 ③身体活動・運動 ④こころ ⑤飲酒 ⑥喫煙 ⑦歯と口腔

《目 的》

心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導および助言を行い、家庭における健康管理に資することを目的とする。

《内 容》

対 象 佐倉市に住所を有する 40 歳から 64 歳までの者

方 法 ①定例健康相談：各保健センターにおいて健康相談窓口を設置し実施する。

②健康教育に健康相談を併設し実施する。

③各イベント等に健康相談を併設し実施する。

④電話相談

周知方法 「こうほう佐倉」や健康カレンダー等への掲載、健診結果送付時に案内文を同封、地区活動時に P R。

《実 績》

①健康相談年度別実績

年 度	開 催 回 数		延 人 数		
		定例健康相談 (再掲)			定例健康相談 (再掲)
平成 22 年度	65	25	313		33
			40 歳未満 19	40 歳～64 歳 147	65 歳以上 147
平成 23 年度	81	19	443		27
			40 歳未満 10	40 歳～64 歳 158	65 歳以上 275
平成 24 年度	121	25	1,024		60
			40 歳未満 121	40 歳～64 歳 424	65 歳以上 479
平成 25 年度	165	23	857		57
			40 歳未満 19	40 歳～64 歳 324	65 歳以上 514
平成 26 年度	143	23	620		47
			40 歳未満 54	40 歳～64 歳 230	65 歳以上 336

②平成 26 年度の種別実績

健康相談の種類		開催回数	年齢別内訳		
			40 歳未満	40 歳～64 歳	65 歳以上
重点相談	高 血 圧				
	高脂血症				
	糖 尿 病				
	歯周疾患				
	女性の健康	8	10	89	168
	病 態 別				
	骨				
総合健康相談		23	2	19	26
禁煙相談（再掲）		2	0	0	2

③電話相談 合計 1,711 件

内訳	件数（割合%）
母子の健康に関すること	1,361 (79.5%)
生活習慣に関すること	111 (6.5%)
こころの健康	73 (4.3%)
感染症に関すること	12 (0.7%)
歯科に関すること	21 (1.2%)
その他健康・病気に関すること	133 (7.8%)

《考 察》

定例健康相談の開催回数は平成 25 年度と同じく平成 26 年度も 23 回であったが、延べ人数は平成 25 年度が 57 人に対し平成 26 年度は 47 人と減少している。また健康相談全体(定例+定例外)の開催回数は平成 25 年度が 165 回に対し平成 26 年度は 143 回と減少し同時に延べ人数も平成 25 年度は 857 人に対し平成 26 年度は 620 人と減少している。定例健康相談の相談実績が増加するように健診会場にチラシを置いて周知していく。また定例外の健康相談については健診会場に相談コーナーを設けるなど健康に関心のある方が多く集まる場所に積極的に出向いていくような方法で健康相談の開催回数を増やしその結果相談実績が増えるように検討していく。

禁煙に関する相談は、イベント時に禁煙相談コーナーを併設した。また定例健康相談時に禁煙相談もできるようにチラシを作成して周知した。次年度以降も相談が増えるよう禁煙相談のチラシを健診会場に置いて周知していき、また禁煙相談を実施するイベントを検討していく。

4. 健康診査

(1) 健康診査

根拠法令等	健康増進法第19条の2
-------	-------------

《目 的》

平成20年4月から、医療保険者（国民健康保険、協会けんぽ、共済組合等）に、40～74歳の被保険者・被扶養者を対象とした健康診査（特定健康診査）と保健指導（特定保健指導）の実施が義務付けられ、これまでの健康診査の目的である個々の病気の早期発見・早期治療から、メタボリックシンドロームに着目した健康診査となった。生活習慣病は、内臓脂肪の蓄積が原因となっていることが多いことから、メタボリックシンドロームに該当する方とその予備群の方について、運動や食生活等の生活習慣を見直すサポートを行うことにより、生活習慣病の予防につなげることを目的としている。

75歳以上の後期高齢者（65歳以上の障害認定者含む）には、生活習慣病を早期に発見して、重症化の予防を図るために、千葉県後期高齢者医療からの委託により、健康診査を実施する。

生活保護受給者の健康診査については健康増進法に基づき、特定健診・健康診査に準じた形で実施する。

《内 容》

① 対象者

- ・市内在住の40歳以上の生活保護受給者

② 実施方法

ア 集団健診 （6月2日～12月8日、市内18会場延べ57日間）

健診業者に委託し、胃がん検診・大腸がん検診・胸部レントゲン検診と併せて実施

イ 個別健診 （6月1日～12月10日、市内42医療機関）

③ 周知方法

ア 個人通知

40歳以上の生活保護受給者のかた

イ 「こうほう佐倉」、ホームページ掲載、地区回覧、公共交通機関等に周知啓発を実施

④ 健診項目

ア 基本的な健診の項目（全ての対象者が受診する項目）

既往歴の調査・自覚症状及び他覚症状の有無の検査・身長、体重及び腹囲の測定

BMIの測定・血圧の測定・肝機能検査・血中脂質検査・血糖検査・尿検査

※75歳以上のかたには、腹囲測定は実施しない

イ 詳細な健診の項目（特定の対象者が受診する項目）

心電図検査・眼底検査

前年度の健診結果が基準に該当する者で医師の判断で必要とされた者

貧血検査

既往歴や自覚症状等があり医師の判断で必要とされた者

⑤ 受診に係る費用

無料

《実 績》

①実施状況

年度	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)
22年度	712	30	4.2
23年度	644	37	5.7
24年度	785	43	5.5
25年度	722	35	4.8
26年度	735	36	4.9

②性別、年代別、保健指導区分別結果

性別	年代 (歳)	対象者数 (人)	受診者数 (人) %		保健指導区分別実人数					
					情報提供		動機付け支援		積極的支援	
					(人)	%	(人)	%	(人)	%
男性	40～44	17	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	45～49	18	1	5.6	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	50～54	27	2	7.4	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	55～59	41	3	7.3	1	33.3	0	0.0	0	0.0
	60～64	52	2	3.8	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	65～69	85	1	1.2	0	0.0	0	0.0		
	70～74	83	4	4.8	0	0.0	1	25.0		
	75歳以上	74	2	2.7						
	小計	397	15	3.8	1	6.7	1	6.7	0	0.0
女性	40～44	31	6	19.4	1	16.7	0	0.0	0	0.0
	45～49	29	3	10.3	0	0.0	1	33.3	1	33.3
	50～54	22	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	55～59	14	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	60～64	39	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	65～69	46	5	10.9	0	0.0	0	0.0		
	70～74	53	1	1.9	0	0.0	0	0.0		
	75歳以上	104	6	5.8						
	小計	338	21	6.2	1	4.8	1	4.8	1	4.8
男性	集団	397	7	3.8	1	6.7	1	6.7	0	0.0
	個別		8							
女性	集団	338	7	6.2	1	4.8	1	4.8	1	4.8
	個別		14							
合計		735	36	4.9	2	5.6	2	5.6	1	2.8

《考 察》

国の医療制度改革により、平成19年度まで老人保健法に基づき実施していた基本健康診査は、平成20年度より「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき医療保険者（佐倉市国民健康保険加入者）が特定健診と特定保健指導を実施するよう義務付けられた。

このため、生活保護者の健康診査については健康増進法に位置付けられた。

平成21年度から、対象者全員に健診の通知をし、健診の周知を図った。

次年度も引き続き対象者への通知をしていきたい。

(2) 成人歯科健康診査

根拠法令等	健康増進法第 17 条第 1 項及び第 19 条の 2			
健康さくら 21 (第 2 次) 目標値			(市の現状) → (目標)	
	・ 定期歯科健診を受けている人の増加	20 歳以上	32.2%	→ 65%
	・ 歯間部清掃用具を使う人の増加	20 歳台	16.7%	→ 50%
		40 歳台	39.1%	→ 50%
		60 歳台	33.8%	→ 50%

《目 的》

生涯を通じて食べる楽しみを享受でき、健康で豊かな生活が送れるよう、口腔の維持・向上を図る。

《内 容》

①対象者 19 歳以上の市民で、現在、治療中又は定期歯科健診受診者を除く。

②周知方法

個人通知： 40～74 歳の佐倉市国民健康保険加入者。

年度末で 19・21(男性のみ)・31(男性のみ)・30(女性のみ)・40・45・50・55・60・70 歳の節目のかた。

平成 25 年度に市の検診を受診したかた。

「こうほう佐倉」： 6 月 1 日広報特別号「みんなの保健」に各種健診関係と同時に掲載した。

ホームページ：市のホームページに成人歯科健診の PR を掲載した。

ポスター掲示：市内協力歯科医療機関に掲示した。

チラシ配布：各種教室、幼児歯科健診、保育園・幼稚園歯磨き教室でチラシを配布した。

PR 活動：各種教室、地域での健康教育活動等で歯科健診の必要性を PR した。

③方法 印旛郡市歯科医師会佐倉地区、60 歯科医療機関に委託し、口腔診査を実施した。

④実施期間 6 月 1 日～12 月 10 日

《実 績》

① 受診状況 対象者数 148,048 人 (19 歳以上の市民)

受診数 860 人 (男性 281 人、女性 579 人)、受診率 0.6%

② 年度別受診数の推移 (人)

年度	受診者数
22 年度	701
23 年度	719
24 年度	786
25 年度	854
26 年度	860

③地区別年代別受診数 (人)

地区	19～29 歳	30～39 歳	40～49 歳	50～59 歳	60～69 歳	70 歳～	総数
佐倉	19	27	18	16	25	32	137
臼井	13	24	20	22	62	45	186
志津	26	59	61	31	81	119	377
根郷	15	19	13	9	18	16	90
和田	0	3	0	0	1	0	4
弥富	0	2	0	0	0	0	2
千代田	6	11	8	13	18	8	64
総数	79	145	120	91	205	220	860

③ 年齢別現在歯数の状況（人）

	19～29 歳	30～39 歳	40～49 歳	50～59 歳	60～69 歳	70 歳～
24 歯以上	79	156	107	86	187	150
20～23 歯	0	0	1	3	12	33
19 歯以下	0	0	0	2	6	37

⑤年齢別歯周疾患罹患状況（人）

	19～29 歳	30～39 歳	40～49 歳	50～59 歳	60～69 歳	70 歳～
健全な歯肉	10	21	9	12	17	16
出血あり	5	9	5	2	7	4
歯石あり	43	65	48	35	82	74
中程度歯周炎	19	52	39	32	70	71
重度歯周炎	2	10	7	10	29	52
診査対象外	0	0	0	0	0	3

⑥年齢別歯間部清掃用具を使う人の割合（％）

	19～29 歳	30～39 歳	40～49 歳	50～59 歳	60～69 歳	70 歳～	計
歯間部清掃用具を使う人の割合	8.9	35.0	40.7	56.0	54.1	44.3	42.4

⑦補助金対象者の受診状況（人）

	受診者数	判定区分		
		異常なし	要指導	要精検
40 歳	20	1	0	19
50 歳	14	2	0	12
60 歳	13	0	1	12
70 歳	24	4	0	20

《考 察》

受診数は、4 名増加した。性別でみると、男性の受診数が少なく、年齢でみると 19 歳～29 歳の受診数が少ないため、今後も男性・若年層への周知を図り、受診を促すとともに、定期歯科健診を受ける必要性について啓発普及していきたい。

(3) 骨粗しょう症検診

根拠法令等	健康増進法第19条の2
-------	-------------

《目 的》

寝たきりの原因となる骨折の基礎疾患である骨粗しょう症を早期発見するとともに、骨粗しょう症予防についての意識啓発を図る。

《内 容》

① 対象者

市内在住の20、25、30、35、40、45、50、55、60、65、70歳で、職場等において検診を受ける機会のないかた

②実施方法

- ・期 間 10月9日から12月20日、4会場延べ8日間実施。
- ・費 用 500円（税込み）
- ・検査内容 検診業者に委託し、測定方法はD X A法（測定部位は橈骨）にて実施。予約制。
結果は原発性骨粗鬆症の診断基準(2012年度改訂版)を用いて、年齢に関係なく統一基準とする。

③ 周知方法

ア 個人通知

- ・20, 30, 40, 45, 50, 55, 60, 70歳になるかた
- ・25, 30, 35歳になる女性へ勧奨ハガキを送付
(無理なダイエットや生理不順等による女性ホルモン異常と骨は大きく関係しているため実施)

イ 「こうほう佐倉」、ホームページに掲載し周知啓発を実施

各健診会場でパネル掲示、地区回覧

母子事業の案内郵送時にチラシを同封

《実 績》

①過去5年間の実施状況

年度	対象者 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)
22年度	27,193	762	2.8
23年度	25,552	893	3.5
24年度	25,922	968	3.7
25年度	26,616	1,051	3.9
26年度	26,511	1,184	4.5

②検診実施結果

検診 方法	対象者数 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	要精検者 (人)	要精検率 (%)	精検受診者 (人)	要医療 (人)
集団のみ	26,511	1,184	4.5	289	24.4	231	110

③性別、年代別受診状況及び判定結果（人）

性別	年齢 歳	対象者数 人	受 診 者 数 人 %		検診結果						精密検査受診状況			
					異常認めず		要指導		要精密検査		受診者数		未受診者 人	要医療 人
					人	%		%	人	%	人	%		
男 性	20	785	1	0.1	0	0.0	1	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0
	25	936	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0
	30	949	1	0.1	1	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0
	35	1,162	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0
	40	1,397	12	0.9	11	91.7	1	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0
	45	1,364	3	0.2	3	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0
	50	1,059	7	0.7	7	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0
	55	1,036	2	0.2	1	50.0	1	0.0	1	50.0	0	0.0	0	0
	60	1,231	8	0.6	3	37.5	5	62.5	1	12.5	0	0.0	0	0
	65	1,771	25	1.4	10	40.0	13	52.0	2	8.0	2	100.0	0	0
	70	1,523	38	2.5	12	31.6	21	55.3	5	13.2	4	80.0	1	2
	小計	13,213	97	0.7	48	49.5	42	43.3	7	7.2	6	85.7	1	2
女 性	20	783	5	0.6	5	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0
	25	888	18	2.0	16	88.9	2	11.1	0	0.0	0	0.0	0	0
	30	954	88	9.2	86	97.7	2	2.3	0	0.0	0	0.0	0	0
	35	1,107	119	10.7	119	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0
	40	1,412	72	5.1	68	94.4	4	5.6	0	0.0	0	0.0	0	0
	45	1,245	60	4.8	59	98.3	1	1.7	0	0.0	0	0.0	0	0
	50	1,055	83	7.9	78	94.0	4	4.8	1	1.2	1	100.0	0	0
	55	1,077	91	8.4	70	76.9	14	15.4	7	7.7	5	71.4	2	1
	60	1,365	140	10.3	45	32.1	48	34.3	47	33.6	38	80.9	9	11
	65	1,868	230	12.3	38	16.5	85	37.0	107	46.5	86	80.4	21	43
	70	1,544	181	11.7	18	9.9	43	23.8	120	66.3	95	79.2	25	53
	小計	13,298	1,087	8.2	602	55.4	203	18.7	282	25.9	225	79.8	57	108
合計		26,511	1,184	4.5	650	54.9	245	20.7	289	24.4	231	79.9	58	110

※国の補助金は、40歳～70歳の女性のみが対象

④栄養士による健康アドバイス実施状況

年 齢 (人)		相談者の内訳 (人)		受診者数(人)
20～39 歳	10	要指導	237	245
40～64 歳	89	要精密検査 (希望者)	11	289
65 歳以上	168	異常を認めず (希望者)	19	650
合 計	267	合 計	267	1,184

- ・平成 23 年度より要精密検査者を対象に開始した栄養士による健康アドバイスを、平成 25 年度から要指導者と希望者へ実施している。職員も増員してコーナーを運営し、平成 26 年度は要指導者 237 人と希望者 30 人に、カルシウム摂取量を増やすための食生活についてアドバイスを行った。

⑤その他

- ・精密検査未受診者に対し個別通知による受診勧奨及び状況把握を実施した。受診に繋がったのは32.3%。受診の意志のない者は22.6%。受診しない理由は、「骨折をしたことがない」「食事に気を付けている」等であり、自分なりに気を付けていることや自覚症状がないためであることがわかった。
- ・切れ目のない支援を目的に平成26年度より高齢者福祉課と担当国会議を実施。(年3回)

《考 察》

25、30、35歳の若い世代の対象者へ受診勧奨を実施したことは受診者の増加につながり、早期の意識づけにつながったと考えられる。

若い世代(20～39歳台)の要指導者も2%おり、検診の積極的な受診勧奨と骨粗鬆症予防の食生活について周知していく必要がある。

要精密検査者の医療機関未受診者勧奨は、勧奨後に受診した人がいる一方で22.6%の人が「受診しない」を選択していることが見えてきた。今後も精密検査の必要性を感じられるよう、さらなる強化が必要である。また、65歳以上の受診者へ高齢者福祉課と連携し、骨粗しょう症予防から介護予防に取り組む必要があると考えられる。

(4) 肝炎ウイルス検診

根拠法令等	健康増進法第19条の2
-------	-------------

《目 的》

肝炎ウイルスに関する正しい知識を普及させるとともに、住民が自身の肝炎ウイルス感染の状況を認識し、必要に応じて保健指導等を受け、医療機関に受診することにより、肝炎に関する健康障害の回避、症状の軽減、進行の遅延を目的とする。

《内 容》

①対象者

- ・市内在住の40歳のかた（集団・個別）
 - ・市内在住の41歳以上のかた（集団のみ）
- 上記の方で、過去にB型肝炎・C型肝炎ウイルス検査を過去に受けたことがないかた
現在、肝炎の治療を受けていないかた
過去に肝炎の治療を受けたことがないかた

②実施方法

ア 集団検診

検診業者に委託し実施

- ・期 間 7月22日・9月2日・10月25日、市内2会場延べ3日間
- ・費 用 500円（税込み）
40, 45, 50, 55, 60歳になるかたは無料
- ・検査内容 B型・C型肝炎ウイルス血液検査

イ 個別検診

- ・期 間 6月1日～12月10日、市内39医療機関で実施。
- ・費 用 無料
- ・検査内容 B型・C型肝炎ウイルス血液検査

③周知方法

ア 個人通知

- ・40歳になるかた
- ・41歳以上で過去に市の肝炎ウイルス検診を受けたことがなく下記に該当するかた
 - I. 45・50・55・60歳になるかた
 - II. 平成25年度に市の健診(検診)を受診したかた
 - III. 市の特定健診(健康診査)の対象となるかた
 - IV. 生活保護受給者のかた

イ 「こうほう佐倉」、ホームページに掲載し、周知啓発を実施

《実 績》

①過去5年間の実施状況

	受診者数 (人)	B型陽性		C型に感染の可能性が高い	
		(人)	(%)	(人)	(%)
22年度	297	3	1.0	1	0.3
23年度	432	6	1.4	1	0.2
24年度	378	4	1.1	3	0.8
25年度	329	2	0.6	2	0.6
26年度	586	4	0.7	1	0.2

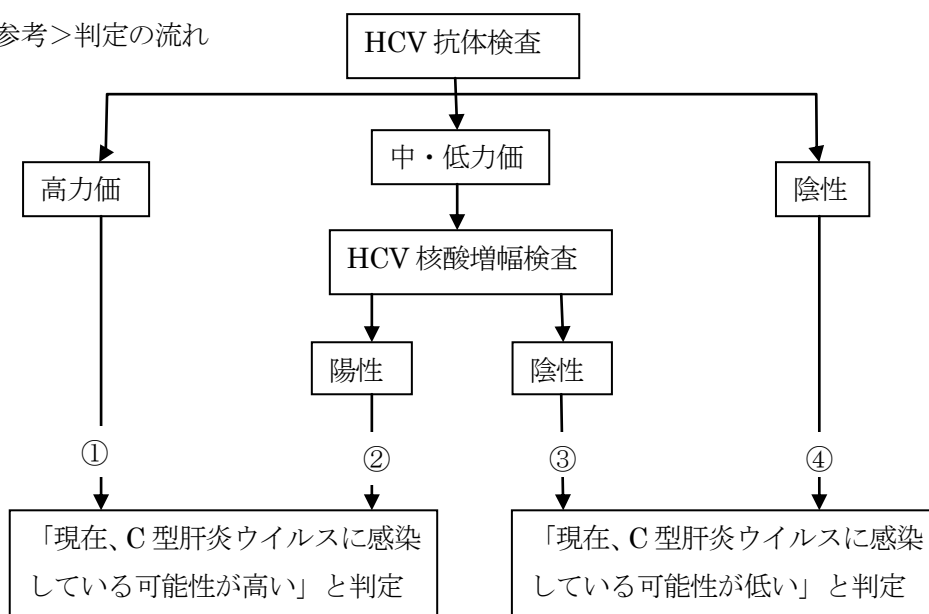
②B型肝炎、C型肝炎検査判定結果

年代 (歳)	B型肝炎 受診者 (人)	陽性 (人)	C型肝炎 受診者 (人)	「現在C型肝炎に 感染している可能 性が極めて高い」 (人)		「現在C型肝炎に感 染していない可能 性が極めて高い」 (人)	
				判定①	判定②	判定③	判定④
40	278	1	278	0	0	0	278
41～44	35	0	35	0	0	0	35
45～49	29	1	29	0	0	0	29
50～54	44	0	44	0	0	0	44
55～59	37	0	37	0	0	0	37
60～64	62	1	62	0	0	0	62
65～69	60	1	60	1	0	0	59
70歳以上	41	0	41	0	0	0	41
集団	417	4	417	1	0	0	416
個別	169	0	169	0	0	0	169
合計	586	4	586	1	0	0	585

無料対象者判定結果（再掲）

年齢 (歳)	B型肝炎 受診者 (人)	陽性 (人)	C型肝炎 受診者 (人)	「現在C型肝炎に 感染している可能 性が極めて高い」 (人)		「現在C型肝炎に感 染していない可 能性が極めて高 い」 (人)	
				判定①	判定②	判定③	判定④
40	278	1	278	0	0	0	278
45	19	0	19	0	0	0	19
50	28	0	28	0	0	0	28
55	16	0	16	0	0	0	16
60	21	0	21	0	0	0	21
集団	193	1	362	0	0	0	193
個別	169	0	0	0	0	0	169
合計	362	1	362	0	0	0	362

＜参考＞判定の流れ



《考 察》

国の医療制度改革により、平成 20 年度から健康増進法に位置付けられた。

検診方法は、単独の予約制検診として実施している。

平成 25 年度より、HCV 抗体検査が、中・低力価の人に対して HCV 核酸増幅検査が加わり、C 型肝炎ウイルス検査の精度が上がった。

自己負担額については、平成 23 年度から「肝炎ウイルス検診実施要領」の一部改正により『40 歳以上で 5 歳刻みの年齢に達する者については、費用を徴収しないことができるものとする』となっているため、40・45・50・55・60 歳のかたで、市が実施している肝炎ウイルス検診の受診歴のないかたについては、検診費用を無料とし、全員に個別通知を送付した。

平成 27 年度からは、肝炎ウイルス検査を受けていないかたに、より多くの検診の機会を提供するため、集団検診での予約制を廃止し、複合検診のうち肝炎ウイルス検診が行える会場で、肝炎ウイルス検診を実施する。

5. 各種がん検診等

根拠法令等	健康増進法第 19 条の 2
健康さくら 21 (第 2 次) 目標値	(市の現状) → (目標) ・がん検診の受診者の割合 胃がん検診 27.3% → 50% 子宮がん検診 18.3% → 50% 乳がん検診 16.8% → 50% 肺がん検診 33.9% → 50% 大腸がん検診 29.2% → 50%

(1) 胃がん検診

《目 的》

胃がんの早期発見、早期治療を目的に行う。

《内 容》

①対象者

市内在住の 40 歳以上で職場等において検診を受ける機会のないかた

②実施方法

ア 集団検診

検診業者に委託し実施

- ・期間 6 月 2 日～12 月 8 日、市内 18 会場延べ 57 日間実施
- ・費用 900 円 (税込み)
- ・検診車両での胃部間接撮影を実施

イ 個別検診

- ・期間 6 月 1 日～12 月 10 日、市内 29 医療機関で実施
- ・費用 3,000 円 (税込み)
- ・胃部直接撮影を実施 (医師に相談の上、胃内視鏡を実施する場合あり)

③周知方法

ア 個人通知

市内在住の 40 歳以上で、下記に該当するかた

- ・40・45・50・55・60・70 歳のかた
- ・平成 25 年度に市の健診(検診)を受診したかた
- ・市の特定健診(健康診査)の対象となるかた
- ・40 歳以上の生活保護受給者のかた

イ 「こうほう佐倉」、ホームページに掲載し周知啓発を実施

《実 績》

①過去 5 年間の実施状況

年度	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)
22年度	46,442	12,698	27.3
23年度	46,442	13,118	28.2
24年度	52,479	13,344	25.4
25年度	52,479	13,661	26.0
26年度	52,479	13,866	26.4

②検診実施結果

	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	要精検者 (人)	要精検率 (%)	精検受診者 (人)	がん発見者 (人)
集団	52,479	7,187	13.7	115	1.6	98	3
個別		6,679	12.7	558	8.4	527	15
計	52,479	13,866	26.4	673	4.9	625	18

③性別、年代別受診状況及び精密検査受診状況

性別	年代 歳	対象者数 人	受診者数 人 %		健診結果				精密検査受診状況			
					異常認めず		要精密検査		受診者数		未受診者 人	がん 人
					人	%	人	%	人	%		
男性	40～44	806	206	25.6	201	97.6	5	2.4	5	100.0	0	0
	45～49	581	142	24.4	141	99.3	1	0.7	1	100.0	0	0
	50～54	588	124	21.1	123	99.2	1	0.8	1	100.0	0	0
	55～59	816	171	21.0	164	95.9	7	4.1	7	100.0	0	0
	60～64	2,570	463	18.0	444	95.9	19	4.1	18	94.7	1	0
	65～69	4,216	1,150	27.3	1,100	95.7	50	4.3	47	94.0	3	0
	70～74	4,026	1,694	42.1	1,587	93.7	107	6.3	97	90.7	10	10
	75～79	2,812	1,153	41.0	1,075	93.2	78	6.8	69	88.5	9	2
	80歳以上	2,621	609	23.2	568	93.3	41	6.7	37	90.2	4	1
	小計	19,036	5,712	30.0	5,403	94.6	309	5.4	282	91.3	27	13
女性	40～44	2,231	530	23.8	523	98.7	7	1.3	7	100.0	0	0
	45～49	1,900	353	18.6	341	96.6	12	3.4	10	83.3	2	0
	50～54	2,084	373	17.9	363	97.3	10	2.7	8	80.0	2	0
	55～59	3,444	524	15.2	507	96.8	17	3.2	16	94.1	1	0
	60～64	5,457	1,073	19.7	1,035	96.5	38	3.5	36	94.7	2	0
	65～69	5,551	1,775	32.0	1,709	96.3	66	3.7	61	92.4	5	2
	70～74	4,347	1,820	41.9	1,734	95.3	86	4.7	83	96.5	3	0
	75～79	3,380	1,098	32.5	1,022	93.1	76	6.9	74	97.4	3	1
	80歳以上	5,049	608	12.0	556	91.4	52	8.6	48	92.3	4	2
	小計	33,443	8,154	24.4	7,790	95.5	364	4.5	343	94.2	22	5
男性	集団	19,036	3,105	30.0	3,044	98.0	61	2.0	49	80.3	12	3
	個別		2,607		2,359	90.5	248	9.5	233	94.0	15	10
女性	集団	33,443	4,082	24.4	4,028	98.7	54	1.3	49	90.7	5	0
	個別		4,072		3,762	92.4	310	7.6	294	94.8	17	5
合計		52,479	13,866	26.4	13,193	95.1	673	4.9	625	92.9	49	18

《考 察》

『健康さくら21』のがん検診目標は受診数の増加を、国の目標値50%としている。今年度は26.4%と昨年度に比べて0.4%増加している。

受診数は増えているが、目標値と現在の受診数の差が大きく、達成のためには、一度も受診したことのない対象の割り出しと、個人に対して検診受診の動機付けが必要であることから、様々な場面で健診PRと合わせ、がんに関する知識の普及、検診を受ける事のメリットについて、媒体と対象と時期を絞り、啓発を図っていく必要がある。

受診数は男性 5,712 人、女性 8,154 人と男性の受診数は少ないが、がん発生は男性 13 人、女性 5 人と男性の胃がん発見率が高い傾向である。しかし、要精密検査であるが、未受診者もいるため、未受診者勧奨等を実施し、未受診者を減らせるよう努める。

(2) 子宮頸がん検診

《目 的》

子宮頸がんの早期発見、早期治療を目的に行う。

《内 容》

① 対象者

- ・市内在住の20歳以上の偶数年齢で、職場等において検診を受ける機会のない女性
- ・働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業対象者

② 実施方法

ア 集団検診

検診業者に委託し実施

- ・期間 10月20日～2月2日、4会場延べ6日間実施
- ・費用 1,000円(税込み)
- ・検診車両での子宮頸部細胞診を実施

イ 個別検診

- ・期間 6月1日～12月10日、市内7医療機関で実施
- ・費用 2,000円(税込み)
- ・子宮頸部細胞診を実施

③ 周知方法

ア 個人通知

市内在住の20歳以上の偶数年齢の女性で、下記に該当するかた

- ・20・30・40・50・60・70歳のかた
- ・平成25年度に市の健診(検診)を受診したかた
- ・市の特定健診(健康診査)の対象になるかた
- ・平成24年度に市の子宮頸がん検診を受診したかた
- ・40歳以上の生活保護受給者のかた
- ・働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業対象者

イ 「こうほう佐倉」、ホームページに掲載

ウ 地区回覧で周知啓発を実施

エ 母子保健事業案内文へのリーフレットを同封し周知啓発を実施

オ 「がん検診推進事業」利用後、未受診となっている者へ個別通知を実施

カ 成人式にてPRちらしを配布

《実 績》

①過去 5 年間の実施状況 （無料クーポン券対象者を含む）

年度	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)
22年度	19,821	3,620	18.3
23年度	19,821	3,714	18.7
24年度	20,694	3,752	18.1
25年度	20,694	3,716	18.0
26年度	20,694	4,122	19.9

②検診実施結果

検診 方法	対象者数 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	要精検者 (人)	要精検率 (%)	精検受診者 (人)	がん発見者 (人)
集団	20,694	1,470	7.1	32	2.2	29	2
個別		2,652	12.8	47	1.8	33	1
計	20,694	4,122	19.9	79	1.9	62	3

※がん発見者 3 人中 2 人は子宮体がん

③年代別受診状況及び精密検査受診状況

年代 歳	対象者数 人	受診者数		検診結果				精密検査受診状況			
				異常認めず		要精密検査		精検受診数	未受診※ ¹	未受診者※ ²	がん
		人	%	人	%	人	%	人	人	人	人
20～24	866	135	15.6	129	95.6	6	4.4	4	0	2	0
25～29	695	341	49.1	328	96.2	13	3.8	11	0	2	0
30～34	1,044	536	51.3	525	97.9	11	2.1	9	0	2	0
35～39	1,369	655	47.8	640	97.7	15	2.3	8	0	7	0
40～44	1,116	543	48.7	527	97.1	16	2.9	13	0	3	0
45～49	950	182	19.2	179	98.4	3	1.6	3	0	0	0
50～54	1,042	262	25.1	257	98.1	5	1.9	5	0	0	1
55～59	1,722	188	10.9	187	99.5	1	0.5	0	0	1	0
60～64	2,728	417	15.3	412	98.8	5	1.2	5	0	0	1
65～69	2,775	348	12.5	346	99.4	2	0.6	2	0	0	0
70～74	2,173	352	16.2	350	99.4	2	0.6	2	0	0	1
75～79	1,690	111	6.6	111	100.0	0	0.0	0	0	0	0
80歳以上	2,524	52	2.1	52	100.0	0	0.0	0	0	0	0
小計	20,694	4,122	19.9	4,043	98.1	79	1.9	62	0	17	3
集団	20,694	1,470	19.9	1,438	97.8	32	2.2	29	0	3	2
個別		2,652		2,605	98.2	47	1.8	33	0	14	1
合計	20,694	4,122	19.9	4,043	98.1	79	1.9	62	0	17	3

※36歳：集団検診にて1名判定困難となる。個別医療機関で受診となり、個別のみ計上する。

※1）未受診：要精密検査者が医療機関に行かなかったことが判明しているもの

※2）未把握：精検受診の有無がわからないもの。及び、受診をしても精検結果がわからないもの。

《考 察》

「健康さくら21」のがん検診は、受診率50%を目標としているが、今年度19.9%(昨年度比1.9%増加)と目標に達していない。

平成26年度は、国の「がん検診推進事業」を利用してから、一度も検診を受けていない対象者に対し、個別通知を行い、受診勧奨を実施した。

目標達成のために、引き続き未受診者の掘りおこしと、未受診者の未受診理由に応じた啓発を行うことが必要である。また、様々な場面での健診PRと合わせ、がんに関する知識の普及、検診を受ける事のメリットについて、媒体、対象と時期を絞り、啓発を図っていく必要があると考えられる。

働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業

国の経済危機対策における未来への投資に繋がる子育て支援の一環として、平成 21 年度補正予算に「女性特有のがん検診推進事業」が創設された。

平成 22 年度からはがん対策推進事業の一環として、女性特有のがん検診推進事業が新規事業として位置づけられ、平成 23 年度に大腸がん検診が追加され「がん検診推進事業」となった。

平成 26 年度は平成 22 年度から始まった「がん検診推進事業」の乳がん・子宮頸がん検診が一巡したことで、その間に制度を利用しなかった者への再勧奨を含めた「働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業」となった。

平成 26 年 2 月 7 日 厚生労働省健康局長通知「平成 25 年度がん検診推進事業実施要綱」
(平成 26 年 4 月 1 日より実施)

《目 的》

この事業は、働く世代の女性支援のためのがん検診をより一層推進するため、市町村及び特別区が実施する子宮頸がん及び乳がん検診において、特定の年齢の者に個別に受診を呼びかける受診勧奨を実施するとともに、平成 21 年度補正予算事業から実施している過去のがん検診推進事業によるクーポン券の配布を受けたものの未受診である者に検診費用が無料となるクーポン券を送付し検診の重要性の認識と受診の動機づけを醸成・向上させ、がん検診の受診促進を図るとともに、がんの早期発見と正しい健康意識の普及啓発を図り、もって健康保持及び増進を図ることを目的とする。

《内 容》

① 対象者

平成 26 年 4 月 20 日の時点での下記の年齢の女性のかた

● 子宮頸がん検診無料クーポン券配布対象者の生年月日一覧表

年 齢	生 年 月 日
20 歳	平成 5 (1993) 年 4 月 2 日～平成 6 (1994) 年 4 月 1 日
右の生年月日の方のうち、無料クーポン券の対象の時に利用しなかった方	昭和 63 (1988) 年 4 月 2 日～平成 4 (1992) 年 4 月 1 日
	昭和 58 (1983) 年 4 月 2 日～昭和 62 (1987) 年 4 月 1 日
	昭和 53 (1978) 年 4 月 2 日～昭和 57 (1982) 年 4 月 1 日
	昭和 48 (1973) 年 4 月 2 日～昭和 52 (1977) 年 4 月 1 日

② 実施方法

ア 集団検診

検診業者に委託し実施

- ・期間 10 月 20 日～2 月 2 日、4 会場延べ 6 日間実施
- ・費用 無料
- ・検診車両での子宮頸部細胞診を実施

イ 個別検診

- ・期間 6 月 1 日～2 月 29 日、市内 7 医療機関で実施
- ・費用 無料
- ・子宮頸部細胞診を実施

③ 周知方法

ア 個人通知

受診券及びクーポン券の送付

- ・ 対象者のうち 20 歳
- ・ 対象者のうち平成 25 年度に市の健診(検診)を受診したかた

アンケートの送付

- ・ 対象者のうち受診券及びクーポン券が送付されないかた
(検診を受けない、または今まで受けていない理由について把握する。)

はがき送付

- ・ 対象者のうち、20 歳の子宮頸がん検診未受診者へ勧奨ハガキを送付 (7 月)

イ「こうほう佐倉」、ホームページに掲載

《実 績》

① 実施状況

事業名	年度	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)
がん検診推進事業	22 年度	5,757	1,023	17.8
	23 年度	5,696	898	15.8
	24 年度	5,154	885	17.2
	25 年度	5,051	780	15.4
働く世代の女性支援のための がん検診推進事業	26 年度	15,634	1,616	10.3

② 検診実施結果 (26 年度)

検診 方法	対象者数 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	要精検者 (人)	要精検率 (%)	精検受診者 (人)	がん発見者 (人)
集団	15,634	462	3.0	9	1.9	7	0
個別		1,154	7.4	30	2.6	18	0
計	15,634	1,616	10.3	39	2.4	25	0

③ 年代別受診状況及び精密検査受診状況

年代	対象者数 人	受診者数		検診結果				精密検査受診状況			
				異常認めず		要精密検査		精検受診 人	未受診 人	未把握 人	がん 人
		人	%	人	%	人	%				
20歳	788	28	3.6	28	100.0	0	0.0	0	0	0	0
22-25歳	3,297	245	7.4	235	95.9	10	4.1	6	0	4	0
27-30歳	3,299	344	10.4	332	96.5	12	3.5	11	0	1	0
32-35歳	4,311	523	12.1	514	98.3	9	1.7	4	0	5	0
37-40歳	3,939	476	12.1	468	98.3	8	1.7	4	0	4	0
小計	15,634	1,616	10.3	1,577	97.6	39	2.4	25	0	14	0
集団	15,634	462	10.3	453	98.1	9	1.9	7	0	2	0
個別		1,154		1,124	97.4	30	2.6	18	0	12	0
合計	15,634	1,616	10.3	1,577	97.6	39	2.4	25	0	14	0

④ アンケート結果

アンケート配布数 10,483 人

回収数 3,777 人（回収率 36.0%）

検診を受けない・受けなかった理由（複数回答）

理 由	回答数 (人)
そのうち受けようと思っていた	1,161 人
受け方がわからない・知らなかった	1,049 人
忙しい面倒だ	949 人
集団検診が受けにくい	611 人

《考 察》

平成 25 年度で「がん検診推進事業」が終了し、今年度新たに「働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業」が実施された。過去に制度の対象者で無料クーポン券を利用しなかった人の 27.7%は受け方がわからない・知らないということがわかった。今回わかったことを基に、対象に合わせた周知・勧奨を実施していく。

(3) 乳がん検診

《目 的》

乳がんの早期発見、早期治療を目的に行う。

《内 容》

＜マンモグラフィ：国の指針に合わせ 40 歳以上を対象とし 2 年に 1 回実施＞

① 対象者

- ・市内在住の 40 歳以上で、平成 25 年度に乳がん集団検診を受診しておらず、職場等において検診を受ける機会のない女性
- ・働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業対象者

②実施方法

ア 集団検診（予約制）

検診業者に委託し実施

- ・期間 12 月 17 日～2 月 17 日、4 会場延べ 17 日間（40 歳代 7 日間、50 歳以上 10 日間）
- ・費用 1,000 円（税込み）
- ・検診車両でのマンモグラフィを実施
40 歳代 2 方向、50 歳以上 1 方向で撮影

イ 個別検診（予約制）

働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業対象者のみ、聖隷佐倉市民病院健診センターに委託し実施

- ・期 間 6 月 1 日～2 月 28 日
- ・費 用 無料
- ・マンモグラフィを実施
40 歳代 2 方向、50 歳以上 1 方向で撮影

＜超音波検査：千葉県乳がん検診ガイドラインに基づき 30 歳以上に実施＞

①集団検診

ア 対象者

市内在住の 30 歳以上 39 歳以下で、平成 25 年度に乳がん集団検診を受診しておらず、職場等において検診を受ける機会のない女性

イ 実施方法

検診事業者に委託し実施

- ・期間 12 月 24 日～2 月 24 日、4 会場延べ 5 日間
- ・費用 1,000 円（税込み）
- ・検診車両での超音波検査を実施

②個別検診

ア 対象者

市内在住の 30 歳以上で、職場等において検診を受ける機会のない女性

イ 実施方法

- ・期間 6 月 1 日から 12 月 10 日、市内 15 医療機関で実施
- ・費用 2,000 円（税込み）

- ・超音波検査を実施

③周知方法

ア 個人通知

市内在住の 30 歳以上の女性で、下記に該当するかた

- ・ 30・40・45・50・55・60・70 歳のかた
- ・平成 25 年度に市の健診(検診)を受診したかた
- ・市の特定健診(健康診査)の対象になるかた
- ・40 歳以上の生活保護受給者のかた
- ・働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業対象者のかた

イ 「こうほう佐倉」、ホームページに掲載し周知啓発を実施。

ウ 地区回覧で周知啓発を実施。

エ 母子保健事業案内文にリーフレットを同封し周知啓発を実施。

オ 「がん検診推進事業」利用後、未受診となっている者へ個別通知を実施。

《実 績》

① 過去 5 年間の実施状況 (無料クーポン券対象者を含む)

年度	対象者 (人)	受診者□(人)	マンモグラフィ 受診者 (再掲：人)	超音波受診者 (再掲：人)	受診率□(%)
22年度	36,095	6,055	3,247	2,808	16.8
23年度	36,095	6,290	3,440	2,850	17.4
24年度	38,267	6,146	3,087	3,059	16.1
25年度	38,267	6,311	3,032	3,279	16.5
26年度	38,267	6,962	3,632	3,330	18.2

②検診実施結果 (26 年度)

検診の種類		対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	要精検者 (人)	要精検率 (%)	精検受診 (人)	がん発見者 (人)
マンモグラフィ	集団	33,443 (※ 1)	3,002	10.9	145	4.8	140	11
	個別		630		60	9.5	54	2
	合計	33,443 (※ 1)	3,632	10.9	205	5.6	194	13
超音波	集団	38,267(※ 2)	484	8.7	8	1.7	8	0
	個別		2,846		89	3.1	86	6
	合計	38,267(※ 2)	3,330	8.7	97	2.9	94	6
合計		38,267(※ 3)	6,962	18.2	302	4.3	288	19

(※ 1 マンモグラフィの対象者は 40 歳以上

(※ 2 超音波の対象者は 30 歳以上

(※ 3 乳がん検診全体の対象者 30 歳以上

③年齢別検診実施結果及び精密検査受診状況（マンモグラフィ及び超音波：26年度）

性別	年代 歳	対象者数 人	受診者数 人 %		検診結果				精密検査受診状況			
					異常認めず		要精密検査		精検受診	未受診	未把握	がん
					人	%	人	%	人	人	人	人
女性	30～34	2,087	413	19.8	401	97.1	12	2.9	12	0	0	0
	35～39	2,737	521	19.0	506	97.1	15	2.9	14	0	1	0
	40～44	2,231	987	44.2	914	92.6	73	7.4	70	0	3	2
	45～49	1,900	605	31.8	557	92.1	48	7.9	44	0	4	2
	50～54	2,084	582	27.9	560	96.2	22	3.8	21	0	1	3
	55～59	3,444	681	19.8	650	95.4	31	4.6	27	0	4	1
	60～64	5,457	845	15.5	806	95.4	39	4.6	38	0	1	4
	65～69	5,551	895	16.1	870	97.2	25	2.8	25	0	0	3
	70～74	4,347	839	19.3	814	97.0	25	3.0	25	0	0	1
	75～79	3,380	407	12.0	398	97.8	9	2.2	9	0	0	3
	80歳以上	5,049	187	3.7	184	98.4	3	1.6	3	0	0	0
	小計	38,267	6,962	18.2	6,660	95.7	302	4.3	288	0	14	19
マンモグラフィ	集団	33443（※1）	3,002	10.9	2,857	95.2	145	4.8	140	0	5	11
	個別		630		570	90.5	60	9.5	54	0	6	2
超音波	集団	38267（※2）	484	8.7	476	98.3	8	1.7	8	0	0	0
	個別		2,846		2,757	96.9	89	3.1	86	0	3	6
合計		38267（※3）	6,962	18.2	6,660	95.7	302	4.3	288	0	14	19

※未受診：要精密検査者が精検機関に行かなかったことが判明しているもの

※未把握：精検受診の有無がわからないもの。及び、受診しても精検結果が正確にわからないもの。

（※1 マンモグラフィの対象者は40歳以上

（※2 超音波の対象者は30歳以上

（※3 乳がん検診全体の対象者 30歳以上

② 検診種類別検診実施結果及び精密検査受診状況

＜マンモグラフィ検査：26年度＞

年代 歳	対象者数 人	受診者数 人 %		検診結果				精密検査受診状況			
				異常認めず		要精密検査		精検受診	未受診	未把握	がん
				人	%	人	%	人	人	人	人
40～44	2,231	759	34.0	700	92.2	59	7.8	57	0	2	1
45～49	1,900	468	24.6	425	90.8	43	9.2	40	0	3	2
50～54	2,084	449	21.5	431	96.0	18	4.0	17	0	1	3
55～59	3,444	528	15.3	506	95.8	22	4.2	18	0	4	0
60～64	5,457	560	10.3	527	94.1	33	5.9	32	0	1	4
65～69	5,551	468	8.4	452	96.6	16	3.4	16	0	0	3
70～74	4,347	304	7.0	292	96.1	12	3.9	12	0	0	0
75～79	3,380	82	2.4	80	97.6	2	2.4	2	0	0	0
80歳以上	5,049	14	0.3	14	100.0	0	0.0	0	0	0	0
小計	33,443	3,632	10.9	3,427	94.4	205	5.6	194	0	11	13
集団 個別	33,443	3,002	8.9	2,857	95.2	145	4.8	140	0	5	11
		630		570	90.5	60	9.5	54	0	6	2
合計	33,443	3,632	10.9	3,427	94.4	205	5.6	194	0	11	13

※「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」（平成20年3月31日付け健発第0331058

号厚生労働省健康局長通知)において、マンモグラフィ検診は「40歳以上」を対象としている。

<超音波検査：26年度>

年代	対象者数 人	受診者数		検診結果				精密検査受診状況			
				異常認めず		要精密検査		精検受診 人	未受診 人	未把握 人	がん 人
		人	%	人	%	人	%				
30～34	2,087	413	19.8	401	97.1	12	2.9	12	0	0	0
35～39	2,737	521	19.0	506	97.1	15	2.9	14	0	1	0
40～44	2,231	228	10.2	214	93.9	14	6.1	13	0	1	1
45～49	1,900	137	7.2	132	96.4	5	3.6	4	0	1	0
50～54	2,084	133	6.4	129	97.0	4	3.0	4	0	0	0
55～59	3,444	153	4.4	144	94.1	9	5.9	9	0	0	1
60～64	5,457	285	5.2	279	97.9	6	2.1	6	0	0	0
65～69	5,551	427	7.7	418	97.9	9	2.1	9	0	0	0
70～74	4,347	535	12.3	522	97.6	13	2.4	13	0	0	1
75～79	3,380	325	9.6	318	97.8	7	2.2	7	0	0	3
80歳以上	5,049	173	3.4	170	98.3	3	1.7	3	0	0	0
小計	38,267	3,330	8.7	3,233	97.1	97	2.9	94	0	3	6
集団	38,267	484	8.7	476	98.3	8	1.7	8	0	0	0
個別		2,846		2,757	96.9	89	3.1	86	0	3	6
合計	38,267	3,330	8.7	3,233	97.1	97	2.9	94	0	3	6

《考 察》

「健康さくら21」のがん検診は、50%を目標としているが、18.2%（昨年度比 1.7%増加）と目標値に達していない。

平成26年度については、国の「がん検診推進事業」を利用してから、一度も検診を受けていない対象者に対し、個別通知を行い、受診勧奨を実施した。今後はさらなる未受診者の掘りおこしと、未受診者の未受診理由に応じた啓発を行うことが必要である。

また、様々な場面での健診PRと合わせ、がんに関する知識の普及、健診を受けることのメリットについて、媒体、対象と時期を絞り、啓発を図っていく必要があると考えられる。

乳がん検診の事業評価として、マンモグラフィ検査の事業評価指標は目標値に達している。超音波検査についての事業評価指標はないが、要精検率 4.4%（40歳以上 5.6%）、がん発見率 0.24%（40歳以上 0.35%）、陽性反応的中率 5.6%（40歳以上 6.3%）であった。

次年度も個別通知による精密検査の受診勧奨と共に、受診状況の確認を行い、未把握者の減少に努めていく。

働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業

国の経済危機対策における未来への投資に繋がる子育て支援の一環として、平成 21 年度補正予算に「女性特有のがん検診推進事業」が創設された。

平成 22 年度からはがん対策推進事業の一環として、女性特有のがん検診推進事業が新規事業として位置づけられ、平成 23 年度に大腸がん検診が追加され「がん検診推進事業」となった。

平成 26 年度は平成 22 年度から始まった「がん検診推進事業」の乳がん・子宮頸がん検診が一巡したことで、その間に制度を利用しなかった者への再勧奨を含めた「働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業」となった。

平成 26 年 2 月 7 日 厚生労働省健康局長通知「平成 25 年度がん検診推進事業実施要綱」
(平成 26 年 4 月 1 日より実施)

《目 的》

この事業は、働く世代の女性支援のためのがん検診をより一層推進するため、市町村及び特別区が実施する子宮頸がん及び乳がん検診において、特定の年齢の者に個別に受診を呼びかける受診勧奨を実施するとともに、平成 21 年度補正予算事業から実施している過去のがん検診推進事業によるクーポン券の配布を受けたものの未受診である者に検診費用が無料となるクーポン券を送付し検診の重要性の認識と受診の動機づけを醸成・向上させ、がん検診の受診促進を図るとともに、がんの早期発見と正しい健康意識の普及啓発を図り、もって健康保持及び増進を図ることを目的とする。

《内 容》

① 対象者

平成 26 年 4 月 20 日の時点での下記の年齢の女性のかた

●乳がん検診無料クーポン券配布対象者の生年月日一覧表

年 齢	生 年 月 日
40 歳	昭和 48 (1973) 年 4 月 2 日～昭和 49 (1974) 年 4 月 1 日
右の生年月日の方のうち、無料クーポン券の対象の時に利用しなかった方	昭和 43 (1968) 年 4 月 2 日～昭和 47 (1972) 年 4 月 1 日
	昭和 38 (1963) 年 4 月 2 日～昭和 42 (1967) 年 4 月 1 日
	昭和 33 (1958) 年 4 月 2 日～昭和 37 (1962) 年 4 月 1 日
	昭和 28 (1953) 年 4 月 2 日～昭和 32 (1957) 年 4 月 1 日

② 実施方法

ア 集団検診

検診事業者に委託し実施

- ・期間 12 月日～2 月日、市内 4 会場延べ 17 日間実施
- ・費用 無料
- ・マンモグラフィを実施

40 歳代 (2 方向)、50 歳以上 (1 方向) で撮影

イ 個別検診

- ・期間 6 月 1 日～2 月 28 日、市内 1 医療機関 (聖隷佐倉市民病院) で実施
- ・費用 無料

- ・マンモグラフィを実施

40 歳代（2 方向）、50 歳以上（1 方向）で撮影

③ 周知方法

ア 個人通知

受診券及びクーポン券の送付

- ・ 対象者のうち 40 歳
- ・ 対象者のうち平成 25 年度に市の健診(検診)を受診したかた
- ・ 対象者のうち市の特定健診(健康診査)の対象になるかた
- ・ 対象者のうち 40 歳以上の生活保護受給者のかた

アンケートの送付

- ・ 対象者のうち受診券及びクーポン券が送付されないかた
(検診を受けない、または今まで受けていない理由について把握する。)

はがき送付

- ・ 対象者のうち、40 歳の乳がん検診未受診者へ勸奨ハガキを送付（1 月）
- ・ 対象者のうち、50 歳の乳がん検診未受診者、かつ集団検診に申し込みをしていない方へ勸奨ハガキを送付（1 月）

イ「こうほう佐倉」、ホームページに掲載

《実 績》

① 実施状況

事業名	年度	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)
がん検診推進事業	22 年度	6,628	1,177	17.8
	23 年度	6,418	1,355	21.1
	24 年度	6,040	1,025	17.0
	25 年度	6,173	1,052	17.0
働く世代の女性支援のための がん検診推進事業	26 年度	16,802	1,617	9.6

② 検診実施結果（26 年度）

検診 方法	対象者数 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	要精検者 (人)	要精検率 (%)	精検受診者 (人)	がん発見者 (人)
集団	16,802	987	5.9	62	6.3	57	5
個別		630	3.7	60	9.5	54	2
計	16,802	1,617	9.6	122	7.5	111	7

③ 年代別受診状況及び精密検査受診状況

年代	対象者数 人	受診者数		検診結果				精密検査受診状況			
				異常認めず		要精密検査		精検受診	未受診	未把握	がん
		人	%	人	%	人	%	人	人	人	人
40歳	1,406	309	22.0	283	91.6	26	8.4	25	0	1	1
42-45歳	4,309	373	8.7	336	90.1	37	9.9	33	0	4	1
47-50歳	3,507	266	7.6	250	94.0	16	6.0	15	0	1	2
52-55歳	3,506	263	7.5	244	92.8	19	7.2	17	0	2	2
57-60歳	4,074	406	10.0	382	94.1	24	5.9	21	0	3	1
小計	16,802	1,617	9.6	1,495	92.5	122	7.5	111	0	11	7
集団	16,802	987	9.6	925	93.7	62	6.3	57	0	5	5
個別		630		570	90.5	60	9.5	54	0	6	2
合計	16,802	1,617	9.6	1,495	92.5	122	7.5	111	0	11	7

④アンケート結果

アンケート配布数 5438 人

回収数 1562 人（回収率 28.7%）

検診を受けない・受けなかった理由（複数回答）

理 由	回答数 (人)
佐倉市の健診以外に受診する機会がある	657 人
そのうち受けようと思っていた	343 人
集団検診が受けにくい	314 人
忙しい面倒だ	298 人

《考 察》

平成 25 年度で「がん検診推進事業」が終了し、今年度新たに「働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業」が実施された。過去に制度の対象者で無料クーポン券を利用しなかった人の 42.0%は市の検診以外で検診を受ける機会があったことが分かった。

（４）肺がん検診

《目 的》

肺がんの早期発見、早期治療を目的に行う。

《内 容》

①対象者

市内在住の 40 歳以上で、職場等において検診を受ける機会のないかた

②実施方法

ア 集団検診

検診業者に委託し実施

- ・ 期間 6 月 1 日～12 月 8 日、市内 18 会場、57 日間実施
- ・ 費用 300 円（税込み）
- ・ 検診車両での胸部間接撮影及び読影を実施

イ 個別検診

- ・ 期間 6 月 1 日～12 月 10 日、市内 40 医療機関
- ・ 費用 1,300 円（税込み）
- ・ 胸部直接撮影及び読影を実施

③ 周知方法

ア 個人通知

市内在住の 40 歳以上で下記に該当するかた

- ・ 40・45・50・55・60・70 歳のかた
- ・ 平成 25 年度に市の健診(検診)を受診したかた
- ・ 市の特定健診(健康診査)の対象になるかた
- ・ 40 歳以上の生活保護受給者のかた

イ 「こうほう佐倉」、ホームページに掲載し周知啓発を実施

《実 績》

①過去 5 年間の実施状況

年度	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)
22年度	46,442	15,741	33.9
23年度	46,442	16,278	35.1
24年度	52,479	16,986	32.4
25年度	52,479	17,289	32.9
26年度	52,479	18,365	35.0

②検診実施結果

対象者 (人)		受診者 (人)	受診率 (%)	要精検者 (人)	要精検率 (%)	精検受診者 (人)	がん発見者 (人)
集団検診	52,479	9,881	18.8	86	0.9	78	4
個別検診		8,484	16.2	212	2.5	170	7
計	52,479	18,365	35.0	298	1.6	248	11

③性別、年代別検診実施結果及び精密検査受診状況

性別	年代 歳	対象者数 人	受診者数		検 診 結 果				精密検査受診状況			
					異常認めず		要精密検査		受診者数		未受診者 人	がん 人
					人	%	人	%	人	%		
男性	40～44	806	237	29.4	233	98.3	4	1.7	4	100.0	0	0
	45～49	581	184	31.7	181	98.4	3	1.6	2	66.7	1	0
	50～54	588	153	26.0	153	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0
	55～59	816	199	24.4	195	98.0	4	2.0	3	75.0	1	0
	60～64	2,570	541	21.1	529	97.8	12	2.2	10	83.3	2	0
	65～69	4,216	1,479	35.1	1,458	98.6	21	1.4	19	90.5	2	1
	70～74	4,026	2,136	53.1	2,092	97.9	44	2.1	37	84.1	7	2
	75～79	2,812	1,469	52.2	1,442	98.2	27	1.8	22	81.5	5	1
	80歳以上	2,621	904	34.5	873	96.6	31	3.4	27	87.1	4	1
	小計	19,036	7,302	38.4	7,156	98.0	146	2.0	124	84.9	22	5
女性	40～44	2,231	610	27.3	609	99.8	1	0.2	1	100.0	0	0
	45～49	1,900	419	22.1	416	99.3	3	0.7	1	33.3	2	0
	50～54	2,084	444	21.3	442	99.5	2	0.5	1	50.0	1	0
	55～59	3,444	641	18.6	637	99.4	4	0.6	4	100.0	0	1
	60～64	5,457	1,357	24.9	1,347	99.3	10	0.7	7	70.0	3	1
	65～69	5,551	2,419	43.6	2,392	98.9	27	1.1	25	92.6	2	0
	70～74	4,347	2,537	58.4	2,494	98.3	43	1.7	35	81.4	8	1
	75～79	3,380	1,564	46.3	1,532	98.0	32	2.0	26	81.3	6	1
	80歳以上	5,049	1,072	21.2	1,042	97.2	30	2.8	24	80.0	6	2
	小計	33,443	11,063	33.1	10,911	98.6	152	1.4	124	81.6	28	6
男性	集団	19,036	4,107	38.4	4,057	98.8	50	1.2	45	90.0	5	2
	個別		3,195		3,099	97.0	96	3.0	79	82.3	17	3
女性	集団	33,443	5,774	33.1	5,738	99.4	36	0.6	33	91.7	3	2
	個別		5,289		5,173	97.8	116	2.2	91	78.4	25	4
合計		52,479	18,365	35.0	18,067	98.4	298	1.6	248	83.2	50	11

《考 察》

『健康さくら21』のがん検診目標は受診数の増加を国の目標値50%としている。今年度は35.0%と計画策定時より10.5%増加している。

検診別の受診者数は集団検診が減少し、個別検診の受診者が増加している。年齢別にみると男女とも40～64歳まで及び80歳以上の受診率が低い。

目標値と現在の受診数の差が大きく、達成のためには、一度も受診したことのない対象の割り出しと、個人に対し検診受診の動機付けが必要であることから、様々な場面での健診PRと合わせ、がんに関する知識の普及、検診を受ける事のメリットについて、媒体と対象と時期を絞り、啓発を図っていく必要があると考えられる。

精密検査の受診については個別通知により、受診勧奨及び状況を把握している。今後引き続き未受診者に勧奨を行い、受診につなげていくよう努める。

検診の精度としては、陽性反応的中度が個別検診3.5%、集団検診ともに5.0%（許容値1.3%以上）以上、がん発見率は全体で0.054%（許容値0.03%以上）となっており、国の示す一次検診の精度として適正と考えられる。

（５）大腸がん検診

《目 的》

大腸がんの早期発見、早期治療を目的に行う。

《内 容》

①対象者

市内在住の 40 歳以上で検診を受ける機会のないかた

②実施方法

ア 集団検診

検診業者に委託し実施

- ・期間 6 月 2 日～12 月 8 日、市内 18 会場延べ 57 日間実施
- ・費用 400 円（税込み）
- ・便潜血反応 2 日法

イ 個別検診

- ・期間 6 月 1 日～12 月 10 日、市内 46 医療機関で実施
- ・費用 1,000 円（税込み）
- ・便潜血反応 2 日法

③周知方法

ア 個人通知

市内在住の 40 歳以上で、下記に該当するかた

- ・ 40・45・50・55・60・70 歳のかた
- ・ 平成 25 年度に市の健診(検診)を受診したかた
- ・ 市の特定健診(健康診査)の対象になるかた
- ・ 40 歳以上の生活保護受給者のかた
- ・ がん検診推進事業対象者のかた

イ 「こうほう佐倉」、ホームページ、地区回覧に掲載し周知啓発を実施

《実 績》

①過去 5 年間の実施状況

年度	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)
22年度	46,442	13,542	29.2
23年度	46,442	15,375	33.1
24年度	52,479	15,302	29.2
25年度	52,479	15,760	30.0
26年度	52,479	16,846	32.1

②検診実施結果

	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	要精検者 (人)	要精検率 (%)	精検受診者 (人)	がん発見者 (人)
集団	52,479	9,051	17.2	475	5.2	415	19
個別		7,795	14.9	637	8.2	519	11
計	52,479	16,846	32.1	1,112	6.6	934	30

③性別、年代別検診実施結果及び精密検査受診状況

性別	年代	対象者数	受診者数		健診結果				精密検査受診状況			
					異常認めず		要精密検査		受診者数		未受診者	がん
	歳	人	人	%	人	%	人	%	人	%	人	人
男性	40～44	806	248	30.8	234	94.4	14	5.6	12	85.7	2	0
	45～49	581	205	35.3	197	96.1	8	3.9	5	62.5	3	0
	50～54	588	155	26.4	139	89.7	16	10.3	15	93.8	1	0
	55～59	816	223	27.3	218	97.8	5	2.2	4	80.0	1	1
	60～64	2,570	570	22.2	537	94.2	33	5.8	28	84.8	5	0
	65～69	4,216	1,238	29.4	1,161	93.8	77	6.2	67	87.0	10	3
	70～74	4,026	1,845	45.8	1,699	92.1	146	7.9	119	81.5	27	5
	75～79	2,812	1,311	46.6	1,178	89.9	133	10.1	117	88.0	16	7
	80歳以上	2,621	744	28.4	660	88.7	84	11.3	69	82.1	15	3
	小計	19,036	6,539	34.4	6,023	92.1	516	7.9	436	84.5	80	19
女性	40～44	2,231	635	28.5	603	95.0	32	5.0	24	75.0	8	0
	45～49	1,900	493	25.9	461	93.5	32	6.5	30	93.8	2	1
	50～54	2,084	503	24.1	477	94.8	26	5.2	21	80.8	5	0
	55～59	3,444	718	20.8	690	96.1	28	3.9	26	92.9	2	0
	60～64	5,457	1,433	26.3	1,363	95.1	70	4.9	59	84.3	11	2
	65～69	5,551	2,147	38.7	2,056	95.8	91	4.2	83	91.2	8	2
	70～74	4,347	2,215	51.0	2,081	94.0	134	6.0	109	81.3	25	4
	75～79	3,380	1,343	39.7	1,253	93.3	90	6.7	77	85.6	13	2
	80歳以上	5,049	820	16.2	727	88.7	93	11.3	69	74.2	24	0
	小計	33,443	10,307	30.8	9,711	94.2	596	5.8	498	83.6	98	11
男性	集団	19,036	3,631	34.4	3,410	93.9	221	6.1	189	85.5	32	9
	個別		2,908		2,613	89.9	295	10.1	247	83.7	48	10
女性	集団	33,443	5,420	30.8	5,166	95.3	254	4.7	226	89.0	28	10
	個別		4,887		4,545	93.0	342	7.0	272	79.5	70	1
合計		52,479	16,846	32.1	15,734	93.4	1,112	6.6	934	84.0	178	30

《考 察》

『健康さくら21』のがん検診目標は受診数の増加を、国の目標値50%としている。今年度は32.1%と昨年度に比べ、2.1%増加している。65歳以上の男女でがんの発見数が多い。

受診数は増えているが、目標値と現在の受診数の差が大きく、達成のためには、一度も受診したことのない対象の割り出しと、個人に対して検診受診の動機付けが必要であることから、様々な場面での健診PRと合わせ、がんに関する知識の普及、検診を受ける事のメリットについて、媒体と対象と時期を絞り、啓発を図っていく必要がある。また、要精密検査者にも関わらず、未受診者がいる。検診受診が増えることにより、初めて検診を受診している人も増えるため、要精密検査も増加していくことは考えられる。検診受診者数を増やすとともに、要精密検査者になった場合は、必ず精密検査を受診する必要も啓発していく必要性がある。

がん検診推進事業

国の経済危機対策における未来への投資に繋がる子育て支援の一環として、平成 21 年度補正予算に「女性特有のがん検診推進事業」が創設された。

平成 22 年度からはがん対策推進事業の一環として、女性特有のがん検診推進事業が新規事業として位置づけられ、平成 23 年度に大腸がん検診が追加され「がん検診推進事業」となった。

平成 23 年 3 月 29 日 厚生労働省健康局長通知「平成 23 年度がん検診推進事業実施要綱」

(平成 23 年 4 月 1 日より実施)

《目 的》

この事業は、市町村及び特別区が実施するがん検診において、特定の年齢に達した方に対して、子宮頸がん、乳がん及び大腸がんに関する検診手帳及び検診費用が無料となるがん検診無料クーポン券を送付し、がん検診の受診促進を図るとともに、がんの早期発見と正しい健康意識の普及啓発を図り、もって健康保持及び増進を図ることを目的とする。

《内 容》

① 対象者

平成 26 年 4 月 20 日の時点での下記の年齢の男性及び女性のかた

●大腸がん検診無料クーポン券配布対象者の生年月日一覧表

年 齢	生 年 月 日
40歳	昭和48（1973）年4月2日～昭和49（1974）年4月1日
45歳	昭和43（1968）年4月2日～昭和44（1969）年4月1日
50歳	昭和38（1963）年4月2日～昭和39（1964）年4月1日
55歳	昭和33（1958）年4月2日～昭和34（1959）年4月1日
60歳	昭和28（1953）年4月2日～昭和29（1954）年4月1日

② 実施方法

ア 集団検診

検診業者に委託し実施

- ・期間 6月2日～12月8日、市内18会場延べ57日間実施
- ・費用 無料
- ・便潜血反応2日法

イ 個別検診

- ・期間 6月1日～12月10日、市内46医療機関で実施
- ・費用 無料
- ・便潜血反応2日法

③周知方法

ア 個人通知

対象者全員に個人通知

イ 「こうほう佐倉」、ホームページに掲載

ウ 再勧奨（個別通知）

11月に未受診者へ実施

《実 績》

① 検診実施結果

	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	要精検者 (人)	要精検率 (%)	精検受診者 (人)	がん発見者 (人)
集団	12,241	941	7.7	43	4.6	37	2
個別		571	4.7	43	7.5	35	0
計	12,241	1,512	12.4	86	5.7	72	2

② 性別、年代別検診実施結果及び精密検査受診状況

性別	年代	対象者数	受診者数		健診結果				精密検査受診状況			
					異常認めず		要精密検査		受診者数		未受診者	がん
	歳	人	人	%	人	%	人	%	人	%	人	人
男性	40	1,397	94	6.7	89	94.7	5	5.3	4	80.0	1	0
	45	1,364	81	5.9	78	96.3	3	3.7	2	66.7	1	0
	50	1,059	45	4.2	38	84.4	7	15.6	6	85.7	1	0
	55	1,036	71	6.9	70	98.6	1	1.4	1	100.0	0	0
	60	1,231	160	13.0	152	95.0	8	5.0	6	75.0	2	0
	小計	6,087	451	7.4	427	94.7	24	5.3	19	79.2	5	0
女性	40	1,412	221	15.7	205	92.8	16	7.2	12	75.0	4	0
	45	1,245	166	13.3	156	94.0	10	6.0	9	90.0	1	1
	50	1,055	153	14.5	144	94.1	9	5.9	9	100.0	0	0
	55	1,077	172	16.0	168	97.7	4	2.3	4	100.0	0	0
	60	1,365	349	25.6	326	93.4	23	6.6	19	82.6	4	1
	小計	6,154	1,061	17.2	999	94.2	62	5.8	53	85.5	9	2
男性	集団	6,087	284	7.4	275	96.8	9	3.2	7	77.8	2	0
	個別		167		152	91.0	15	9.0	12	80.0	3	0
女性	集団	6,154	657	17.2	623	94.8	34	5.2	30	88.2	4	2
	個別		404		376	93.1	28	6.9	23	82.1	5	0
合計		12,241	1,512	12.4	1,426	94.3	86	5.7	72	83.7	14	2

《考 察》

がん検診は異常がなくても継続して受診することが大切である。無料クーポン券受診者には、今回だけの受診とせず、継続受診の重要性を伝えていく。

6. 訪問指導

根拠法令等	健康増進法第17条第1項
健康さくら21（第2次） 目標値	(市の現状) → (目標) ・糖尿病治療継続者の割合 71.4% → 75.0%

《目 的》

療養上の保健指導が必要であると認められる者又はその家族等に対して、保健師等が訪問し、その健康に関する問題を総合的に把握し、必要な指導又は支援を行い、これらの者の心身機能の低下を防止するとともに、健康の保持増進を図ることを目的とする。

《内 容》

対象者：健康管理上指導が必要と認められる佐倉市に住所を有する40歳から64歳までの者

内容：①生活習慣病の予防等に関すること。

②家庭における療養方法に関すること。

③介護を要する状態になることの予防に関すること。

④家庭における機能訓練方法、住宅改造及び福祉用具の使用に関すること。

⑤家族介護を担う者の健康管理に関すること。

⑥関係諸制度の活用方法等に関すること。

⑦認知症に関する正しい知識、緊急の場合の相談先等に関すること。

⑧その他健康管理上必要と認められること。

なお、医療保険による訪問看護、訪問機能訓練を受けている者、又は介護保険法による要介護・要支援者に対して訪問指導を実施する場合は、訪問看護、訪問機能訓練と重複する内容は行わないものとする。

訪問担当者：保健師、栄養士、歯科衛生士

《実 績》

①訪問指導の内訳と実延数

内 訳	実人数	延人数	延人数 内訳			
			20 歳代	30 歳代	40～64 歳	65 歳以上
生活習慣病	25	30	0	0	15	15
がん至急精密検査勧奨	9	9	0	1	5	3
難病	0	0	0	0	0	0
精神疾患	3	5	0	1	4	0
歯科	8	8	0	0	2	6
その他	1	1	0	0	0	1
計	46	53	0	2	26	25

②年度別訪問指導実績

年 度	実人数	延人数
22年度	29	30
23年度	28	38
24年度	40	54
25年度	40	48
26年度	46	53

《考 察》

訪問指導を行った者のうち、7割は特定健康診査及びがん検診の結果、至急受診が必要な者を対象とした、受診勧奨、重症化予防を目的とした保健指導であった。そのうち特定健診でパニックデータ値となった者については、初回、訪問での指導を行うほか、半年後、電話や訪問にてその後の状況を確認し、評価まで行うこととしている。ケースにより状況は異なるものの、どのケースも半年後、継続した受診が行えており、ほとんどのケースでデータの改善や行動変容が見られている。重症化予防において、健診直後に行う受診勧奨の訪問は有効な手段と思われる。

その他、40歳～64歳の市民を対象とした訪問指導で、継続した支援を必要とする者には、精神疾患による者がある。長年本人、家族が問題を抱えているケースも多く、数回の訪問指導では解決しない場合が多く、関係機関と連携することで必要な支援につなげている。

7. 特定健康診査（健康診査）・特定保健指導

(1) 特定健康診査（健康診査）

根拠法令等	高齢者の医療の確保に関する法律(特定健康診査（健康診査）） 健康増進法第19条の2(健康診査)
健康さくら21（第2次） 目標値	(市の現状) → (目標) ・ 特定健康診査の実施の割合 29.0% → 60.0% ・ 特定保健指導の実施の割合 36.0% → 60.0%

《目 的》

平成20年4月から、「高齢者の医療の確保に関する法律」により医療保険者（国民健康保険、協会けんぽ、共済組合等）に、40～74歳の被保険者・被扶養者を対象とした健康診査（特定健康診査）と保健指導（特定保健指導）の実施が義務付けられ、これまでの健康診査の目的である個々の病気の早期発見・早期治療から、メタボリックシンドロームに着目した健康診査となった。生活習慣病は、内臓脂肪の蓄積が原因となることが多いことから、メタボリックシンドロームに該当する方とその予備群の方について、運動や食生活等の生活習慣を見直すサポートを行うことにより、生活習慣病の予防につなげることを目的としている。

《内 容》

①対象者

- ア 特定健康診査：40～74歳の佐倉市国民健康保険被保険者
- イ 健康診査：佐倉市の後期高齢者医療被保険者

②実施方法（平成26年度）

- ア 集団健診（6月1日～12月8日、市内18会場延べ57日間）
集団健診事業者に委託し、胃がん検診・大腸がん検診・胸部レントゲン検診と併せて実施
- イ 個別健診（6月1日～12月10日、市内42協力医療機関）

③周知方法

- ア 個人通知 佐倉市検診受診券および案内文等送付
特定健康診査：平成26年4月1日現在で、40～74歳（年齢の基準日は平成27年3月31日）の佐倉市国民健康保険被保険者
健康診査：前年度に市の各種健（検）診を受診している佐倉市の後期高齢者医療被保険者
- イ 「こうほう佐倉」、ホームページ等に掲載、健康保険証更新時に案内文を同封、市内協力医療機関、市役所、出張所、公共交通機関等にポスターを掲示、地区回覧等により周知啓発を実施

④健診項目

- ア 基本的な健診の項目（全ての対象者が受診する項目）
既往歴の調査・自覚症状及び他覚症状の有無の検査・身長、体重及び腹囲の測定・
BMIの測定・血圧の測定・肝機能検査・血中脂質検査・血糖検査・腎機能検査・尿検査
- イ 詳細な健診の項目（医師の判断により受診する項目）
心電図検査・眼底検査
前年度の健診受診結果より1～4のすべてに該当し、かつ健診診察医師が必要と判断した者
 1. 血糖 空腹時血糖 100mg/dl以上またはHbA1c 5.6%以上
 2. 脂質 中性脂肪 150mg/dl以上またはHDLコレステロール 40mg/dl未満
 3. 血圧 最高(収縮期)血圧 130mmHg以上、最低(拡張期)血圧 85mmHg以上
 4. 腹囲 男性85cm以上、女性90cm以上 またはBMI(男女) 25kg/m²以上
 貧血検査
既往歴、自覚症状により健診診察医師が必要と判断した者

⑤受診者の費用負担

集団健診1,000円、個別健診2,000円。70歳以上と後期高齢者医療被保険者及び市民税非課税世帯は無料

《実 績》

①健康診査等実施計画における目標と実績の推移

	第一期					第二期				
	20年度 (法定)	21年度 (法定)	22年度 (法定)	23年度 (法定)	24年度 (法定)	25年度 (法定)	26年度 (概算)	27年度	28年度	29年度
特定健康診査 目標受診率	30%	40%	50%	60%	65%	35%	40%	45%	50%	60%
実績値	31.3%	28.2%	29.0%	29.4%	31.1%	31.6%	31.9%	—	—	—
特定保健指導 目標実施率	45%	45%	45%	45%	45%	40%	45%	50%	55%	60%
実績値	31.7%	37.9%	36.0%	34.1%	29.6%	26.5%	—	—	—	—

※目標受診率及び目標実施率は、実施計画（５年間）で設定

②特定健康診査（国民健康保険）健診方法別受診状況推移

年度	対象者数（人）	健診方法	受診者数（人）	受診率（％）	健診方法割合（％）
22年度 (法定報告値)	32,323	集団健診	6,553	20.3	70.0
		個別健診	2,543	7.9	27.2
		人間ドック等	264	0.8	2.8
		合計	9,360	29.0	100.0
23年度 (法定報告値)	33,455	集団健診	6,627	19.8	67.4
		個別健診	2,831	8.5	28.8
		人間ドック等	380	1.1	3.9
		合計	9,838	29.4	100.0
24年度 (法定報告値)	34,174	集団健診	6,480	19.0	61.0
		個別健診	3,209	9.4	30.2
		人間ドック等	933	2.7	8.8
		合計	10,622	31.1	100.0
25年度 (法定報告値)	34,547	集団健診	6,326	18.3	57.9
		個別健診	3,405	9.9	31.2
		人間ドック等	1,186	3.4	10.9
		合計	10,917	31.6	100.0
26年度 (概算数値)	37,875	集団健診	6,814	18.0	56.3
		個別健診	3,968	10.5	32.8
		人間ドック等	1,311	3.5	10.8
		合計	12,093	31.9	100.0

※平成26年度 佐倉市国民健康保険人間ドック助成利用者（40～74歳） 1,145人

③健康診査（後期高齢者医療）健診方法別受診状況推移

年度	対象者数（人）	健診方法	受診者数（人）	受診率（％）	健診方法割合（％）
22年度	14,375	集団健診	852	5.9	37.4
		個別健診	1,428	9.9	62.6
		合計	2,280	15.9	100.0
23年度	14,708	集団健診	917	6.2	33.5
		個別健診	1,817	12.4	66.5
		合計	2,734	18.6	100.0
24年度	15,546	集団健診	1,007	6.5	31.5
		個別健診	2,194	14.1	68.5
		合計	3,201	20.6	100.0
25年度	15,910	集団健診	1,068	6.7	29.6
		個別健診	2,541	16.0	70.4
		合計	3,609	22.7	100.0
26年度	16,784	集団健診	1,170	7.0	28.6
		個別健診	2,924	17.4	71.4
		合計	4,094	24.4	100.0

④平成26年度未受診者勧奨

1. 対象者

特定健康診査の未受診者勧奨は、平成21～23年度の3年間で全年齢、平成24年度は、40～74歳で一度も未受診勧奨をしていない方、平成25年度は、60～69歳で特定健康診査を一度も受診していない方を対象として実施

平成26年度は、若い年代である40・50歳で特定健康診査を一度も受診していない方（4,356人）と退職などで新たに国民健康保険に4月1日以降に加入した60歳以上の方（1,103人）を対象として実施

2. 勧奨方法

ハガキによる個別通知を実施

3. 勧奨結果

対象者5,459人のうち特定健康診査の受診者は314人（未受診勧奨者全体の5.1%）

《考 察》

『佐倉市国民健康保険第二期特定健康診査等実施計画』（平成25～29年度 5か年計画）で平成29年度までに国の目標値の受診率60%を目指し、市の目標値を設定している。

平成20年度の開始年度から、集団健診での胃がん・大腸がん・胸部レントゲン検診との同日実施、土日の健診実施や、健診会場を小学校等の身近な場所を含め複数会場で行うなど、受診機会の確保に努め、受診率の向上への取り組みをしているが、健診受診率は、30%台の横這いの推移となっている。

平成26年度の実施結果（概算実績）は、31.9%で、前年度の31.6%から0.3%の上昇を見込んでいる。

特定健康診査未受診の方の中には、人間ドック等の利用者も多く健診結果の提供の周知及び回収方法が課題となっていた。平成24年度から、20歳以上の国民健康保険加入者に対して「人間ドック助成事業」を開始したことにより、人間ドック助成者を含む職場健診等の情報提供者の占める割合が、人間ドック助成事業開始前3.9%から10.8%と3倍近く増え、受診率の積み上げとなっている。

受診率の向上に向けて、住民への周知・啓発を引き続き行うとともに、医療機関に通院中の方へのアプローチや医師会等との連携について検討をしていく必要がある。

(2) 特定保健指導(保健指導)

根拠法令等	高齢者の医療の確保に関する法律(特定保健指導) 健康増進法第19条の2(保健指導)
健康さくら21(第2次) 目標値	(市の現状) → (目標) ・ 特定保健指導の実施の割合 36% → 60%

《目 的》

特定保健指導は、内臓脂肪型肥満に着目し、その要因となっている生活習慣を改善するための保健指導を行うことにより、対象者が自らの生活習慣における課題を認識して行動変容と自己管理を行うとともに、健康的な生活を維持することができるようになることを通じて、糖尿病等の生活習慣病を予防することを目的とする。
(厚生労働省「特定健康診査基本指針」から引用)

《内 容》

①保健指導対象者

特定健康診査(健康診査)の結果、腹囲が85cm以上である男性又は腹囲が90cm以上である女性、腹囲が85cm未満である男性又は腹囲が90cm未満である女性であってBMIが25以上の者のうち、次の(1)～(3)いずれかに該当する者(高血圧症、脂質異常症又は糖尿病の治療に係る薬剤を服用している者を除く)とする。

- (1) 血圧 収縮期130mmHg以上又は拡張期85mmHg以上
- (2) 脂質 中性脂肪150mg/dl以上又はHDLコレステロール40mg/dl未満
- (3) 血糖 空腹時血糖値が100mg/dl以上又はHbA1c(NGSP)が5.6%以上

内臓脂肪の程度と保有するリスクの数に着目し、リスクの高さや年齢に応じ、レベル別(動機付け支援・積極的支援)に保健指導を行う対象者を選定(階層化)する。図1

図1. 特定保健指導の対象者(階層化)

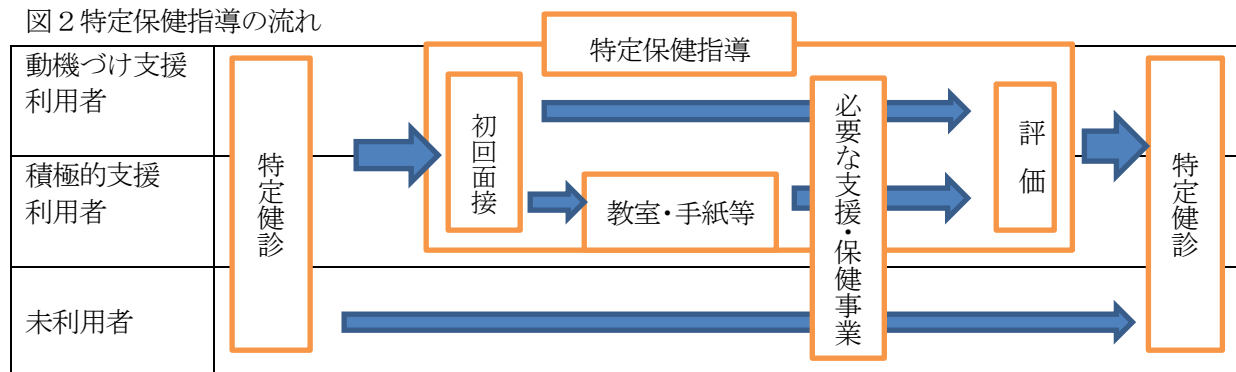
腹囲	追加リスク	喫煙歴	対象	
	①血圧 ②脂質 ③血糖		40～64歳	65～74歳
男性 85cm以上 女性 90cm以上	2つ以上該当	／	積極的支援	動機付け支援
	1つ該当	あり		
		なし		
上記以外でBMI 25以上	3つ該当	／	積極的支援	動機付け支援
	2つ該当	あり		
		なし		
	1つ該当	／		

(注) 喫煙歴の斜線欄は、階層化の判定が喫煙歴の有無に関係ないことを意味する。

②特定保健指導の流れ

流れは、図2のとおり、初回面接を対象者に実施した後、積極的支援は手紙や電話の個別支援、教室参加と手紙や電話などによるグループ支援など3カ月以上の支援と6か月後の評価、動機づけ支援は、初回面接と6か月後の評価を実施した。

図2 特定保健指導の流れ



③初回面接

・対象者

国民健康保険加入者で特定健診の結果、特定保健指導(動機づけ支援・積極的支援)の対象となった者及び生活保護者で健診結果、保健指導(動機づけ支援・積極的支援)の対象となった者

・支援形態・回数

グループ支援型 25回 個別支援型 27回 (本人希望日による個別2回含む)

・方 法

健診結果の返却、及び説明を行った後、自らの生活習慣についてチェックシートを用いて振り返り、今後の行動目標・計画を設定する。

・周知方法

対象者に個別通知及び電話勧奨

④積極的支援の継続的な支援

・対象者

国民健康保険加入者で特定健診の結果、特定保健指導(積極的支援)の対象となった者及び生活保護者で健診結果、保健指導(積極的支援)の対象となった者

・方 法

ア) スリムアップサポート 教室併用型

メタボリックシンドローム予防のための「知って得する調理法講習会」2課・5コース及び「運動習慣づくり教室」2課・6コースを併用し、参加者の状況に合わせて、グループ支援、個別支援、電話支援を組み合わせ、支援A(積極的関与タイプ)の方法で160ポイント以上、支援B(励ましタイプ)の方法で20ポイント以上、合計で180ポイント以上又は支援A(積極的関与タイプ)のみの方法で180ポイント以上の支援を実施し、継続支援が終了できるようにする。

イ) スリムアップサポート 個別面接型

参加者の状況に合わせて、個別支援と電話支援を組み合わせ、積極的支援Aの方法で160ポイント以上、支援Bの方法で20ポイント以上、合計で180ポイント以上又は支援A(積極的関与タイプ)のみの方法で180ポイント以上の支援を実施し、継続支援が終了できるようにする。

ウ) スリムアップサポート 通信型

参加者の状況に合わせて、手紙支援と電話支援を組み合わせ、積極的支援Aの方法で160ポイント以上、支援Bの方法で20ポイント以上、合計で180ポイント以上又は支援A(積極的関与タイプ)のみの方法で180ポイント以上の支援を実施し、継続支援が終了できるようにする。

・周知方法

健康アドバイス会に参加した者には、その場で勧奨。また、健康アドバイス会に参加しなかった

者は個別通知。

⑤終了時評価

・対象者

初回面接の参加者

・方 法

初回面接の参加者には、「6か月経過後の健康さくら宣言書振り返りシート」を送付し、参加者が自ら振り返り、返送してもらう。それについて保健師または管理栄養士による評価（設定された行動目標が達成されているかどうか及び身体状況、生活習慣の変化が見られたかどうか等）を行い、「健康さくら宣言書振り返りシートに関するアドバイス票」を作成し送付する。

《実 績》

① 特定健診・特定保健指導受診率の推移 【法定報告】

項目 \ 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
特定健康診査 対象者数 (人)	32,323	33,455	34,174	34,547	(37,875)
受診者数 (人)	9,360	9,838	10,622	10,917	(12,093)
受診率 (%)	29.0	29.4	31.1	31.6	(31.9)
特定保健指導 対象者数 (人)	1,200	1,227	1,390	1,270	(1,313)
終了者数 (人)	432	419	411	337	－
実施率 (%)	36.0	34.1	29.6	26.5	－

動機づけ支援 対象者数 (人)	986	976	1,112	1,049	(1,082)
利用者数 (人)	418	415	406	306	(296)
終了者数 (人)	418	411	394	306	－
実施率 (%)	42.4	42.1	35.4	29.2	－
積極的支援 対象者数 (人)	214	251	278	221	(231)
利用者数 (人)	53	73	69	44	(38)
終了者数 (人)	14	8	17	31	－
実施率 (%)	6.5	3.2	6.1	14.0	－

※特定保健指導は、動機づけ支援・積極的支援のいずれの場合でも、初回面接から6か月経過後に、行動変容の状況等の終了時評価を実施し完了となることから、平成26年度の終了時評価が完了できるのは、平成27年9月末となる。このため、26年度の実績は特定健康診査(集団・個別)の概算数を掲載しているので、26年11月1日の法定報告後、法定報告数に変更する。

※法定報告は、厚生労働省の規定により、保険者が支払基金に対して毎年度、当該年度の末日における特定健康診査等の実施状況に関する結果として、厚生労働大臣が定める事項を報告するもの。

《考 察》

若い世代や働いている方の参加を見込み、土曜日開催の健康アドバイス会を各センターで計3回実施した。実際には通常（平日開催）の健康アドバイス会の参加傾向とほとんど変わらず、特定保健指導実施率アップにはつながらなかった。（3回で64歳以下の方の参加が4人、65歳から74歳までの方の参加が13人であった。）利用状況を見ながら開催日時の検討が必要と考えられる。

積極的支援対象者で、初回指導以降の支援が継続できず終了できなかった者が例年見られていたため、リーフレットを活用し初回指導参加者を確実に継続支援につなげ、実施率向上を目指した。また、6か月後の評価を確実にを行うために、昨年度に引き続き今年度もテキストにPR用のシールを添付し、評価アンケートの返送を促した。

今後も、特定保健指導の実施率をあげられるよう、事業の実施方法等見直しを行っていく。

8. こころの健康づくり

根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第46条(正しい知識の普及) 自殺対策基本法、自殺総合対策大綱
健康さくら21(第2次) 目標値	(市の現状)→(目標) ・気分障害・不安障害に相当する心理的苦痛を感じている人の割合 成人 新設の指標→9.4% ・ストレスを解消できている人の割合 成人 50.6%→60.0% 中・高校生 49.1%→60.0% ・睡眠による休養が十分とれていない人の割合 成人 21.1%→15.0% ・一生のうちにうつ病になる頻度を知っている人の割合 成人 57.2%→100% ・自殺者の減少(人口10万人当たり) 26.11人→19.52人

(1) 精神科医によるこころの健康相談

《目的》

市民に対し、こころの健康に対する関心や正しい知識の普及・啓発を行い、こころの問題や病気で悩みを抱えた本人や家族が、身近な場所で専門医に相談することにより、適切に対処できることを目的とする。

《内容》

- ①対象者 「眠れない」「イライラする」「気分の落ち込み」「産後うつ」「育児ノイローゼ」「自殺について考えてしまう」など、こころの悩みや不安がある者
- ②方法 健康管理センター、西部保健センター、南部保健センターを会場に、精神科医師による個別相談を実施する。
- ③内容 年6回、予約制、定員は1回4人、相談時間は1人あたり30分以内
電話予約時に保健師による事前問診をとる。相談には保健師が同席し、利用できる制度の紹介など必要に応じて継続支援を実施する。
- ④周知方法 広報、ホームページに掲載、チラシの配布、民生・児童委員協議会での周知

《実績》

①会場別実績

会場 年度	健康管理センター		西部保健センター		南部保健センター		シニアセンター佐倉		合計	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
平成23年度	2	8	2	5	1	3	1	4	6	20
平成24年度	2	5	2	7	2	8	—	—	6	20
平成25年度	2	4	2	6	2	4	—	—	6	14
平成26年度	2	5	2	6	2	5	—	—	6	16

②相談対象者の年齢

内訳	20歳未満	20～39歳	40～64歳	65歳以上
人数	0	8	3	5

③相談対象者・来所者の内訳

内訳	相談対象者		内訳	当日の来所者			
	男	女		本人	(別掲) 家族同席	家族	(別掲) 家族同席
人数	5	11	人数	7	1	11	0

④主な相談内容（複数選択あり）

内訳	健康問題		家族問題	経済・生活問題	勤労問題	その他
		(再掲) 治療中の精神疾患の相談				
人数	14	3	6	2	0	3

⑤継続支援の有無

	有	無
人数	12	4

《考 察》

利用者数は前年度に比べて増加しており、相談対象者は女性が多い。当日の相談者は約 6 割が家族、4 割が本人である。相談内容は健康問題が最も多く、そのうち約 2 割が精神疾患の治療をしている。次いで家族問題の相談が多く、精神疾患を抱える家族への対応方法、受診勧奨方法や、子どもの引きこもりや自立に悩み、親が子どもへの対応方法を相談する者も多い。家族は問題解決のための方法を知るだけでなく、悩みを抱える辛さを吐露することができ家族支援になっている。

25 年度から相談後の継続支援を実施しており、今年度は 16 件中 12 件 (75%) が継続支援となった。状況の好転や他機関へ繋がると継続支援 1 回で終了となるケースが多いが、受診や社会復帰に向けて継続して支援している者もいる。「受診には抵抗があったが、相談の段階を踏んだことでやはり受診が必要だとわかった。」と行動変容に影響をもたらした声もあり評価できる。今後も必要と判断した場合は継続支援を行い、悩みの解決に寄り添っていく必要がある。相談内容連絡票の導入により、相談者を受診につなげやすくなり、今後も必要と思われる相談者に対し活用していきたい。

(2) カウンセラーによるこころの健康相談

《目 的》

市民に対し、こころの健康に対する関心や正しい知識の普及・啓発を行い、こころの問題や病気で悩みを抱えた本人や家族が、身近な場所で専門医に相談することにより、適切に対処できることを目的とする。

《内 容》

- ①対 象 者 職場や家庭での人間関係やストレスのコントロール方法、大切な人を自死で亡くし落ち込んでいる等のこころの悩みや不安がある者
- ②方 法 健康管理センター、西部保健センター、南部保健センターを会場に、臨床心理士による個別相談を実施する。
- ③内 容 年 6 回、予約制、定員は 1 回 4 人、相談時間は 1 人あたり 30 分以内
電話予約時に保健師による事前問診をとる。相談には保健師が同席し、利用できる制度の紹介など必要に応じて継続支援を実施する。
- ④周知方法 広報、ホームページに掲載、チラシの配布、民生・児童委員協議会での周知

《実 績》

①会場別実績

会場 年度	健康管理センター		西部保健センター		南部保健センター		合計	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
平成 24 年度	2	8	2	5	2	4	6	17
平成 25 年度	2	6	3	12	1	2	6	20
平成 26 年度	2	4	3	9	1	3	6	16

②相談対象者の年齢

内訳	20 歳未満	20～39 歳	40～64 歳	65 歳以上
人数	2	5	4	5

③相談対象者・来所者の内訳

内訳	相談対象者		内訳	当日の来所者		
	男	女		本人	(別掲) 家族同席	家族
人数	5	11	人数	12	3	5

④主な相談内容（複数選択あり）

内訳	健康問題		家族問題	経済・生活問題	勤労問題	その他
		(再掲) 治療中の精神疾患の相談				
人数	15	2	7	0	0	4

⑤継続支援の有無

内訳	有		無
		(再掲) 母子ケース	
人数	14	2	2

《考 察》

利用者数は前年度に比べて減少している。相談予約をするものの、キャンセルになるケースも顕著であった。相談対象者は女性が多い。家族からの相談が多い精神科医相談と異なり、カウンセラー相談は本人の相談が多い。相談内容は、健康問題が最も多く、次いで家族問題が多い。自身の気持ちのコントロールに関することやうつ状態にある家族への対応方法に関する相談が多い。相談後は「専門の方に話ができて良かった。」と相談に満足している者や、「できることをやってみます。」と問題解決に向け前向きに考える機会になった者もみられた。

25 年度から相談後の継続支援を実施しており、今年度は 16 件中 14 件 (87%) が継続支援となった。他機関での継続したカウンセリングを勧奨するケースも多く、その後の状況確認のための支援が主となっている。状況が好転しており継続支援 1 回で終了となるケースが多く、本人が相談に来所することでカウンセラーから直接具体的な助言を聞くことができ、対処行動がとれやすいことが考えられる。今後も引き続き、相談者の悩みが確実に解決に向かうまで継続支援の実施をしていく。また、母子ケースにおいても、母の気持ちのコントロールや児への関わり方等、母が対処行動を学ぶ機会となるため、支援方法の 1 つとして積極的に活用していきたい。

（３）千葉県地域自殺対策緊急強化基金事業

《目 的》

国からの「地域自殺対策緊急強化交付金」を財源とする「千葉県地域自殺対策緊急強化基金」を活用し、地域の実情に応じた事業を実施し、地域における自殺対策の強化を図る。

《実 績》

※参加者数は「２．健康教育」に再掲あり

事業名	こころサポーター（ゲートキーパー）養成研修
目 的	自殺のサインに気づき、見守り、必要な支援へつなぐことができるように「ゲートキーパー」の役割を担う人材を養成する。
講 師	①株式会社ありがトン代表・精神保健福祉士 澤登 和夫氏 ②、③精神科医・認定 NPO 法人世界の医療団 理事 森川すいめい氏
日 時	①平成 26 年 11 月 17 日 14～16 時 ②平成 26 年 12 月 19 日 14～16 時 ③平成 27 年 2 月 6 日 14～16 時
対象/参加者数 /会場	①市民・市内在勤者 / 54 人 / 健康管理センター ②ケアマネージャー / 28 人 / 健康管理センター ③市役所職員 / 43 人 / 市役所 1 号館 6 階大会議室

《考 察》

ゲートキーパー養成研修は、対象に合わせて講師を選定したことで、参加者の満足度も高かった。今年度、初めてケアマネージャー向けに開催し、高齢者の自殺予防には身体の痛みを和らげることが重要とのことで、具体的な対処方法を伝えた講義は業務にすぐに役立つと高評価だった。今後は、講義やグループワークの内容を、講師と事前打合せをし、さらに効果的な研修にしていきたい。

市民向けのゲートキーパー養成研修では、社協ボランティアセンター主催の「傾聴ボランティア研修」を紹介した。ゲートキーパーとなった市民が活動できる場を今後も紹介する等、さらに地域で発展させていくことにつなげたい。また、次年度は若年の自殺予防対策に向け、養護教諭向けにゲートキーパー養成研修を開催する。

（４）普及啓発活動

時 期	実施内容
9 月 10 日～16 日 自殺予防週間 (9 月 1 か月間実施)	・ 予防週間ポスター、相談窓口カードを一緒に掲示（関係施設 32 か所） ・ 保健センター、市役所 1・2 号館、社会福祉センターにのぼり旗設置。 ・ 図書館 3 施設にポスター、のぼり旗設置。関連図書の展示。
9 月 26 日	・ 市民カレッジ 2 学年 88 人に対し、メンタルヘルスについて講義 (こころの健康づくりと自殺の現状、ゲートキーパーについて周知)
平成 27 年 3 月 自殺対策強化月間 (3 月 1 か月間実施)	・ 市役所 1 階ロビーに啓発コーナー設置（ポスター、パネル、リーフレットの展示）。1・2 号館、社会福祉センターにのぼり旗設置。 ・ 保健センター、図書館 3 施設に啓発コーナー設置。図書館は関連図書も展示。 ・ 強化月間ポスターと、相談窓口カードを一緒に掲示（関係施設 32 か所） ・ 広報…自殺対策強化月間の記事を掲載 ・ ホームページ…強化月間の特集記事掲載。図書館啓発やゲートキーパー養成研修の内容を掲載。

VI 市民の健康

１． 歯科保健啓発事業

根拠法令等	佐倉市歯と口腔の健康づくり推進条例		
健康さくら２１（第２次） 目標値	（市の現状）→（目標）		
	・よくかんで食べる人の割合	小中高生	新設の指標 →70.0%
		60歳台	81.3% → 90.0%
	・6024達成者の割合		53.3% → 70.0%
	・8020達成者の割合		34.1% → 50.0%
	・定期歯科健診を受けている人の割合	20歳以上	32.2% → 65.0%

（１）歯ッピーかみんぐフェア（むし歯予防大会）

主催：佐倉市・印旛郡市歯科医師会佐倉地区 後援：佐倉市教育委員会・印旛保健所

《目 的》

佐倉市民の口腔衛生知識の啓発普及、及び口腔疾患予防の推進を目的とする。

《内 容》

- ① 日 時 平成26年10月26日 10:00～16:30
- ② 場 所 ウィシュトンホテルユーカリ 4階
- ③ 対 象 市民
- ④ 周知方法 こうほう佐倉・地域新聞・St aD すたっと・北総 よみうり・オニオン新聞・各施設にポスター掲示・チラシの配布
- ⑤ その他 印旛郡市歯科医師会への委託事業

《実 績》

コーナー名	内 容	参加者数 (人)
一般歯科健診コーナー	歯科医師による歯科健診及び相談	187
口腔がん健診コーナー	東京歯科大学口腔外科学医局員による口腔がん健診	143
歯みがき指導コーナー	口腔衛生指導	107
	口臭測定	106
食育コーナー	栄養相談	8
	食育ゲーム	57
健康相談コーナー	健康相談・禁煙相談・希望者に血圧測定	12
体組成測定	体組成測定・パネル展示（生活習慣予防・ロコモ予防）	101
お口の力確認コーナー	咀嚼力判定・パタカテスト・パネル展示	158
むし歯予防ポスター展示	小学生図画・ポスター、書写、標語、川柳、作文（合計113点）	

延べ 879人

(2) よい歯のコンクール

《目 的》

歯の健康が優れている方を表彰することにより、市民が生涯にわたって自分の歯で食べられるよう、歯科疾患予防の正しい知識を普及啓発することを目的とする。

《内 容》

- ①日 時 平成 26 年 5 月 11 日 9 : 30 ~ 11 : 00
- ②場 所 健康管理センター
- ③対 象 高齢者の部 : 80 歳以上で自分の歯が 20 本以上ある方
親子の部 : 昨年度 3 歳児健診を受診した幼児と親で、親子ともにむし歯のない方
標語の部 : 市内在住、在勤、在学している方
作文の部 : 市内在住、在勤、在学している 20 歳以上の方
- ④内 容 歯科医師による審査・表彰
佐倉市第一位の高齢者及び親子は、印旛郡市のコンクールに推薦
- ⑤周知方法 こうほう佐倉、3 歳児健診会場でむし歯のない幼児の保護者にチラシ配布
保育園にポスター掲示、歯科医院からの紹介
- ⑥その他 印旛郡市歯科医師会への委託事業

《実 績》

年度	高齢者の部 (人)	親子の部 (組)	標語の部 (作品数)	作文の部 (作品数)
22	6	5	11	0
23	4	4	1	0
24	8	8	4	0
25	7	12	2	0
26	14	12	5	2

《考 察》

歯ッピーかみんぐフェアについては、平成 25 年度に引き続き、会場はウィシュトンホテルでの開催となり、多くのかたが来場された。特に、40 歳以上の成人の来場者が多く見られた。歯みがき指導のコーナーでは、歯間部清掃用具を使用しているかたも多く、歯と口の健康づくりへの意識の高さが伺えた。また、今回はアンケートを実施したため、その結果を踏まえ来場者のニーズに合った実施内容等を検討していきたい。

よい歯のコンクールについては、高齢者の部 14 名、親子の部 12 組の参加があった。高齢者の部について、より多くのかたに参加していただけるよう、次年度より参加回数を定めることとした。また、審査の待ち時間には口腔機能向上ゲームや口腔体操を行い好評であったため、今後も実施していきたい。

2. 市民公開講座

根拠法令等	健康増進法、「健康日本２１」、「健やか親子２１」
健康さくら２１（第２次） 目標値	（市の現状）→（目標）
	[休養・こころの健康づくり]
	・ ストレスを解消できている人の割合
	成人 50.6% → 60.0%
	中・高生 49.1% → 60.0%
	[生活習慣病(がん検診)]
・ がん検診の受診者の割合	子宮がん 18.3% → 50.0%
	乳がん 16.8% → 50.0%
	胃がん 27.3% → 50.0%
	肺がん 33.9% → 50.0%
	大腸がん 29.2% → 50.0%
	[妊娠・出産・周産期]
	・ 市もしくは病院のマタニティクラスを受講した人の割合
	83.6% → 増加傾向へ
	[歯の健康]
	・ 定期歯科健診を受けている人の割合
	20歳以上 32.2% → 65.0%

《目的》

健康づくりに関する意識向上と普及啓発を図るため、ポピュレーションアプローチとして専門家による市民向けの講演を実施している。

《内 容》

- | | |
|-------|--|
| ①対 象 | 市民（制限なし） |
| ②方 法 | 業務委託（印旛市郡医師会佐倉地区・印旛郡市歯科医師会佐倉地区） |
| ③内 容 | 医師並びに歯科医師等の専門家による講演会を実施した。 |
| ④周知方法 | こうほう佐倉、ポスター、チラシ、新聞折込、ホームページで啓発、併せて保健事業の中で紹介した。 |

《実績》

①医科一覽

年度	テーマ・内容	開催情報
22	正しく知ろう認知症 ～佐倉市認知症ネットワークに向けて～ 「認知症治療における支援体制」	音楽ホール 10月11日(月) 350人
23	うつ病を正しく知る 「うつ病の正しい知識—早く気づいて早く治そう！」	音楽ホール 10月2日(日) 450人
23	寝たきりを防ぐために 今注目のロコモを知ろう (1)「ロコモティブシンドロームとよく見る骨・関節疾患」 (2)「ロコモーショントレーニングの実際」	音楽ホール 2月26日(日) 600人
24	せき・たん・息切れの気になる人へ 肺の生活習慣予防：COPD 「慢性閉塞性疾患（COPD）のすべてを教えます」	音楽ホール 2月24日(日) 450人

年度	テーマ・内容	開催情報
25	こどもたちの未来を守るワクチン ～予防接種を知ろう～	音楽ホール 2月23日(日) 50人
26	ピロリ菌を除菌してきれいな胃を取り戻そう！ ～胃がん予防の時代へ～	音楽ホール 2月15日(日) 300人

②歯科一覧

年度	テーマ・内容	開催情報
22	正しく知ろう認知症 ～佐倉市認知症ネットワークに向けて～ 「噛むチカラで脳を守る」	音楽ホール 10月11日(月) 350人
23	うつ病を正しく知る 「その痛みは“うつ病”かもしれません」	音楽ホール 10月2日(日) 450人
	アンチエイジングのための「スッキリさわやか笑顔エクササイズ」 ～筋肉は何歳からでも応えてくれる～	志津コミセン 2月19日(日) 150人
24	せき・たん・息切れの気になる人へ 肺の生活習慣予防：COPD 「歯科医からのCOPDの患者さんへのアドバイス」	音楽ホール 2月24日(日) 450人
25	本当は怖い家庭の歯学 ～口は健康の源、口腔ガンを予防しよう～	志津コミセン 2月9日(日) 中止(大雪)
26	本当は怖い家庭の歯学 ～口は健康の源、口腔ガンを予防しよう～	志津コミセン 6月22日(日) 99人

《考 察》

平成26年度の市民公開講座は、ピロリ菌を除菌してきれいな胃を取り戻そう！～胃がん予防の時代へ～について、がんの予防や早期発見に関するアドバイス等の講座を行った。

前年度より多くの参加があり、がんに対する市民の関心の高さが窺がえた。今後も、多くの方が参加して頂ける内容を検討し実施する。

歯科の市民公開講座は、昨年度、大雪で開催できなかったため、口腔がんの啓発を目的として、今年度も同じ内容で開催した。

3. 食生活改善推進員事業

根拠法令等	食育基本法 第二十二條 2
健康さくら21 (第2次) 目標値	(市の現状) → (目標) ・肥満・やせの割合：20～60 歳台男性の肥満者 29.7%→28.0% 40～60 歳台女性の肥満者 18.0%→15.0% 20 歳台女性のやせの者 7.1%→5.0% 40 歳台男性の肥満者 43.6%→減少 ・主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が 1日2回以上の日がほぼ毎日の人の割合 新設の指標→80.0% ・朝食を必ず食べる人の割合 男性：20 歳台 59.4%→60%、30 歳台 57.9%→60% 女性：20 歳台 62.9%→70%、30 歳台 67.8%→70%、40 歳台 61.7%→70% ・食事を一人で食べる子どもの割合 「朝食」：小学生 32.1%→減少、中学生 53.9%→減少 「夕食」：小学生 2.3%→減少

(1) 食生活改善推進員養成講座

《目 的》

健全な食生活の普及・啓発を通じた、市民の健康づくりの自主的なボランティア活動を行う食生活改善推進員を養成することを目的に「食生活改善推進員養成講座」を開催する。

《内 容》

- ① 対象者：市民（性別問わず） ②開催時期：9月から1月 場所：健康管理センター
- ③ 周知方法：こうほう佐倉8月1日号・ポスター及びチラシの配布 ・ホームページ掲載
- ④ カリキュラム：下記のとおり

課	学習内容の一部	時 間	講 師
1	開講式・オリエンテーション 佐倉市の健康状況と健康増進計画「健康さくら21 (第2次)」 について、佐倉市の保健事業について 食事バランスガイドについて	9:30～10:10 10:10～ 11:00 11:10～11:50	保健師 栄養士
2	健康さくら21の「食に関する課題」 献立の立て方と食品の計量 食中毒予防と手洗い実習、調理実習(バランスのとれた食事)	9:30～10:00 10:10～10:50 11:00～12:50	栄養士 〃 〃
3	栄養素の働きと食品成分表の使い方 佐倉市食育推進計画について、食育DVD視聴 簡単おやつを紹介、試食	9:30～10:30 10:40～11:20 11:30～11:50	栄養士 〃 〃
4	メタボリックシンドローム予防とがん予防 身体活動と運動習慣のある生活 歯と咀嚼、お口の健康体操	9:30～10:20 10:30～11:00 11:10～11:50	保健師 〃 歯科衛生士
5	生活習慣病予防と食生活について 適正体重、必要エネルギー量の算出 調理実習(おいしい生活習慣病予防の食事)	9:30～ 10:50 11:00～12:50	栄養士 〃

課	学習内容の一部	時 間	講 師
6	佐倉市の食生活改善推進員活動について、活動 DVD 視聴 各地区の食生活改善推進員を囲んで懇談会 閉校式(修了証書授与)	9:30～10:00 10:00～11:30 11:30～11:50	栄養士 推進員

《実 績》

年度・地区別参加者と修了者

(単位：人)

	佐倉	臼井	志津	根郷	和田	弥富	千代田	合計	修了者数	修了率%
平成 22 年	1	5	4	1	0	0	0	11	10	91
平成 23 年	2	4	6	2	0	0	2	16	16	100
平成 24 年	2	2	10	2	0	1	4	21	21	100
平成 25 年	3	9	7	2	0	1	1	23	23	100
平成 26 年	0	4	4	2	0	0	0	10	9	90

(2) 食生活改善推進員研修

《目 的》

食生活改善推進員が、地域で食生活の改善や健康づくり等の地区活動を展開していく上で必要な知識・技術に関する研修を行い、推進員の資質の向上を図る。

《内 容》

① 対象者：食生活改善推進員 ②場所：健康管理センター

② 内容：年間テーマ

「健康さくら21 栄養・食生活」の目標に向かって、地域の健康づくりを進めましょう

1. 生活習慣病予防の食事を普及しよう（減塩）

2. 食育で身につけたい5つの力を普及しよう

合同研修会

・4月25日（金）（午後） 参加者 80名

委嘱状の交付式・25年度活動報告・26年度研修計画及び研修予定について

・6月19日（木）（午後） 参加者 83名

1) 26年度プロジェクト活動計画について

2) 講演「キッコーマン食育講座～食育3つの柱～」

講師 NPO日本食育推進インストラクター協会 芝池美智子氏、門澤 利夫氏

3) 佐倉市の健(検)診について「佐倉市の生活習慣病の現状」

・3月12日（木）（1日） 参加者 86名(養成講座修了者7名含む)

1) 各支部の活動報告 「皆さんにお知らせしたい我が支部の活動」

2) 各プロジェクトの活動報告

3) 広報番組チャンネル佐倉「佐倉東保育園 出前保育での食育活動」視聴

4) 講演「“だし”のうま味を生かした減塩と生活習慣病予防」

講師 元味の素文化センター専務理事 河野 一世 氏

地区研修会

市内7支部に分かれて地域に密着した食生活改善推進員活動を推進しているため、支部ごとに研修を実施

- 5月・・・地区活動計画について 参加者 91名
- 7月・・・講義『食育の普及～子どもの食育について～』 参加者 94名
調理実習(いがぐり坊や、やまと芋のピザ風お焼き、ほうとう風豆腐白玉汁、
試食(かむかむゼリー2種))
- 9月・・・講義『生活習慣病予防のための減塩のすすめ』 参加者 88名
調理実習(ごはん、鮭中骨缶の手づくりがんも、人参と小松菜のピーナッツ和え
根菜のとりみ汁牛乳仕立て、サクサクりんご羹)
- 2月・・・平成26年度地区活動反省と次年度の活動について 参加者 85名

プロジェクト活動

	みんなの食育	高血圧予防 講習会	媒体作成 トマトの会	料理研究会 さざんか
目的	・健康さくら21や佐倉市食育推進計画の目標に向かい、食に関する現状や課題を研究し、各ライフステージに合わせた食育の取り組みを実践する。	・高血圧予防のための減塩を普及させるため、病態や要因を学び、食材選びと調理法で減塩できる方法を研究し、講習会を通して減塩を推進する。	・食育や生活習慣病予防の内容で活用しやすい媒体の作成やリメイクを行い、推進員の出前健康講座や地区活動での利用をすすめる。	・「主食・主菜・副菜を組み合わせた食事」を食べる人を増やすことから、前年度の地区研修で記入した「簡単朝食シート」を基に、地区活動や家庭で取り入れられるような簡単レシピを考案する。
回数	10回	12回	8回	10回
活動内容・実績	・男性料理教室(初級)の実施(初心者を対象とし、料理の基本を学べる内容で2回1コースを2回開催した。) ・小学生親子料理教室の実施(行事食・伝統料理の継承を目的として節分の祭り寿司を作る教室を開催した。) ・食育アンケートの実施(前年度検討した内容でのアンケートを11月の3歳児健診受診者を対象に実施した。)	・保健師から高血圧の病態や要因について、取り入れやすい運動について学んだ。 ・栄養士から食材選びと調理法で減塩できる工夫を学んだ。 ・講習会で行う調理実習用のレシピを考案した。 ・「覚えておいて損はない!旬の素材で減塩料理」として、高血圧予防講習会を開催し、ミレニウムセンター佐倉と根郷公民館それぞれ1コース2回開催した。	・地区活動で利用できる新しい媒体(野菜王国のおおさわぎの紙芝居と野菜クイズのビンゴカード30枚)を作成した。 ・作成した媒体の台本や歌詞、小道具を作成した。 ・市の主催事業(メタボ講演会、ハッピーママスタイル)で野菜を使ったおやつを試食提供と、媒体を使った食育活動を行った。 ・各地区の媒体貸出は29回	・栄養士から食品成分表の使い方、栄養価計算の仕方について学んだ。 ・レシピの作成旬の野菜(夏、冬)を使用し、手軽にできるレシピの考案と、調理実習を行った。 ・アグリフォーラムに参加し、試食の提供(2品200食程度)と、野菜摂取や食生活改善推進員活動の周知を行った。 ・作成したレシピを「さざんか通信No.44.45」で報告した。

(3) 食生活改善推進員地区活動

《目 的》

市民が健康で明るい生活を営むことを目的に、健全な食生活の普及・啓発を図るため、食生活改善推進員活動を推進している。食生活改善推進員が地域で食生活の改善や健康づくり等の地区活動を展開していく上での活動内容や試食・調理実習の献立に対する指導やアドバイスをを行い、食生活改善推進員活動を支援する。

《内 容》

①対象者：市民

②方法：食生活改善推進員が7支部（佐倉、臼井・千代田、志津A、志津B、根郷、和田、弥富）に分かれ、自主的な活動と行政への支援活動を通して、各地区の実態に合わせた内容で地区活動を行う。

場所：保健センター、自治会館、公民館等

③テーマ：食生活改善推進員地区研修のテーマに準ずる

④周知方法：こうほう佐倉におおよそ1か月前に掲載、ポスター及びチラシの配布
広報番組チャンネル佐倉

⑤内容：生活習慣病予防のための普及活動、薄味習慣の定着化活動、親子の食育活動、男性料理教室、骨粗鬆症予防のための料理講習会、野菜の摂取量を増やすための料理普及等

《実 績》

年度別、地区別推進員数と活動状況

(単位：人)

地 区 年度		佐倉	臼井 千代田	志津		根郷	和田	弥富	合 計
				A 支部	B 支部				
22 年 度	委嘱推進員数	12	15	16	21	12	7	8	91
	活動日数(日)	10	29	11	26	14	4	9	103
	参加者延べ数	174	496	241	1,486	544	102	518	3,561
	活動推進員延べ数	48	117	106	116	57	25	46	515
23 年 度	委嘱推進員数	10	19	14	24	12	7	6	92
	活動日数(日)	9	31	8	29	13	4	10	104
	参加者延べ数	134	547	183	1,424	565	79	410	3,342
	活動推進員延べ数	42	119	45	106	57	18	51	438
24 年 度	委嘱推進員数	6	23	14	25	11	6	6	91
	活動日数(日)	5	33	7	34	9	5	10	103
	参加者延べ数	153	702	141	1,581	466	185	458	3,686
	活動推進員延べ数	24	107	43	122	46	20	47	409
25 年 度	委嘱推進員数	9	21	14	30	13	6	7	100
	活動日数(日)	6	28	6	48	11	4	6	109
	参加者延べ数	138	503	129	1,785	647	60	91	3,353
	活動推進員延べ数	31	102	41	192	59	19	29	473

年度	地 区	佐倉	臼井 千代田	志津		根郷	和田	弥富	合 計
				A 支部	B 支部				
26 年 度	委嘱推進員数	11	25	12	29	14	6	7	104
	活動日数(日)	8	23	8	42	10	4	10	105
	参加者延べ数	168	535	136	1,193	404	80	239	2,755
	活動推進員延べ数	49	102	52	150	54	15	50	472

(※出前健康講座による活動については、2. 健康教育「出前健康講座」にも重複計上する)

《考 察》

養成講座受講者は、40歳から64歳台が8人、65歳以上が2人であった。就労しながらの受講となった方もいるが、皆熱心に受講していた。翌年に推進員として委嘱を受けた者は8人であった。

地区別にみると、佐倉・和田・弥富の受講者がいない状況となった。全地区から受講者が集まるよう周知の方法を検討したい。

食生活改善推進員研修では、合同研修会の参加率は77.3%、地区研修会の参加率は86.1%であった。研修に参加した推進員94人からのアンケートでは、89人(94.7%)が研修で学んだことが役に立ったと回答している。研修会やプロジェクト活動を通して、地区活動を展開していく上で必要な知識・技術に関する研修に努め、資質の向上を図ることができた。

食生活改善推進員地区活動では、活動テーマに向かって地域の健康づくりを進める活動ができた95人中80人(84.2%)の推進員が回答している。自治会で定期開催するようになった自主活動が定着し、また、新規の家庭教育学級や保育園からの「出前健康講座」の要請も増加している。

今後も食生活改善推進員の資質の向上が図れるよう、「健康さくら21(第2次)」や「佐倉市食育推進計画」の目標達成に向けた取り組みを計画、支援していきたい。

４．その他啓発事業

根拠法令等	健康増進法、「健康日本２１」、「健やか親子２１」
健康さくら２１（第２次） 目標値	(市の現状) → (目標) [栄養・食生活] ・朝食を必ず食べる人の割合（新設目標） - 男性：20歳台 59.4% → 60.0%、30歳台 57.9% → 60.0% - 女性：20歳台 62.9% → 70.0%、30歳台 67.8% → 70.0% 40歳台 61.7% → 70.0% [身体活動・運動] ・運動を習慣化している人の割合（新設目標） 20～64歳男性 → 36.0% 20～64歳女性 → 33.0% 65歳以上男性 → 58.0% 65歳以上女性 → 48.0% [たばこ] ・受動喫煙（行政機関・医療機関）の機会を有する者の割合（新設目標） - 行政機関 → 0% 医療機関 → 0% ・COPDを認知している人の増加（新設目標） → 80.0% [アルコール] ・適正飲酒量を認識している人の割合 1合程度と答えた成人 60.9% → 100% [生活習慣病] ・メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の割合 23.0% → 18.7%

《目 的》

個別の保健事業の対象者枠を超えた、全市民の健康づくりに関する意識向上と普及啓発を図ることを目的として、平成24年度に健康さくら２１（第２次）を策定し、関係所属の行事や地域行事を協働実施して計画の推進と周知を図っている。

計画の基本理念である「市民が主役～みんながつくる健やかまちづくり～」を柱に、開催年度ごとのテーマを「健康さくら２１（第２次）」の年度別重点活動分野と関連させることで、啓発事業として事業効果の拡大を図る。

《内 容》

「さくらスポーツフェスティバル」 ～今日から始める健康な生活習慣～

①対 象 市民（制限なし）

②方 法 日時：平成26年10月13日（月） ※体育の日9時～13時

会場：岩名運動公園陸上競技場

主催：健康こども部生涯スポーツ課

③内 容 「健康さくら２１」の平成24年度と同様に年度別重点目標である「身体活動、運動、健康管理（食育、生活習慣病）」に関連した健康増進コーナーを設置し、体組成測定やエネルギー計算、食育モデル展示、メタボ予防運動などを実施し、運動と健康について啓発を行った。

④周知方法 「こうほう佐倉」、ケーブルテレビ、ポスター、地区回覧にて啓発、また各種保健事業で参加者へ紹介した。

《実 績》

年度	テーマと副題	会場・開催日	参加者数
22	～はじめよう家族そろって健康・体力づくり～ 「1に運動 2に食事 しっかり禁煙 最後にクスリ ～健康寿命をのばしましょう～」	岩名運動公園 陸上競技場 10月11日（月）	185人
23	～今日から始める健康な生活習慣～ 「1に運動 2に食事 しっかり禁煙 最後にクスリ ～健康寿命をのばしましょう～」	岩名運動公園 陸上競技場 10月10日（月）	250人
24	～今日から始める健康な生活習慣～ 「1に運動 2に食事 しっかり禁煙 最後にクスリ ～健康寿命をのばしましょう～」	岩名運動公園 陸上競技場 10月8日（月）	163人
25	～今日から始める健康な生活習慣～ 「1に運動 2に食事 しっかり禁煙 最後にクスリ ～健康寿命をのばしましょう～」	岩名運動公園 陸上競技場 10月14日（月）	134人
26	～今日から始める健康な生活習慣～ 「1に運動 2に食事 しっかり禁煙 最後にクスリ ～健康寿命をのばしましょう～」	岩名運動公園 陸上競技場 10月13日（月）	113人

《考 察》

「健康さくら21（第2次）」の関連所属等との協働により、主催事業では関わりの薄い属性の市民との接点が拡大でき、異なるチャンネルを通じた行事運営は、参加者の興味や啓発においても相乗効果が認められるので、有効な啓発方法の一つとして活用可能と思われる。

しかし、参加者が減少していることから、別の方法で啓発することも考慮しなければいけない。引き続き、健康さくら21（第2次）の周知が必要となる。

5. マイヘルスプラン普及啓発事業

根拠法令等	健康増進法、「健康日本21」、「健やか親子21」
健康さくら21（第2次） 目標値	(市の現状) → (目標) [栄養・食生活] - 朝食を必ず食べる人の割合（新設目標） - 男性：20歳台 59.4% → 60.0%、30歳台 57.9% → 60.0% - 女性：20歳台 62.9% → 70.0%、30歳台 67.8% → 70.0% 40歳台 61.7% → 70.0% [身体活動・運動] - 運動を習慣化している人の割合（新設目標） 20～64歳男性 → 36.0% 20～64歳女性 → 33.0% 65歳以上男性 → 58.0% 65歳以上女性 → 48.0% [たばこ] - 受動喫煙（行政機関・医療機関）の機会を有する者の割合（新設目標） - 行政機関 → 0% 医療機関 → 0% - COPDを認知している人の増加（新設目標） → 80.0% [アルコール] - 適正飲酒量を認識している人の割合 1合程度と答えた成人 60.9% → 100% [生活習慣病] - メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の割合 23.0% → 18.7%

(1) マイヘルスプランコンテスト

《目 的》

佐倉市民一人ひとりが、自らの健康に関心を持ち、主体的に健康づくりに取り組むことで「健康なまち佐倉」の実現を目指している。市民が健康に関心を持ち、健康づくりに共に参加し、意識を高めていただくとともに、市民から発信された健康づくりの輪を広めていくことを目的とする。

＊マイヘルスプランとは…健康を脅かす多くの疾病は遺伝要因、環境要因（生活習慣を含む）により発症すると言われている一方、ある疾患に罹患しやすい遺伝要因を持っても、生活習慣を変えることで予防できるとも言われている。疾患の予防には皆、一律の健康プランではなく、市民一人ひとりの遺伝、環境、生活習慣等様々な背景に合わせた、個別化ヘルスプランが必要と考えられており、そのような「自分で創る 自分だけの健康プラン」のことを「マイヘルスプラン」と言う。

《内 容》

- ① 実施方法 健康に関するテーマに基づき、市民から5つの部門について募集をする。
- ② 日 時 応募期間：平成26年10月1日～平成26年12月10日
一次審査：平成26年12月26日（健康管理センター）
二次審査：平成27年1月22日（健康管理センター）
表彰式：平成27年2月15日（佐倉市民音楽ホール）
- ③ 対 象 市民
- ④ 周知方法 こうほう佐倉、地域新聞、佐倉市ホームページへの掲載、全戸回覧、市内小中学校をとおして全児童生徒へチラシの配布
市内県立高校、専門学校にポスター掲示・チラシの配布
市内各施設、郵便局、スポーツクラブ、J A、路線バス等にポスター掲示、チラシの配架

《実 績》

① 応募状況

部門名		応募者数	応募作品数
絵画 コンテスト	小学生の部	6 5	6 5
	中学生の部	9	9
標語 コンテスト	小学生の部	2 7 2	4 0 6
	中学生の部	3	3
	成人の部	6 0	1 1 2
私の健康法ビフォーアフター		7	7
朝食どんぶりコンテスト		7 1	7 1
ロゴマークの募集		4 0	4 0
計		5 2 7	7 1 3

② 審査

一次審査…健康増進課職員が応募要項に該当しているか審査し、審査項目及び評価方法により採点、協議し選定した。

二次審査…佐倉市健やかまちづくり推進委員会の委員 5 名により一次審査で選定された作品を審査項目及び評価方法により採点、協議し、各賞を選定した。

部門名		応募作品数	一次審査 選定作品数	表彰者数
絵画 コンテスト	小学生の部	6 5	3 0	最優秀賞 1 名 優秀賞 1 名
	中学生の部	9		
標語 コンテスト	小学生の部	4 0 6	1 1 0	最優秀賞 1 名 優秀賞
	中学生の部	3		
	成人の部	1 1 2	4 5	小中学生の部 1 名 成人の部 1 名
私の健康法ビフォーアフター		7	7	最優秀賞 1 名 優秀賞 1 名
朝食どんぶりコンテスト		7 1	5	最優秀賞 1 名
ロゴマークの募集		4 0	1 0	最優秀賞 1 名
計		7 1 3	2 0 7	9 名

《考 察》

初めての試みであったが、子どもから大人まで、それぞれが考える「健康」についてたくさんの応募をいただいた。一部小中高等学校では、学校を通しての応募もみられ、学校全体で健康について考えるきっかけとなったのではないかと思う。「私の健康法ビフォーアフター」のように、市民のみなさんから「健康づくり」のよい取り組みを発表していただき、その「健康の秘訣」をまた別の市民のみなさんが生活に取り入れる、自分の健康を守るために、自分ができることを取り入れることは、「マイヘルスプラン」という考え方そのものである。今後も、市民一人ひとりが自らの健康に関心を持ち、主体的に健康づくりに取り組むことができるような事業展開をしていきたい。

VII 地域医療

１． 休日夜間等救急医療事業

（１） 休日夜間急病診療所

根拠法令等	佐倉市休日夜間急病等診療所の設置及び管理に関する条例
-------	----------------------------

《目 的》

日曜、祭日、年末年始は、ほとんどの医療機関が休診となるため、佐倉市健康管理センター内の休日夜間急病等診療所等により、休日夜間の医療体制を確保する。

《内 容》

区分	夜 間
診療時間	午後 7 時～午後 1 0 時
場 所	休日夜間急病診療所
診 療 日	休日（日曜・祭日・年末年始）
診療科目	内科・歯科

◎休日夜間急病等診療所（健康管理センター内）の実績

年度	日数	内科	歯科
平成 2 2 年度	71	249 人	73 人
平成 2 3 年度	71	293 人	84 人
平成 2 4 年度	72	325 人	66 人
平成 2 5 年度	71	279 人	104 人
平成 2 6 年度	72	448 人	92 人

< 内科 >

① 診療日数 7 2 日（平成 2 6 年 4 月 1 日～平成 2 7 年 3 月 3 1 日）

② 受診者数 4 4 8 人（1 日平均 6. 2 人）

③ 時間帯別

時間帯	受診者数（人）	割合
1 9 時台	273	60. 9%
2 0 時台	105	23. 5%
2 1 時台	70	15. 6%
合計	448	100%

④ 症状別

順位	症状	受診者数（人）	割合
1	症状からみて深夜受診も納得できる	436	97. 3%
2	治療を要するが明日でもよい	9	2. 0%
3	即時入院が必要で来院してよかった	3	0. 7%
4	放置又は自宅加療で十分、来院の必要がない	0	0. 0%
合計		448	100%

⑤年齢別

年齢（歳）	受診者数（人）	割合
15～19	43	9.6%
20～29	103	23.0%
30～39	94	21.0%
40～49	93	20.8%
50～59	47	10.5%
60～69	36	8.0%
70以上	32	7.1%
合計	448	100%

⑥居住地別

居住地		受診者数（人）	割合
市内	佐 倉	57	12.7%
	臼 井	70	15.6%
	志 津	118	26.3%
	根 郷	48	10.7%
	和 田	3	0.7%
	弥 富	3	0.7%
	千代田	25	5.6%
市外	印旛郡内	94	21.0%
	県 内	11	2.5%
	県 外	19	4.2%
合計		448	100%

⑦二次病院搬送状況 2 件

⑧疾病別

順位	疾患	受診者数（人）	割合
1	伝染性	259	57.8%
2	呼吸器系	101	22.5%
3	消化器系	60	13.4%
4	皮膚及び皮下組織	8	1.8%
5	神経及び感覚器	5	1.1%
6	循環器系	3	0.7%
-	その他	12	2.7%
合計		448	100%

< 歯科 >

① 診療日数 72日（平成26年4月1日～平成27年3月31日）

② 受診者数 92人（1日平均 1.3人）

③ 時間帯別

時間帯	受診者数（人）	受診割合
19時台	37	40.2%
20時台	29	31.5%
21時台	26	28.3%
合計	92	100%

④ 症状別

順位	症状	受診者数（人）	割合
1	症状からみて深夜受診も納得できる	63	68.5%
2	治療を要するが明日でもよい	28	30.4%
3	即時入院が必要で来院してよかった	1	1.1%
4	放置又は自宅加療で十分、来院の必要がない	0	0.0%
合計		92	100%

⑤ 年齢別

年齢（歳）	受診者数（人）	割合
0	0	0%
1～3	7	7.6%
4～5	7	7.6%
6～10	13	14.1%
11～15	2	2.2%
16～19	3	3.3%
20～29	15	16.3%
30～39	8	8.7%
40～49	18	19.6%
50～59	5	5.4%
60～69	9	9.8%
70以上	5	5.4%
合計	92	100%

⑥ 居住地別

居住地		受診者数（人）	割合
市内	佐倉	0	0%
	臼井	10	10.9%
	志津	24	26.1%
	根郷	11	12.0%
	和田	0	0%
	弥富	1	1.0%
	千代田	0	0%
	印旛郡内	24	26.1%
市外	県内	19	20.7%
	県外	3	3.2%
合計		92	100%

（２）休日当番医

《目 的》

日曜、祭日、年末年始は、ほとんどの医療機関が休診となるため、休日の昼間と夜間に、各医療機関の在宅輪番制により医療体制を確保する。

《内 容》

区分	昼 間	夜 間
診療時間	午前 9 時～午後 5 時	午後 7 時～午後 1 0 時
場 所	市内医療機関	市内医療機関
診 療 日	休日（日曜・祭日・年末年始）	休日（日曜・祭日・年末年始）
診療科目	内科・外科・歯科	外科・耳鼻科

《実 績》

（人）

		区分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
昼間	休日当番	内科	1, 940	2, 076	2, 443	1, 911	2, 786
		外科	846	813	937	846	883
		歯科	233	213	222	215	214
夜間	休日夜間当番	外科	72	81	125	134	169
		耳鼻科	241	241	286	268	344
合計			3, 332	3, 424	4, 013	3, 374	4, 396

《考 察》

当市における救急医療体制は、現在、第一次救急医療体制として休日当番医制及び休日夜間急病診療所、そして第二次救急医療体制として印旛郡市において病院群輪番制を実施している。

更に、第三次救急医療体制として成田赤十字病院が救命救急センターに指定され対応している。

２．小児初期急病診療所事業

根拠法令等	佐倉市小児初期急病診療所の設置及び管理に関する条例
-------	---------------------------

《目 的》

平成１４年１０月１日より印旛郡内唯一、翌朝まで受診可能な毎夜間の診療所を健康管理センター内に設置し、初期救急医療及び二次救急医療機関等との連携を印旛市郡医師会の協力により確保して、子育て世帯への安心の提供を目的とする。

《内 容》

診 療 日	月曜日～土曜日	日曜日・祝日・年末年始（12/29～1/3）
診療時間	午後７時～翌朝６時	午前９時～午後５時、午後７時～翌朝６時
場 所	印旛市郡小児初期急病診療所（佐倉市健康管理センター内）	
診療科目	小児科	

《実 績》

①診療日数 ３６５日（平成２６年４月１日～平成２７年３月３１日）

②受診者数 １１，２４１人（一日平均 ３０．８０人）

ア．時間帯別（人）

時間帯	９～１２時台	１３～１６時台	１９～２１時台	２２～２４時台	１～３時台	４～５時台	合計
受診者数（人）	2,389	1,676	4,665	1,668	610	233	11,241
割合	21.25%	14.91%	41.50%	14.84%	5.43%	2.07%	100%

イ．年齢別（人）

年齢	０歳	１～５歳	６～１０歳	１１～１５歳	合計
受診者数（人）	1,233	6,310	2,616	1,082	11,241
割合	10.97%	56.13%	23.27%	9.63%	100%

居住地別（人）

地域と内訳					受診者数	割合
佐倉市内					4,542	40.41%
印旛郡内	成田市	281	白井市	184	5,644	50.21%
	四街道市	1,830	酒々井町	393		
	八街市	1,227	富里市	274		
	印西市	1,374	栄町	81		
県 内	千葉市	284	八千代市	117	675	6.00%
	船橋市	45	他県内	229		
県 外					380	3.38%
合 計					11,241	100%

③二次救急医療連携状況

紹介・搬送先	所在地	件数	合計
東邦大学医療センター佐倉病院	佐 倉 市	66	245
独立行政法人国立病院機構下志津病院	四街道市	47	
日本医科大学千葉北総病院	印 西 市	43	
成田赤十字病院	成 田 市	47	
その他（聖隷佐倉市民病院、東京女子医大等）	—	42	

④疾病状況

	項目	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計
1	呼吸器系疾患	347	504	254	463	297	357	335	397	617	592	303	376	4,842
2	消化器系疾患	171	260	171	185	145	119	132	249	418	302	172	190	2,514
3	代謝性疾患	1	4	2	3	2	2	2	6	1	5	1	3	32
4	感染性疾患	31	60	40	66	75	44	25	71	445	693	180	82	1,812
5	免疫・アレルギー性疾患	99	117	83	97	95	148	129	127	81	44	59	57	1,136
6	神経疾患	19	13	20	26	21	20	16	19	24	28	13	19	238
7	耳鼻咽喉疾患	27	31	13	8	18	20	14	36	30	19	15	26	257
8	皮膚系疾患	16	24	21	18	21	23	10	19	20	17	8	13	210
9	泌尿・生殖器系疾患	8	12	4	13	12	10	2	5	5	8	6	10	95
10	眼疾患	12	20	11	5	9	3	3	9	10	7	3	5	97
11	その他	29	26	34	45	44	44	37	48	64	108	43	50	572
合計		760	1,071	653	929	739	790	705	986	1,715	1,823	803	831	11,805

※ 1 その他：誤飲・歯科・外科系疾患等

※ 2 疾病動向は分類上、同一患者で複数件含む場合がある。

⑤分類内訳

【呼吸器系疾患】

感冒、上気道炎、咽頭炎、喉頭炎、扁桃炎、気管支炎、喘息様気管支炎、肺炎、気管支拡張症、気胸、クループ等

【消化器系疾患】

口内炎、口角炎、胃炎、腸炎、虫垂炎、腸閉塞（イレウス）、腸重積、肝炎、鼠形ヘルニア、便秘、血便、腹症、流行性嘔吐、下痢症、いつ乳、新生児メレナ（下血）、幽門狭窄、驚口瘡、口唇ヘルペス、口内カンジダ、乳糖不耐症等

【免疫・アレルギー性疾患】

喘息、気管支喘息、アトピー性皮膚炎、蕁麻疹、ストロフルス、薬物アレルギー、食物アレルギー、アレルギー性鼻炎、単核球症等

【感染性疾患】

麻疹、風疹、感染性紅斑（りんご病）、突発性発疹、水痘、帯状疱疹、手足口病、流行性耳下腺炎、咽頭結膜症、インフルエンザ、ヘルパンギーナ、ヘルペス、百日咳、ブドウ球菌感染症、溶連菌感染症、真菌症、ムンプス、髄膜炎、敗血症、川崎病、蜂窩織炎、臍炎等

【代謝性疾患】

アセトン血性嘔吐症、頻回嘔吐、脱水症、熱中症、熱射病等

【耳鼻咽喉疾患】

中耳炎、外耳炎、副鼻腔炎、鼻出血等

【皮膚系疾患】

湿疹、汗疹、オムツかぶれ、点状出血、びらん、膿痂疹、薬疹、湿出性紅斑、咬虫症（虫刺され）、痒疹、とびひ等

【神経性疾患】

てんかん、熱性痙攣、ひきつけ、熱性せん妄等

【泌尿・生殖器系疾患】

尿路感染症、ネフローゼ症候群、血尿、腎盂腎炎、膀胱炎、亀頭包皮炎、陰門腫炎、カンジダ等

【眼疾患】

結膜炎、眼瞼炎等

【その他】

精神疾患（過換気症候群等）、血液疾患（血管性紫斑病等）、循環器系疾患（起立性調節障害等）、内分泌疾患、歯科疾患、外科疾患（肘内障、口唇裂傷含む）、リンパ節炎、低体温、低酸素、低血圧、低血糖、意識障害、チアノーゼ、発熱、頭痛、その他分類にないもの

《考 察》

受診者居住地の広域性に特徴があり、初期急病に対して 97%以上の処置状況から印旛地域において重要な初期救急医療の機能を担っている。

また、初期救急医療機関として小児科に特化し早朝まで診療を行っている医療機関は県内でも他に2か所しかなく、小児の症状は夜間に急変しやすいという事からも、地域の中で重要な役割を担っている。

特に、受診者の年齢をみると0歳から5歳までで約7割を占めていることから、乳幼児の親に安心を提供しているものと考えられる。

他方では、受診者数は胃腸炎やインフルエンザなど流行性の疾患により大きく変わるが、機能分担を明確にした医療を提供していることを利用方法の周知と合わせて行う必要がある。

３．佐倉市特定疾患見舞金支給事業

根拠法令等	佐倉市特定疾患見舞金支給条例（昭和４９年佐倉市条例第１１号）
-------	--------------------------------

《目 的》

条例で指定する特定疾患の長期療養者に対し、見舞金を支給することにより、その心身の安定と福祉の増進を図る。

《内 容》

- ①対象者 佐倉市に住所を有する特定疾患罹患患者で市が認定したもの
- ②申請方法 申請窓口：健康管理センター、西部保健センター、南部保健センター
必要書類：佐倉市特定疾患見舞金支給申請書、千葉県特定疾患医療受給者票（写）
または千葉県小児慢性特定疾患医療受診券（写） ※生活保護は申請書用診断書
- ③支給内容 見舞金：受給権者へ毎月 5,000 円の見舞金を支給する。（口座振込）
現況確認：毎年 10 月 31 日までに受給者票等（生活保護は診断書）を確認する。
- ④周知方法 「こうほう佐倉」掲載、窓口配架（制度の案内）、印旛健康福祉センターにて更新時に見舞金制度の周知依頼

《実 績》

- ①受給権者疾病動向（平成２７年３月分：１，１１５人）

ア．特定疾患

疾病名	人数	割合	疾病名	人数	割合	疾病名	人数	割合
ベーチェット病	29	2.6%	パーキンソン病関連疾患	143	12.8%	肺動脈性肺高血圧症	2	0.2%
多発性硬化症	23	2.1%	アミロイドーシス	0	0.0%	神経線維腫症	4	0.4%
重症筋無力症	24	2.2%	後縦靱帯骨化症	45	4.0%	亜急性硬化性全脳炎	0	0.0%
全身性エリテマトーデス	100	9.0%	ハンチントン病	0	0.0%	バッド・キアリ症候群	0	0.0%
スモン症	2	0.2%	モヤモヤ病	20	1.8%	慢性血栓性肺高血圧症	3	0.3%
再生不良性貧血	9	0.8%	ウエゲナー肉芽腫症	2	0.2%	ライソゾーム病	0	0.0%
サルコイドーシス	21	1.9%	特発性拡張型(うっ血型)心筋症	31	2.8%	副腎白質ジストロフィー	0	0.0%
筋萎縮性側索硬化症	4	0.4%	多系統萎縮症	7	0.6%	家族性高コレステロール血症	0	0.0%
強皮症、皮膚筋炎及び多発性筋炎	65	5.8%	表皮水疱症	1	0.1%	脊髄性筋萎縮症	3	0.3%
特発性血小板減少性紫斑病	18	1.6%	膿疱性乾癬	1	0.1%	球脊髄性筋萎縮症	0	0.0%
結節性動脈周囲炎	9	0.8%	広範脊柱管狭窄症	6	0.5%	慢性炎症性脱髄性多発神経炎	6	0.5%
潰瘍性大腸炎	175	15.7%	原発性胆汁性肝硬変	19	1.7%	肥大型心筋症	5	0.4%
大動脈炎症候群	8	0.7%	重症急性膵炎	0	0.0%	拘束型心筋症	0	0.0%
ピュルガー病	10	0.9%	特発性大腿骨頭壊死症	13	1.2%	ミトコンドリア病	1	0.1%
天疱瘡	1	0.1%	混合性結合組織病	11	1.0%	リンパ脈管筋筋腫症（LAM）	1	0.1%
脊髄小脳変性症	50	4.5%	原発性免疫不全症候群	2	0.2%	重症多形滲出性紅斑（急性期）	0	0.0%
クローン病	54	4.8%	特発性間質性肺炎	3	0.3%	黄色靱帯骨化症	1	0.1%
難治性の肝炎のうち劇症肝炎	0	0.0%	網膜色素変性症	61	5.5%	間脳下垂体機能障害	15	1.3%
悪性関節リウマチ	5	0.4%	ブリオン病	0	0.0%			

イ. 小児慢性特定疾患

疾病名	人数	割合	疾病名	人数	割合	疾病名	人数	割合
悪性新生物	17	1.5%	内分泌疾患	29	2.6%	血友病等血液・免疫疾患	2	0.2%
慢性腎疾患	4	0.3%	膠原病	6	0.5%	神経・筋疾患	6	0.5%
慢性呼吸器疾患	9	0.8%	糖尿病	7	0.6%	慢性消化器疾患	2	0.2%
慢性心疾患	18	1.6%	先天性代謝異常	2	0.2%			

②事業の推移

年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
支給額（千円）	52,155	60,545	64,270	66,750	69,045
対前年比（%）	0.7%増	16.1%増	6.2%増	3.9%増	3.4%増
延べ人数（人）	10,431	12,109	12,854	13,350	13,809

※対前年比は、見舞金支給額(扶助費)の対前年度比率、小数点以下第2位を四捨五入

《考 察》

平成 25 年度と比べ、対前年度の支給額、支給人数は増加したが、増加率は低下した。

平成 27 年 1 月 1 日から新たな国の難病者への助成制度が制定されたことにより、佐倉市においても「特定疾患見舞金支給制度」から「難病者等の見舞金制度」に改正した。これにより、平成 27 年 1 月から平成 27 年 3 月までの新規申請の受け付けを行わなかったため、増加率が低下したものと思われる。

4. 在宅寝たきり老人等訪問歯科診療事業

根拠法令等	佐倉市休日夜間急病等診療所の設置及び管理に関する条例 佐倉市歯と口腔の健康づくり推進条例
歯科口腔保健基本計画 目標値	(市の現状)→(目標) ・ 佐倉市訪問歯科診療を認知している人の割合 要介護者 15.6%→60% ・ かかりつけ歯科医がある人の割合 障害(児)者 新設の指標→60% 要介護高齢者 新設の指標→60%

《目 的》

歯科診療を受けることが困難な在宅寝たきり老人等に対し、訪問による歯科診療及び歯科保健指導を実施する。

《内 容》

- ①対 象 市内に在住する概ね 65 歳以上で寝たきりあるいはそれに近い状態、かつ歯科通院が困難な方。
- ②内 容 ア. 入れ歯の修理・調整や作成
イ. むし歯の応急処置など
- ③従事者 歯科医師、歯科衛生士等
- ④費 用 保険診療による自己負担額

《実 績》

①年齢別・男女別申込者数(人)

	男	女	合計
60～64 歳	1	0	1
65～69 歳	0	0	0
70～74 歳	1	0	1
75～79 歳	0	0	0
80～84 歳	1	1	2
85～89 歳	1	2	3
90 歳以上	1	3	4
合計	5	6	11

②年齢別診療内容の内訳(人)

	義歯 作成	義歯修理 ・調整	むし歯 治療	歯周治 療
60～64 歳	0	0	0	1
65～69 歳	0	0	0	0
70～74 歳	0	0	1	0
75～79 歳	0	0	0	0
80～84 歳	0	0	1	1
85～89 歳	2	1	0	0
90 歳以上	0	3	1	0
合計	2	4	3	2

③ 年度別・職種別訪問回数(事前調査含む)

(人)

	患者人数	訪問回数	患者1人あたり 平均訪問回数	歯科医師 訪問回数	歯科衛生士 訪問回数
平成22年度	23	76	3.3	54	76
平成23年度	29	82	2.8	58	82
平成24年度	23	83	3.6	66	83
平成25年度	11	46	4.2	41	46
平成26年度	11	40	3.6	30	40

④ 在宅歯科研修会

ア. 講演会

- * 日 時 平成26年10月16日(木) 18時55分から21時
- * 場 所 佐倉市健康管理センター
- * 演 題 『口を閉じれば病気にならない -知られざる生活習慣病、口呼吸-』
- * 講 師 福岡市 みらいクリニック 院長 今井 一彰
- * 参加人数 71人

イ. 在宅歯科特別講演会(印旛郡市歯科医師会佐倉地区・佐倉市共催行事)

- * 日 時 平成26年11月13日(木) 19時30分から21時30分
- * 場 所 佐倉市健康管理センター
- * 演 題 『要介護を見据えたインプラント補綴を考える
-磁性アタッチメント専用ミニインプラントの紹介を含む-』
- * 講 師 日本大学松戸歯学部 臨床教授 田中 譲治
- * 参加人数 27人

《考 察》

患者数が減少しており、今後は、在宅療養者の状況を把握し、よりニーズにあった事業を検討していく必要がある。

また、佐倉市歯科口腔保健基本計画に「佐倉市訪問歯科診療を認知している要介護高齢者の割合を増加させる」という指標があるため、周知方法についても検討する。

平成27年度も引き続き訪問歯科診療の安全・有効・迅速な事業運営に努める。

VIII 各種委員会名簿

佐倉市地域保健医療協議会

開 催 日	内 容	出席人数
平成 26 年 5 月 30 日（金）	・ 佐倉市地域保健医療協議会の役割について ・ 歯科専門委員会の設置について ・ 平成 25 年度各専門委員会の活動報告 ・ 平成 25 年度休日夜間急病診療所（内科・歯科）の実績報告 ・ 平成 25 年度休日当番医の実績報告 ・ 平成 26 年度各専門委員会の活動予定 ・ 休日当番医（耳鼻科）の廃止について	10 名

（委嘱期間：平成 25 年 8 月 26 日～平成 27 年 8 月 25 日）

役職	氏 名	選 出 区 分	備 考
会 長	越部 融	医師	
副会長	秤屋 尚生	歯科医師	
	遠山 正博	医師	
	鹿野 純生	医師	
	伊藤 加寿子	医師	
	佐藤 仁	医師	
	加藤 良二	医師	
	有田 誠司	医師	
	望月 敬	歯科医師	
	長島 聖司	歯科医師	
	田中 茂雄	薬剤師	
	岡田 行彦	薬剤師	
	久保 秀一	千葉県印旛保健所 所長	
	今井 定男	佐倉市八街市酒々井町消防組合消防長	

予防接種専門委員会

開催日	内 容	出席人数
平成 26 年 8 月 8 日（金）	・平成 25 年度予防接種実施状況について ・10 月に定期接種となる予防接種について ・ヒトパピローマ感染症予防接種の予診についての報告 ・佐倉市新型インフルエンザ等対策行動計画案について	4 名

（委嘱期間：平成 25 年 8 月 26 日～平成 27 年 8 月 25 日）

役職	氏 名	選 出 区 分	備 考
委員長	伊藤 加寿子	医師	
副委員長	越部 融	医師	
	鹿野 純生	医師	
	都祭 敦	医師	
	澤井 清	医師	

健診専門委員会

開催日	内 容	出席人数
平成 26 年 10 月 6 日（月）	・平成 25 年度各種健診（検診）事業実施状況の報告 ・平成 27 年度各種健診（検診）事業の変更点について	5 名
平成 27 年 3 月 24 日（火）	・平成 26 年度各種健診（検診）事業実施状況について ・平成 27 年度各種健診（検診）事業の変更点について	5 名

（委嘱期間：平成 25 年 8 月 26 日～平成 27 年 8 月 25 日）

役職	氏 名	選 出 区 分	備 考
委員長	鹿野 純生	医師	
副委員長	越部 融	医師	
	岡田 修	医師	
	古谷 正伸	医師	
	高橋 具視	医師	
	菅谷 義範	医師	
	今井 敬人	医師	

母子保健専門委員会

開催日	内 容	出席人数
平成 27 年 3 月 23 日（月）	・ 1 歳 6 か月児健康診査実施状況について ・ 3 歳児健康診査実施状況、および医診診察について ・ 3 歳児健康診査の眼科二次健診について ・ 健やか親子 21（第 2 次）アンケートについて	5 名

（委嘱期間：平成 25 年 8 月 26 日～平成 27 年 8 月 25 日）

役職	氏 名	選 出 区 分
委員長	越部 融	医師
副委員長	泉 均	医師
	佐藤 仁	医師
	川村 麻規子	医師
	山森 真紀	医師

母子・成人歯科保健専門委員会

開催日	内 容	出席人数
平成 26 年 10 月 17 日（金）	・ 平成 25 年度母子・成人歯科保健事業実績報告について ・ 平成 27 年度幼児歯科健診のお知らせ（案）について	5 名

（委嘱期間：平成 26 年 5 月 30 日～平成 27 年 8 月 25 日）

役職	氏 名	選 出 区 分	備 考
委員長	長島 聖司	歯科医師	
副委員長	秀島 潔	歯科医師	
	大谷 一郎	歯科医師	
	中島 一郎	歯科医師	
	平野 啓行	歯科医師	

訪問歯科専門委員会

開催日	内 容	出席人数
平成 26 年 7 月 25 日（金）	・平成 25 年度訪問歯科診療事業報告について ・訪問歯科診療の見直し(案)について ・平成 26 年度訪問歯科診療事業計画(案)について ・休日夜間急病診療所(歯科)の見直し(案)について ・口腔がん検診の実施（案）について ※歯科口腔保健専門委員会と合同開催	5 名

（委嘱期間：平成 26 年 5 月 30 日～平成 27 年 8 月 25 日）

役職	氏 名	選 出 区 分	備 考
委員長	望月 敬	歯科医師	
副委員長	古谷 彰伸	歯科医師	
	林 英昭	歯科医師	
	鳩貝 尚志	歯科医師	
	田中 宏	歯科医師	
	渡邊 征男	歯科医師	
	堀 勝	歯科医師	

歯科口腔保健専門委員会

開催日	内 容	出席人数
平成 26 年 7 月 25 日（金）	・平成 25 年度訪問歯科診療事業報告について ・訪問歯科診療の見直し(案)について ・平成 26 年度訪問歯科診療事業計画(案)について ・休日夜間急病診療所(歯科)の見直し(案)について ・口腔がん検診の実施（案）について ※訪問歯科専門委員会と合同開催	8 名

（委嘱期間：平成 26 年 5 月 30 日～平成 27 年 8 月 25 日）

役職	氏 名	選 出 区 分
委員長	秤屋 尚生	歯科医師
副委員長	長島 聖司	歯科医師
	望月 敬	歯科医師
	出澤 政隆	歯科医師
	清水 友	歯科医師
	高尾 正巳	歯科医師
	宮田 幸忠	歯科医師
	森本 功	歯科医師
	榎澤 宗司	歯科医師

佐倉市健やかまちづくり推進委員会

開催日	内 容	出席人数
平成 26 年 7 月 30 日（水）	・健康増進計画「健康さくら 21（第 2 次）」の進捗状況調査について ・「マイヘルスプランコンテスト（仮称）」について	10 名
平成 27 年 2 月 6 日（金）	・健康増進計画「健康さくら 21（第 2 次）」の進捗状況の結果報告 ・「マイヘルスプランコンテスト」受賞者・受賞作品の発表	11 名

（委嘱期間：平成 25 年 11 月 18 日～平成 27 年 11 月 17 日）

役職	氏名	選出区分	備考
会長	天本 安一	医師	
副会長	望月 敬	歯科医師	
	鹿野 純生	医師	
	上西 徹二	医師	
	金子 恵子	千葉県印旛保健所 次長	
	山浦 晶	学識経験者	
	西口 元	学識経験者	
	辻村 匡紀	市民団体	
	渡辺 幸恵	市民団体	
	安保 昌浩	市民公募委員	
	小川 美津子	市民公募委員	
	菅原 千賀子	市民公募委員	
	森田 實	市民公募委員	
	和田 啓子	市民公募委員	

佐倉市予防接種健康被害調査委員会

(委嘱期間：平成 24 年 5 月 1 日～平成 26 年 4 月 30 日)

役職	氏 名	選 出 区 分	備 考
	伊藤 加寿子	佐倉市予防接種医師代表	
	白澤 浩	専門医師	
	遠山 正博	印旛市郡医師会長	
	上西 徹二	佐倉市予防接種医師代表	平成 25 年 6 月 30 日退任
	越部 融	佐倉市予防接種医師代表	
	中村 恒穂	印旛保健所長	平成 26 年 4 月 1 日で退任
	鹿野 純生	佐倉市予防接種医師代表	上西委員の退任により 平成 25 年 7 月 1 日から 委員を委嘱
	久保 秀一	印旛保健所長	中村委員の退任により 平成 26 年 4 月 1 日から 委員を委嘱

開 催 日	内 容	出席人数
平成 27 年 3 月 20 日 (金)	・ 予防接種健康被害の認定について	5 名

委嘱期間：平成 26 年 5 月 1 日～平成 28 年 4 月 30 日)

役職	氏 名	選 出 区 分	備 考
会長	越部 融	市内で予防接種を行う医師	
副会長	白澤 浩	専門医師	
	伊藤 加寿子	市内で予防接種を行う医師	
	遠山 正博	印旛市郡医師会長	
	鹿野 純生	市内で予防接種を行う医師	
	久保 秀一	印旛保健所長	

IX 衛生関係統計

１．人口及び世帯数

※平成２７年分より、外国人の方も含みます。

地区別人口の推移（合併時～平成２７年）

（各年３月末現在「住民基本台帳人口」）

年\地区	全市	佐倉	臼井	志津	根郷	和田	弥富	千代田
昭和２９年	35,196	12,969	4,195	5,749	5,504	3,516	3,263	—
昭和３５年	37,705	15,090	4,287	6,044	6,057	3,076	3,151	—
昭和４０年	40,528	14,935	4,852	8,656	6,147	3,019	2,919	—
昭和４５年	58,914	15,833	6,510	21,404	7,071	2,769	2,711	2,616
昭和５０年	80,972	19,845	9,011	35,063	8,826	2,709	2,607	2,911
昭和５５年	99,616	21,996	15,119	42,147	12,004	2,654	2,539	3,157
昭和６０年	120,459	24,813	23,609	51,155	12,579	2,622	2,464	3,217
平成 元年	138,411	26,070	29,532	56,678	17,841	2,577	2,364	3,349
平成 ５年	155,328	29,207	32,114	61,884	22,662	2,532	2,292	4,637
平成１０年	170,292	31,168	32,968	68,037	24,549	2,441	2,199	8,930
平成１５年	175,033	30,853	32,873	71,808	25,132	2,296	2,052	10,019
平成２０年	175,134	30,225	32,023	73,088	25,256	2,171	1,855	10,516
平成２５年	175,690	29,538	31,023	75,427	25,079	2,007	1,677	10,939
平成２７年	177,411	29,510	30,995	77,024	25,262	1,957	1,655	11,008

地区別人口割合（合併時～平成２６年）

（各年３月末現在「住民基本台帳人口」）

年\地区	佐倉	臼井	志津	根郷	和田	弥富	千代田
昭和２９年	36.8%	11.9%	16.3%	15.6%	10.0%	9.3%	—
昭和３５年	40.0%	11.4%	16.0%	16.1%	8.2%	8.4%	—
昭和４０年	36.9%	12.0%	21.4%	15.2%	7.4%	7.2%	—
昭和４５年	26.9%	11.1%	36.3%	12.0%	4.7%	4.6%	4.4%
昭和５０年	24.5%	11.1%	43.3%	10.9%	3.3%	3.2%	3.6%
昭和５５年	22.1%	15.2%	42.3%	12.1%	2.7%	2.5%	3.2%
昭和６０年	20.6%	19.6%	42.5%	10.4%	2.2%	2.0%	2.7%
平成 元年	18.8%	21.3%	40.9%	12.9%	1.9%	1.7%	2.4%
平成 ５年	18.8%	20.7%	39.8%	14.6%	1.6%	1.5%	3.0%
平成１０年	18.3%	19.4%	40.0%	14.4%	1.4%	1.3%	5.2%
平成１５年	17.6%	18.8%	41.0%	14.4%	1.3%	1.2%	5.7%
平成２０年	17.3%	18.3%	41.7%	14.4%	1.2%	1.1%	6.0%
平成２５年	16.8%	17.7%	42.9%	14.3%	1.1%	1.0%	6.2%
平成２７年	16.6%	17.5%	43.4%	14.2%	1.1%	1.0%	6.2%

地区別世帯数の推移（合併時～平成２６年）

（各年３月末現在「住民基本台帳人口」）

年\地区	全市	佐倉	臼井	志津	根郷	和田	弥富	千代田
昭和２９年	6,838	—	—	—	—	—	—	—
昭和３５年	7,614	3,284	878	1,179	1,185	521	567	—
昭和４０年	8,864	3,417	1,062	1,963	1,339	532	551	—
昭和４５年	15,201	4,221	1,638	5,805	1,810	567	567	593
昭和５０年	22,347	5,627	2,385	9,749	2,701	594	592	699
昭和５５年	28,285	6,596	4,130	12,011	3,503	635	611	799
昭和６０年	35,014	7,540	6,689	14,853	3,804	653	623	852
平成元年	41,826	8,374	8,681	17,040	5,508	664	620	939
平成５年	49,684	1,009	9,948	19,843	7,201	682	628	1,373
平成１０年	57,641	11,132	10,978	23,237	8,244	712	634	2,704
平成１５年	63,456	11,674	11,916	26,282	9,030	741	635	3,178
平成２０年	68,183	12,387	12,587	28,499	9,707	766	639	3,598
平成２５年	72,398	12,837	12,992	30,700	10,420	768	666	4,015
平成２７年	74,809	13,104	13,265	31,988	10,820	778	706	4,148

年齢3区分別人口構成割合

(各年3月末現在「住民基本台帳人口」)

区分 年	総人口			年少人口（0～14才）				生産年齢人口（15～64才）				老年人口（65才以上）			
	総数	男	女	総数	構成比%	男	女	総数	構成比%	男	女	総数	構成比%	男	女
平成23年	176,169	87,020	89,149	21,782	12.4	11,225	10,557	115,138	65.3	57,494	57,644	39,249	22.3	18,301	20,948
平成24年	176,072	87,064	89,008	21,588	12.3	11,163	10,425	113,290	64.3	56,684	56,606	41,194	23.4	19,217	21,977
平成25年	175,690	86,883	88,807	21,350	12.2	11,047	10,303	110,498	62.9	55,383	55,115	43,842	25.0	20,453	23,389
平成26年	175,575	86,708	88,867	21,152	12.0	10,970	10,182	108,065	61.5	54,127	53,938	46,358	26.4	21,611	24,747
平成27年	177,411	87,491	89,920	21,210	12.0	11,013	10,197	107,379	60.5	53,772	53,607	48,822	27.5	22,706	26,116

地区別年齢3区分別人口構成割合

(平成27年3月末現在「住民基本台帳人口」)

区分 地区	総人口			年少人口（0～14才）				生産年齢人口（15～64才）				老年人口（65才以上）			
	総数	男	女	総数	構成比%	男	女	総数	構成比%	男	女	総数	構成比%	男	女
全市	177,411	87,491	89,920	21,210	12.0	11,013	10,197	107,379	60.5	53,772	53,607	48,822	27.5	22,706	26,116
佐倉	29,510	14,474	15,036	3,048	10.3	1,599	1,449	17,251	58.5	8,714	8,537	9,211	31.2	4,161	5,050
臼井	30,995	15,312	15,683	3,482	11.2	1,830	1,652	18,102	58.4	8,992	9,110	9,411	30.4	4,490	4,921
志津	77,024	37,708	39,316	9,948	12.9	5,145	4,803	46,576	60.5	23,062	23,514	20,500	26.6	9,501	10,999
根郷	25,262	12,756	12,506	2,961	11.7	1,532	1,429	16,341	64.7	8,402	7,939	5,960	23.6	2,822	3,138
和田	1,957	994	963	201	10.3	106	95	1,127	57.6	614	513	629	32.1	274	355
弥富	1,655	842	813	120	7.3	65	55	919	55.5	504	415	616	37.2	273	343
千代田	11,008	5,405	5,603	1,450	13.2	736	714	7,063	64.1	3,484	3,579	2,495	22.7	1,185	1,310

年齢3区分別構成割合、構造指数

市：各年 4月1日現在

県：各年 4月1日現在

国：各年10月1日現在

		年齢3区分別構成割合（％）				指数			
		総数	年少人口 (0～14歳)	生産年齢人口 (15～64歳)	老年人口 (65歳以上)	年少人口 指数	老年人口 指数	従属人口 指数	老年化 指数
平成22年	市	100	12.3	66.2	21.5	18.7	32.4	51.1	173.8
	県	100	13.3	66.2	20.5	20.1	30.9	51.0	153.8
	国	100	13.2	63.7	23.1	20.8	36.3	57.1	174.4
平成23年	市	100	12.4	65.6	22.1	18.8	33.6	52.5	178.6
	県	100	13.3	65.9	20.8	20.1	31.6	51.7	157.0
	国	100	13.1	63.6	23.3	20.5	36.6	57.1	178.1
平成24年	市	100	12.2	64.6	23.2	19.0	35.8	54.8	189.1
	県	100	13.1	65.2	21.7	20.1	33.2	53.3	165.0
	国	100	13.0	62.9	24.1	20.6	38.4	59.0	186.1
平成25年	市	100	12.1	63.2	24.7	19.2	39.1	58.3	203.4
	県	100	13.0	64.2	22.8	20.3	35.6	55.9	183.4
	国	100	12.9	62.1	25.1	20.7	40.4	61.1	194.6
平成26年	市	100	12.0	61.8	26.1	19.5	42.3	61.7	217.1
	県	100	12.9	63.3	23.8	20.3	37.6	57.9	185.2
	国	100	12.8	61.3	26.0	20.9	42.4	63.2	203.3

資料：市・県 印旛健康福祉センター事業年報

国 国民衛生の動向

$$\text{年少人口指数} = \frac{\text{年少人口}}{\text{生産年齢人口}} \times 100$$

$$\text{老年人口指数} = \frac{\text{老年人口}}{\text{生産年齢人口}} \times 100$$

$$\text{従属人口指数} = \frac{\text{年少人口} + \text{老年人口}}{\text{生産年齢人口}} \times 100$$

$$\text{老年化指数} = \frac{\text{老年人口}}{\text{年少人口}} \times 100$$

2. 人口動態

人口動態統計総覧

資料：印旛健康福祉センター事業年報

		人 口 10月1日 現 在	出 生					死 亡				乳児死亡		新生児死亡		死 産				周産期死亡				婚 姻		離 婚	
			総数	男	女	率 (人口 毎)	2500g 未満 (再掲)	総数	男	女	率 (人口 毎)	実数	率 (性別 毎)	実数	率 (性別 毎)	自然死産		人工死産		総数		後 期 死 産	早期 新生 児 死亡	件数	率 (人口 毎)	件数	率 (人口 毎)
																実数	率 (性別 毎)	実数	率 (性別 毎)	実数	率 (性別 毎)						
市	平成22年	172,167	1,175	612	563	6.9	103	1,370	719	651	8.0	3	2.6	1	0.9	8	6.7	14	11.7	3	2.5	2	1	789	4.6	276	1.62
	平成23年	172,268	1,198	631	567	6.8	112	1,437	743	694	8.2	6	5.0	2	1.7	26	21.1	11	8.9	7	5.8	6	1	734	4.2	281	1.60
	平成24年	172,226	1,179	606	573	6.7	114	1,443	778	665	8.2	2	1.7	1	0.8	14	11.5	20	16.5	4	3.4	3	1	741	4.2	311	1.77
	平成25年	171,773	1,158	601	557	6.6	122	1,534	821	713	8.7	1	0.9	1	0.9	17	14.3	16	13.4	4	3.4	4	-	705	4.0	304	1.73
	平成26年	171,816	1,133	589	544	6.5	132	1,541	839	702	8.8	5	4.4	5	4.4	11	9.5	10	8.7	8	7.0	3	5	667	3.8	282	1.61
県	平成22年	6,217,119	51,633	26,687	24,946	8.4	4,770	50,014	27,319	22,695	8.2	117	2.3	58	1.1	628	11.9	611	11.6	213	4.1	169	44	34,7853	5.7	12,391	2.02
	平成23年	6,147,619	50,379	25,770	24,609	8.2	4,652	51,689	28,008	23,681	8.4	117	2.3	59	1.2	628	12.2	507	9.8	220	4.4	180	40	32,186	5.2	11,591	1.89
	平成24年	6,195,576	48,881	25,169	23,712	8.0	4,530	53,206	28,934	24,272	8.7	135	2.8	64	1.3	555	11.1	598	12.0	216	4.4	165	51	32,150	5.3	11,521	1.88
	平成25年	6,192,994	48,343	24,794	23,549	7.9	4,514	53,603	29,062	24,541	8.8	110	2.3	50	1.0	573	11.3	557	11.3	168	3.5	138	30	31,375	5.1	11,290	1.85
	平成26年	6,197,784	46,749	23,991	22,758	7.6	4,245	53,975	28,943	25,032	8.8	104	2.2	53	1.1	600	12.5	543	11.3	202	4.3	159	43	30,578	5.0	10,642	1.74
国	平成22年	128,056,026	1,071,306	550,743	520,563	8.4	103,049	1,197,066	633,724	563,342	9.5	2,450	2.3	1,167	1.1	12,251	11.2	14,320	13.0	4,518	4.2	3,640	878	700,213	5.5	251,383	1.99
	平成23年	126,180,000	1,050,806	538,271	512,535	8.3	100,378	1,253,066	656,540	596,526	9.9	2,463	2.3	1,147	1.1	11,940	11.1	13,811	12.8	4,315	4.1	3,491	824	661,895	5.2	235,719	1.87
	平成24年	127,515,000	1,037,231	531,781	505,450	8.2	99,311	1,256,359	655,526	600,833	10.0	2,299	2.2	1,065	1.0	11,448	10.8	13,352	12.6	4,133	4.0	3,343	790	668,869	5.3	235,406	1.87
	平成25年	127,298,000	1,029,816	527,657	502,159	8.2	98,624	1,268,436	658,684	609,752	10.1	2,185	2.1	1,026	1.0	10,938	10.4	13,164	12.5	3,862	3.7	3,110	752	660,613	5.3	231,383	1.84
	平成26年	127,083,000	1,003,539	515,533	488,006	8.0	95,768	1,273,004	660,335	612,669	10.1	2,080	2.1	952	0.9	10,905	10.6	12,619	12.3	3,750	3.7	3,039	711	643,749	5.1	222,107	1.77

主要死因別死亡状況（平成26年）

（率は、人口10万対）

順位	市					県					国				
	死因	総数	男	女	率	死因	総数	男	女	率	死因	総数	男	女	率
1	悪性新生物	445	266	179	259.0	悪性新生物	16,068	9,681	6,387	262.8	悪性新生物	368,103	218,397	149,706	293.5
2	心疾患	314	157	157	182.8	心疾患	9,502	4,722	4,780	155.4	心疾患	196,926	92,278	104,648	157.0
3	肺炎	164	85	79	95.5	肺炎	5,389	3,021	2,368	88.1	肺炎	119,650	64,780	54,870	95.4
4	脳血管疾患	153	83	70	89.0	脳血管疾患	4,705	2,399	2,306	77.0	脳血管疾患	114,207	54,995	59,212	91.1
5	老衰	62	13	49	36.1	老衰	3,077	750	2,327	50.3	老衰	75,389	18,316	57,073	60.1
6	その他呼吸器系の疾患	54	29	25	31.4	不慮の事故	1,370	831	539	22.4	不慮の事故	39,029	22,562	16,467	31.1
7	自殺	42	32	10	24.4	自殺	1,215	825	390	19.9	腎不全	24,776	11,935	12,841	19.8
8	不慮の事故	35	25	10	20.4	腎不全	905	457	448	14.8	自殺	24,417	16,875	7,542	19.5
9	腎不全	31	15	16	18.0	大動脈瘤及び解離	693	391	302	11.3	大動脈瘤及び解離	16,423	8,607	7,816	13.1
10	大動脈瘤及び解離	25	11	14	14.6	肝疾患	641	408	233	10.5	慢性閉塞性肺疾患	16,184	13,002	3,182	12.9

資料：印旛健康福祉センター事業年報

部位別悪性新生物死亡数

(死亡率は人口10万対)

年 部位		平成 22 年			平成 23 年			平成 24 年			平成 25 年			平成 26 年		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
口唇、口腔 及び咽頭		2	3	5	7	3	10	5	2	7				11	0	11
食道		12	3	15	18	4	22	16	—	16				16	1	17
胃		38	19	57	41	20	61	48	12	60				43	19	62
結腸		11	19	30	22	29	51	23	14	37				16	13	29
直腸S状結腸移行部 及び直腸		12	7	19	7	10	17	7	5	12				14	4	18
肝及び肝内胆管		28	8	36	20	11	31	21	7	28				20	8	28
胆のう及びその他 の胆道		7	12	19	15	8	23	13	8	21				8	11	19
膵		15	13	28	21	16	37	19	17	36				14	13	27
喉頭		—	—	—	1	—	1	1	1	2				2	0	2
気管、気管支 及び肺		50	26	76	42	27	69	52	28	80				52	29	81
皮膚		—	2	2	1	1	2	—	1	1				1	2	3
乳房		—	20	20	—	16	16	—	14	14				—	21	21
子宮		—	5	5	—	10	10	—	7	7				—	9	9
卵巣		—	5	5	—	8	8	—	7	7				—	9	9
前立腺		20	—	20	11	—	11	19	—	19				18	—	18
膀胱		7	5	12	10	3	13	6	3	9				10	4	14
中枢神経系		5	—	5	—	1	1	1	—	1				1	2	3
悪性リンパ腫		5	3	8	5	5	10	4	2	6				8	8	16
白血病		10	5	15	4	4	8	7	5	12				7	4	11
その他		16	12	28	21	15	36	25	23	48				25	22	47
計		238	167	405	246	191	437	267	156	423				266	179	445
死 亡 率	市	235.2			253.7			245.6						259.0		
	県	245.0			249.0			249.8						262.8		
	国	279.6			283.2			283.1						293.5		

資料：印旛健康福祉センター事業年報

—：該当なし

※平成25年度統計については、印旛健康福祉センター事業年報の中で報告されていないため、掲載しておりません。

３．母子保健

低体重児届出状況

(単位：人)

年度 \ 体重	総数	499 g 以下	500～ 999 g	1,000～ 1,499 g	1,500～ 1,999 g	2,000～ 2,499 g
平成 22 年度	37	—	2	1	8	26
平成 23 年度	24	—	—	1	3	20
平成 24 年度	60	—	2	5	14	39
平成 25 年度	平成 25 年度より権限移譲され、届出は市町村へ行うこととなった。 ※15. 未熟児養育医療に掲載 (P61～)					

—：該当なし

資料：印旛健康福祉センター事業年報

４．結核

年末現在登録者数（年齢階級別）

(単位：人)

年度 \ 区分	総数	0～ 4 歳	5～ 9 歳	10～ 14 歳	15～ 19 歳	20～ 29 歳	30～ 39 歳	40～ 49 歳	50～ 59 歳	60～ 69 歳	70 歳 以上
平成 22 年度	31	—	—	—	2	1	4	3	4	3	14
平成 23 年度	39	—	—	—	3	1	7	7	3	5	13
平成 24 年度	67	—	—	—	1	4	11	10	6	10	25
平成 25 年度	68	—	1	—	—	8	16	13	4	8	18
平成 26 年度	47	—	—	—	—	2	9	8	1	9	18

—：該当なし

資料：印旛健康福祉センター事業年報

5. 精神保健

自立支援医療（精神通院）認定件数

（各年度末現在）

（単位：件）

	公費負担患者数
平成 21 年度	1,651
平成 22 年度	1,865
平成 23 年度	1,965
平成 24 年度	2,122
平成 25 年度	2,191
平成 26 年度	2,295

資料：印旛健康福祉センター事業年報

入院患者等の状況

（各年 6 月 30 日現在）（単位：件）

	人 口	県内病院 への入院患者数	人口万対 入院患者数	管内患者入院先（再掲）					
				圏内の病院への入院患者数				圏外の病院への 入院患者数	
				管内病院		管外病院			
				数	%	数	%	数	%
平成 22 年度	172,617	271	15.7	125	46.1	—	—	146	53.9
平成 23 年度	172,342	254	14.7	120	47.2	—	—	134	52.8
平成 24 年度	172,289	242	14.0	128	52.9	—	—	114	47.1
平成 25 年度	171,818	240	14.0	126	52.5	—	—	114	47.5
平成 26 年度	171,848	227	13.2	115	50.7	—	—	112	49.3

—：該当なし

資料：印旛健康福祉センター事業年報

*人口 7 月 1 日現在（千葉県毎月常住人口調査による）

佐倉市保健事業のまとめ ー平成26年度ー

平成28年3月発行

発	行	佐倉市健康子ども部健康増進課
住	所	〒285-0825 佐倉市江原台2-27（佐倉市健康管理センター）
電	話	043(485)6713
